



# 志木市こども計画

令和7年度～令和11年度

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

成育医療等基本方針に基づく計画

放課後児童対策パッケージに基づく放課後児童対策

子ども・若者計画

子どもの貧困対策計画

子ども・若者が  
自分らしくいきいきと暮らせる  
まちを目指して

～すべての子ども・若者が幸せな未来を切り拓くことができるよう  
地域みんなで支えるまち「志木」～

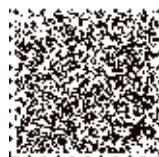
カバル



©(公財)志木市文化  
スポーツ振興公社  
<https://www.sbs.or.jp>

このコードは、音声コード  
「Uni-Voice」です。  
専用アプリで読み取ると、  
音声で内容が確認できます。

令和7年3月  
志木市





はじめに

### 「すべての子ども・若者が笑顔で暮らせるまちへ」

子どもは、次代を担うかけがえのない存在であり、地域に元気と希望を与えてくれる社会の宝です。

本市では、令和6年度までの5年間で、第2期志木市子ども・子育て支援事業計画に基づき、市民、地域、関係機関、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んでまいりました。

しかしながら、孤独、孤立、虐待、ヤングケアラーなど、子どもや若者、子育て家庭の抱える課題はさまざまな要因により深刻化・複雑化しております。



このたび、本市では、令和5年4月に、子ども・若者施策を総合的に推進することを目的として施行された「こども基本法」に基づき、「第3期志木市子ども・子育て支援事業計画」を含め、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「志木市こども計画」を策定しました。

計画の対象は妊産婦からおおむね29歳まで、施策によっては39歳までとし、基本理念を「子ども・若者が自分らしくいきいきと暮らせるまちを目指して」と定め、すべての子ども・若者が幸せな未来を切り拓くことができるよう、ライフステージに応じた施策の充実に努めるとともに、切れ目のない支援に全力で取り組んでまいります。

こども計画を着実に実行していくため、子ども・若者の意見を聴きながら、子ども・若者の視点に立ち、さまざまな施策を推進してまいります。

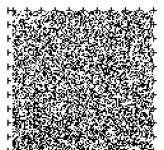
また、若い世代が安心して子どもを産み育てるためには、地域社会の関わり合いや支援が不可欠であり、地域の皆様と行政との協働による子育て支援の社会づくりが重要となりますので、皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、志木市児童福祉審議会委員の皆様ならびに志木市青少年育成市民会議理事の皆様をはじめ、子ども・子育て支援に係るアンケート調査やパブリックコメントなど、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様方に深く感謝申し上げます。

令和7年3月

志木市長

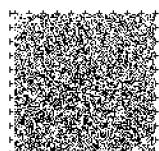
香川 武文



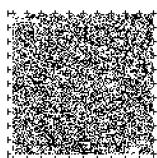


# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の根拠と位置づけ	3
3 計画の対象	5
4 計画の期間	5
5 策定過程及び策定体制	6
<b>第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境</b>	7
1 統計・アンケートからみる志木市の現状	7
2 関係団体アンケート結果	30
3 子ども・若者の意見聴取結果	32
4 第2期志木市子ども・子育て支援事業計画の評価	34
5 課題のまとめ	47
<b>第3章 計画の基本的な方針</b>	50
1 基本理念	50
2 基本的な視点	52
3 計画の全体像	54
4 施策体系・重点施策	56
<b>第4章 施策の展開</b>	63
<b>ライフステージを通した施策</b>	
目標1 子ども・若者の主体性を育むための支援【子ども・若者育成支援計画を含む】	63
目標2 親と子の健康・医療の充実【成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健分野）を含む】	69
目標3 児童虐待防止、配慮を要する子ども・家庭への支援【子どもの貧困対策計画を含む】	77
目標4 地域ぐるみで子ども・若者を守る体制の強化	88
<b>ライフステージ別の施策</b>	
目標5 「子育て」と「子育ち」の支援	94
目標6 未来を切り拓く子ども・若者への支援【成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健分野）を含む】	104
<b>第5章 第3期志木市子ども・子育て支援事業計画</b>	110
1 教育・保育提供区域の設定	110
2 教育・保育事業の見込み・確保策	111
3 地域子ども・子育て支援事業の見込み・確保策	115
<b>第6章 計画の推進にあたって</b>	126
1 計画の推進体制	126
2 計画の評価・検証	127



資料編 .....	130
1 計画策定までの経過 .....	130
2 志木市児童福祉審議会名簿 .....	135



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

---

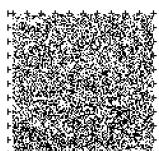
本市においては、平成21年度に「志木市子育ていろはプラン～次世代育成支援推進行動計画（後期計画）～」を策定したのち、平成27年度に施行された国の「子ども・子育て支援新制度」に対応し、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、平成27年度から令和元年度を計画期間とする「志木市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。その後、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期志木市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「笑顔かがやく 志木っ子すくすく 地域みんなで育てよう」を目指して、市民、地域、関係機関、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

一方で、全国的に少子化の進行や人口減少は歯止めがかかるおらず、国立社会保障・人口問題研究所が平成29年に発表した推計では、出生数が80万人を下回るのは令和15年とされていましたが、令和4年には統計開始以来、初めて出生数が80万人を下回り、令和6年11月に厚生労働省が発表した人口動態統計によると、令和6年の出生数は70万人を割り込む可能性があるなど、予想以上に少子化が加速している状況にあります。加えて、児童虐待、貧困、いじめ、不登校、自殺、ひきこもりなど、子ども・若者を取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした状況を踏まえ、すべての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども・若者施策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」が令和5年4月に施行、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。「市町村こども計画」は「こども基本法」に基づき、「こども大綱」を勘案して、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」を含むものとして作成するよう努力義務が課せられています。

このたび、「第2期志木市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、「第3期志木市子ども・子育て支援事業計画」を含め、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「志木市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

これにより、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、子どもを産み育てやすい環境の整備を加速させるとともに、子ども・若者の視点に立って、子ども・若者の命や安全を守る施策の強化など、さまざまな課題に適切に対応するため、子ども・若者施策を総合的に推進していきます。



## ■こども大綱とは

国のことども大綱は、ことども基本法に基づき、ことども施策を総合的に推進するため、これまで別々に定められていた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、ことども施策に関する基本的な方針や重要事項をまとめたものです。

自治体ことども計画は、ことども大綱を勘案して定めることとされており、本計画にもこれらの内容を盛り込むことが求められています。

### ●少子化社会対策

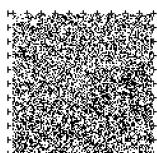
家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを目指して、平成15年9月に「少子化社会対策基本法」が施行され、この法律に基づき、「少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。

### ●子ども・若者育成支援

一人ひとりの子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指して、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、この法律に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」が閣議決定されました。

### ●子どもの貧困対策

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことを目指し、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、この法律に基づき平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。令和6年6月の法改正により、法律の題名が「ことどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に、また「子供の貧困対策に関する大綱」が「ことどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」に改められました。

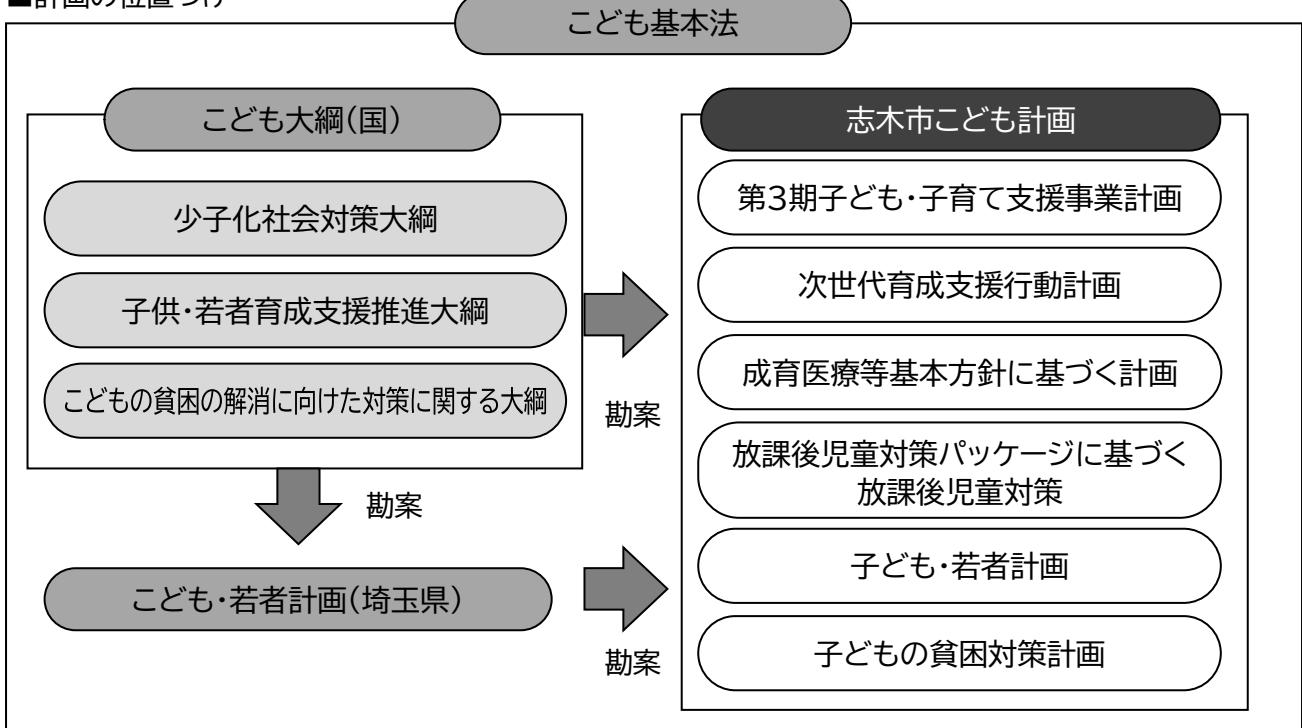


## 2 計画の根拠と位置づけ

本計画は、以下の法令などに基づく計画を包含し策定するものです。

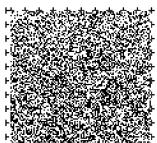
- こども計画：こども基本法第10条第2項
- 子ども・子育て支援事業計画：子ども・子育て支援法第61条
- 次世代育成支援行動計画：次世代育成支援対策推進法第8条
- 成育医療等<sup>\*1</sup>基本方針に基づく計画：成育医療等基本方針
- 子ども・若者計画：子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
- 子どもの貧困対策計画：子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項
- 国の放課後児童対策パッケージに基づく放課後児童対策

### ■計画の位置づけ

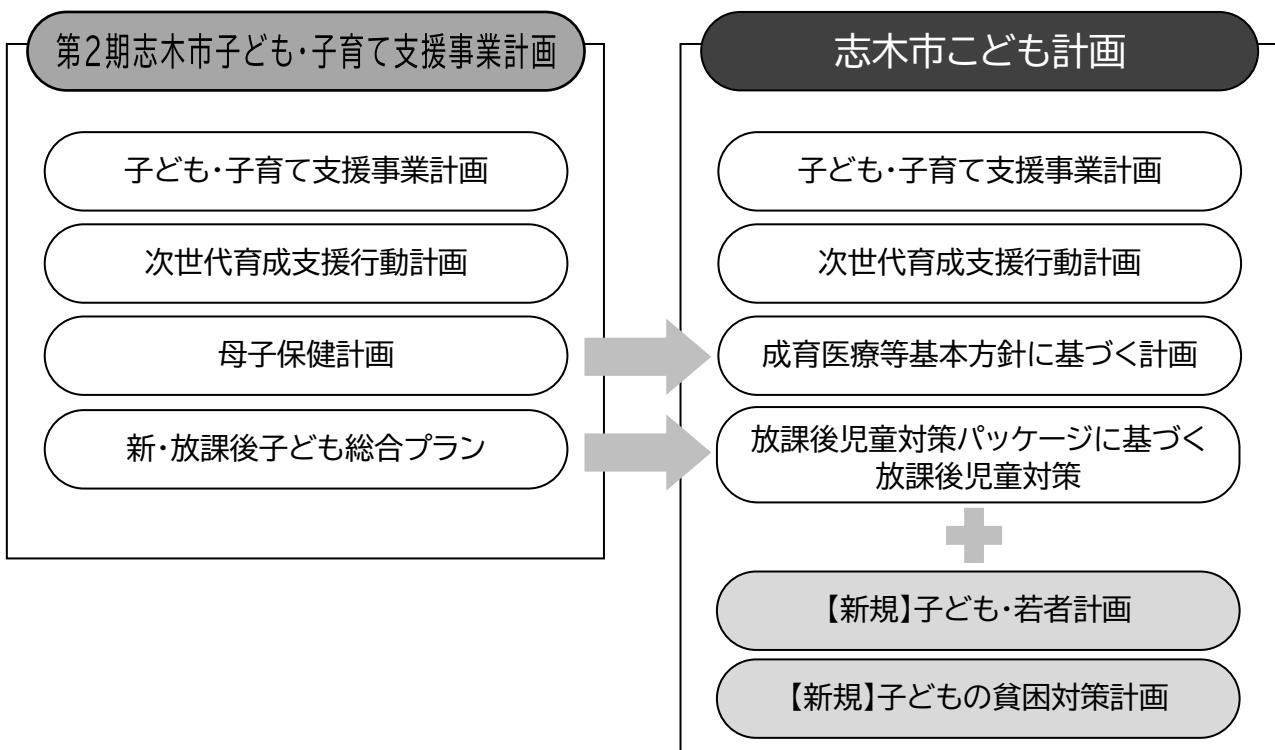


なお、「第2期志木市子ども・子育て支援事業計画」は、放課後児童対策を定めた「新・放課後子ども総合プラン」及び母子保健施策を定めた「母子保健計画」を包含した計画でしたが、国の定める「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度末で終了となつたことから、本計画においては、新たに放課後児童対策パッケージに基づく放課後児童対策として位置付けるものです。また、母子保健を含む成育医療等基本方針に基づく計画の策定を示す「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」が通知され、「母子保健計画策定指針」を示す国の通知が廃止されました。これに伴い、本計画では、これまでの「母子保健計画」を引き継ぎながら、「成育医療等基本方針に基づく計画」を包含するものとします。

\*1 成育医療等：妊娠・出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生じる心身の健康に関する問題などを包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育・福祉などに係るサービスのこと。



## ■第2期志木市子ども・子育て支援事業計画からの変更点



### ●子ども・子育て支援事業計画について

教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保などについて定めるための計画です。

### ●次世代育成支援行動計画について

少子化の流れを変え、子育てしやすい環境の実現を目指すための計画です。

### ●成育医療等基本方針に基づく計画について

成育過程にある人や、その保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための計画です。

### ●放課後児童対策パッケージに基づく放課後児童対策について

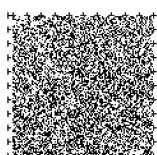
放課後児童対策を一層強化し、子どものウェルビーイング(幸福・心身の健康)の向上と共に働き・共育への推進を図るための取り組みについて施策を位置づけるものです。

### ●子ども・若者計画について

すべての子ども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指し、子ども・若者の育成支援に関する施策を推進するための計画です。

### ●子どもの貧困対策計画について

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもと家庭を支える取り組みを総合的に推進するための計画です。



### 3 計画の対象

---

こども基本法では、「こども」は「心身の発達の過程にある者」と定義されており、「おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく」支援を行うことが求められています。また、こども大綱では、「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことが基本的な方針として掲げられていることから、本計画においては子ども・若者と子育て当事者を計画の対象とします。

なお、ライフステージについては、こども大綱において、「誕生前」「乳児期」「幼児期」「学童期」「思春期」「青年期」と分けられており、「青年期」については「おおむね30歳未満とし、施策によってはポスト青年期<sup>\*2</sup>の者も対象」とされています。

また、「若者」については、法令上の定義はありませんが、本計画においては、思春期及び青年期の者とし、法令の規定を示す場合を除き、「若者」の語を用いることとします。

さらに、「子ども」、「こども」、「子供」の表記は制度に準じることとし、特に「子ども・子育て支援法」における教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。

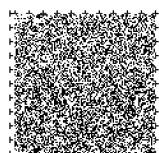
### 4 計画の期間

---

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。また、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の評価を行います。

---

\*2 ポスト青年期：子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月）では、青年期を過ぎ、大学などにおいて社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営むうえで困難を有する、40歳未満の者と示されている。



## 5 策定過程及び策定体制

### 《策定過程》

#### ●アンケート調査の実施

- (1)子育て支援アンケート(令和5年10月～11月実施)
- (2)子どもの生活実態アンケート(令和5年10月～11月実施)
- (3)ヤングケアラー実態調査(令和5年8月～11月実施)
- (4)乳幼児健康診査時アンケート(令和4年4月～令和5年3月実施)
- (5)子ども・若者の意識に関する調査(令和6年6月実施)

#### ●関係団体アンケート調査(令和6年4月～5月実施)

#### ●子ども・若者の意見聴取(令和6年8月～9月実施)

#### ●意見公募手続(令和7年1月～2月実施)

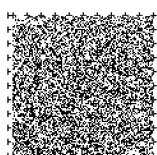
	乳幼児期	小学生・中学生	高校生年代～若者
子ども・若者本人		<p>子どもの生活実態アンケート(小学5年生・中学2年生)</p> <p>ヤングケアラー実態調査(小学4年生～中学3年生)</p>	子ども・若者の意識に関する調査
保護者	<p>子育て支援アンケート(就学前・小学生)</p> <p>乳幼児健康診査時アンケート(3か月・1歳6か月・3歳児)</p>	子どもの生活実態アンケート(小学5年生・中学2年生) 保護者・児童扶養手当など受給世帯)	
支援者		関係団体アンケート調査 (子育てサークル・子育て支援団体・居場所運営団体・学習支援団体・障がい児団体など)	

### 《策定体制》

#### ●児童福祉審議会による審議…令和5年度(4回)、令和6年度(7回)

#### ●青少年育成市民会議による検討

#### ●子ども・健康施策庁内推進会議(4回)



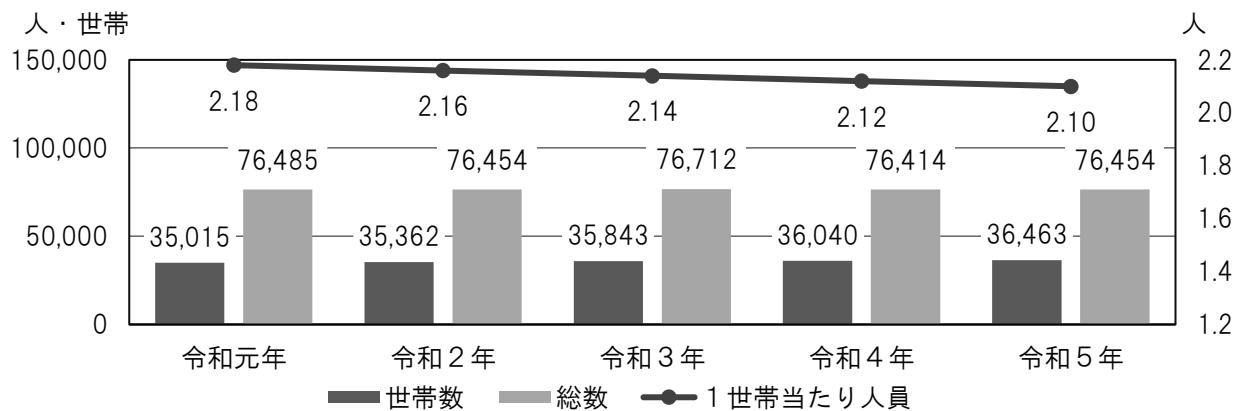
# 第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境

## 1 統計・アンケートからみる志木市の現状

### (1)人口・世帯の状況

#### ●総人口・世帯数

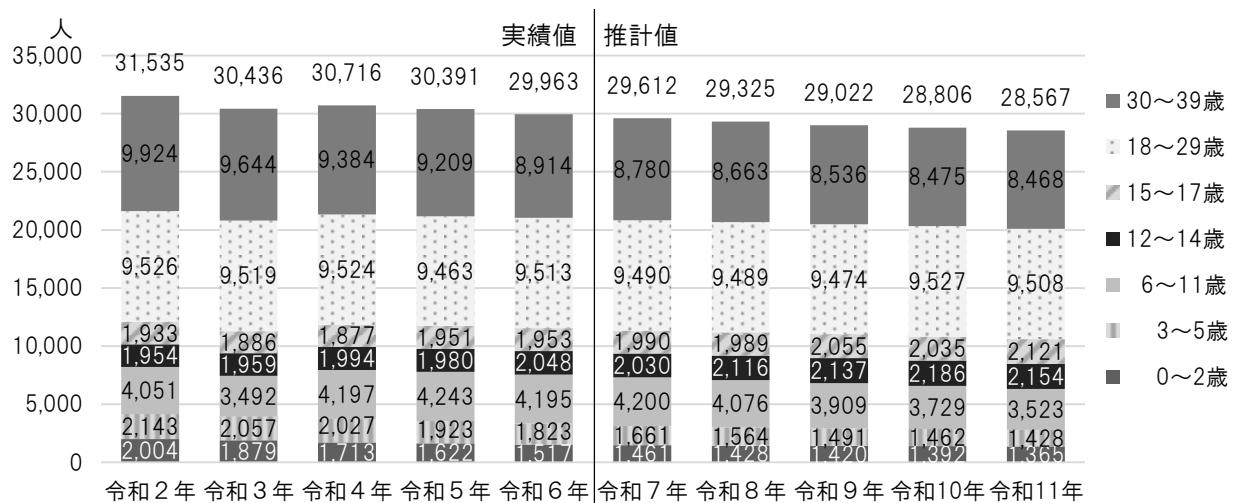
総人口は令和3年をピークに76,000人台で推移しています。世帯数は年々増加しており、世帯の小規模化が進行しています。



資料：統計しき(各年10月1日現在)

#### ●子ども・若者の人口

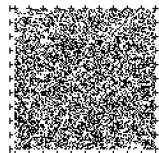
子ども・若者の人口は過去5年間で6～11歳、12～14歳、15～17歳が増加し、そのほかの年代は減少しています。推計値においては、12～29歳は増加、そのほかの年代は減少していくことが見込まれます。



資料：【実績値】埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

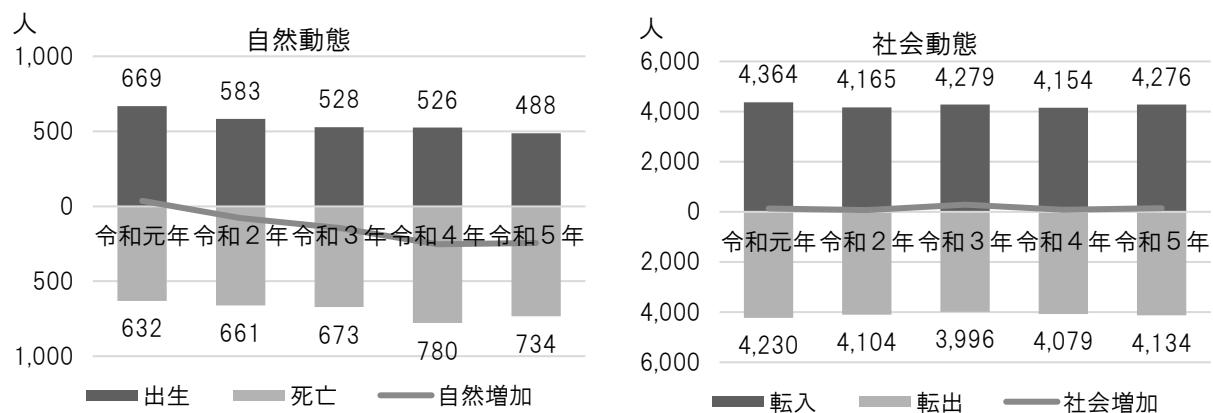
【推計値】5歳以下は市保育課独自推計、6歳以上は令和3年から令和6年

1月1日現在の住民基本台帳人口を基にコーホート要因法により算出。



## ●人口動態

過去5年間でいずれも社会増となっていますが、転入と転出数が同程度となっており、令和2年以降自然減の数値が増加していることから、令和4年と令和5年は人口減となっています。

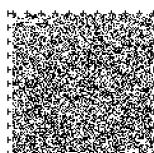
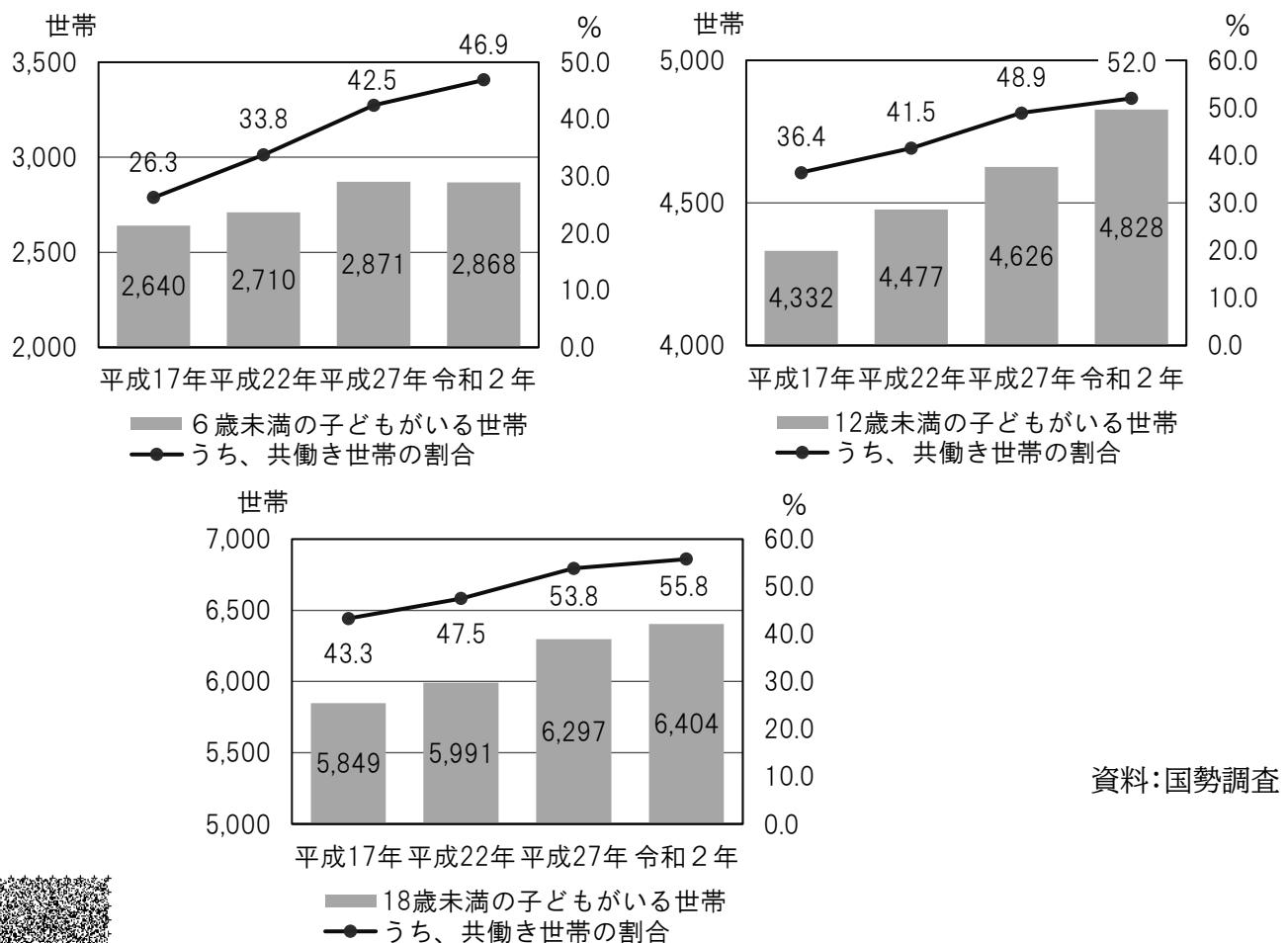


資料:統計しき(各年 12月 31日現在)

## ●子どもの年齢別世帯数

6歳未満(就学前児童)の子どもがいる世帯数は、平成27年までは増加していましたが、平成27年から令和2年にかけてはほぼ横ばいとなっています。一方、12歳未満(小学生)及び18歳未満の子どもがいる世帯数は一貫して増加しています。

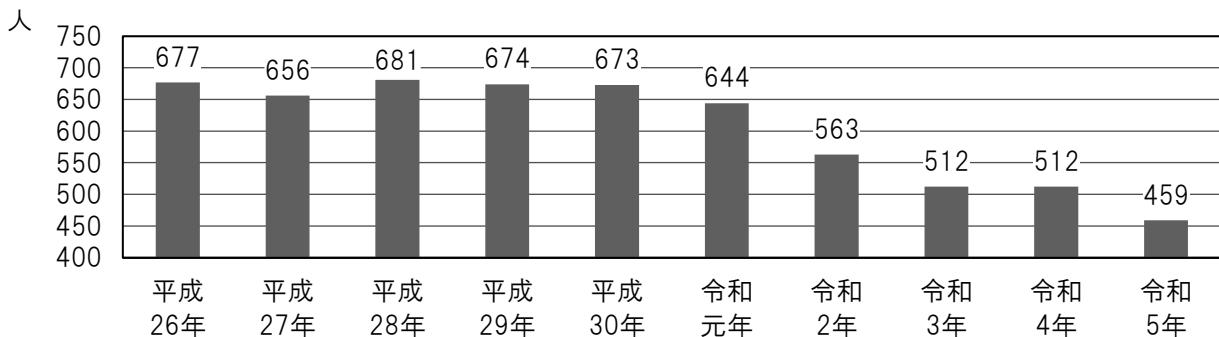
うち共働き世帯の割合はいずれも増加し、特に6歳未満の共働き世帯割合の伸びが大きくなっています。



## (2)出生の状況

### ●出生数

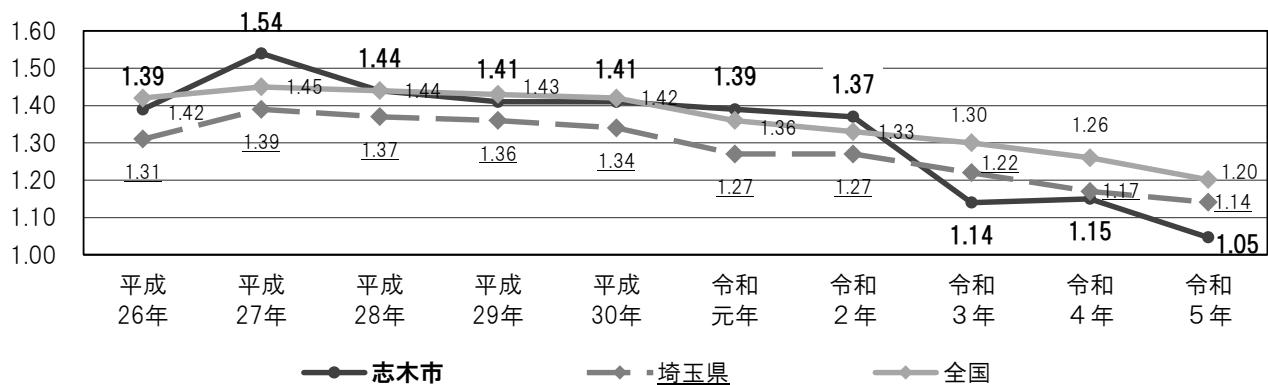
出生数は減少傾向にあり、令和5年は459人となっています。



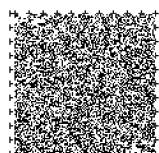
資料:埼玉県 人口動態総覧(保健所・市区町村別)

### ●合計特殊出生率

合計特殊出生率は平成27年をピークに減少傾向にあります。令和元年・2年は国や県を上回っていましたが、令和3年から5年は国や県よりも低い水準となっています。



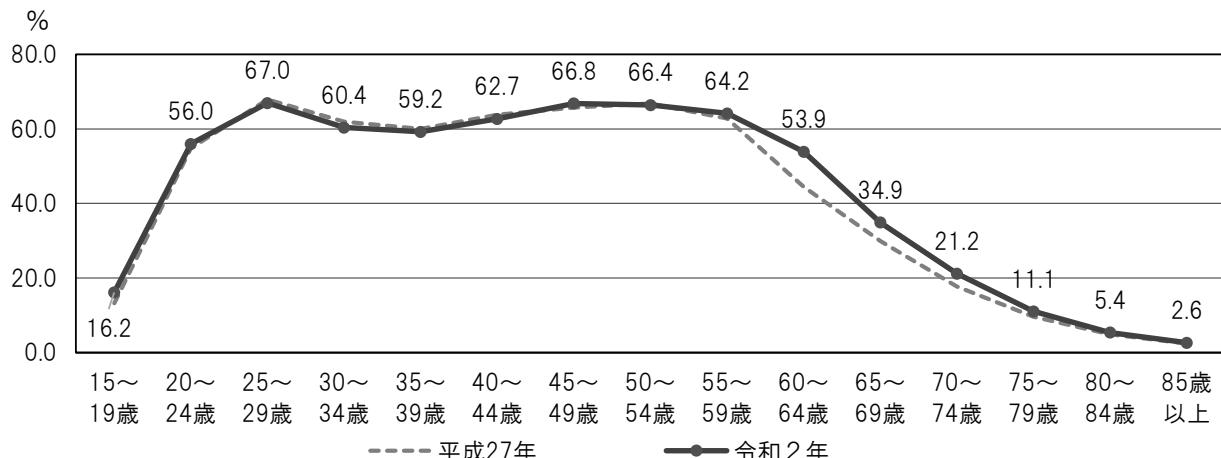
資料:埼玉県 合計特殊出生率の年次推移(保健所・市区町村別)



### (3)女性の就業率の状況

#### ●女性(5歳階級別)の就業率

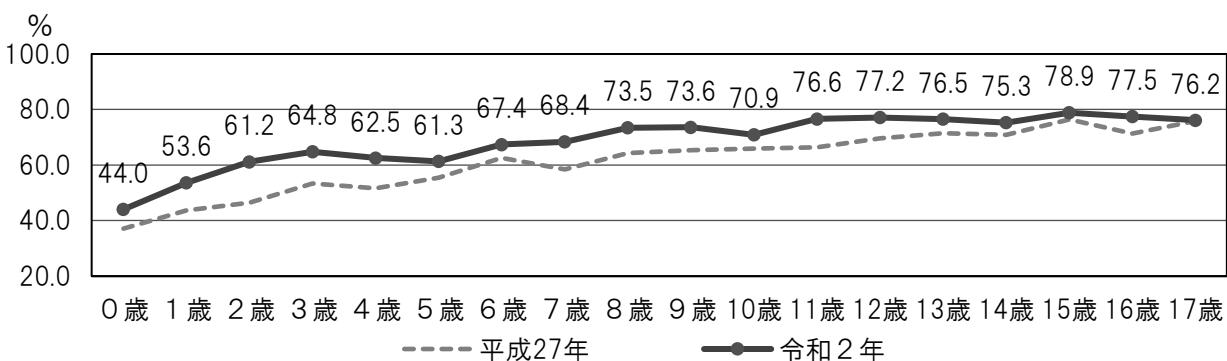
女性の就業率は、5年前と同様の結果となっています。30～44歳の割合がやや低くなっています。出産・子育てを迎えると就業率が一時的に低くなる「M字カーブ」を緩やかに描いています。



資料:国勢調査

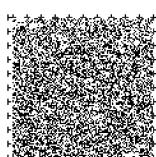
#### ●子どもの年齢別共働きの割合

最年少の子どもの年齢別に共働き世帯の割合をみると、概ね子どもの年齢が上がるほど割合が高くなっていますが、3～5歳、10歳、12～14歳、15～17歳で下がる傾向にあります。5年前と比較すると、すべての年代で割合が増加しています。



※夫が就業者である世帯のうち妻が就業している世帯の割合。

資料:国勢調査



## (4)子育て家庭の意識・実態

### [乳幼児健康診査時アンケートの結果]

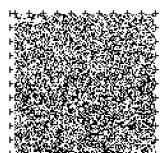
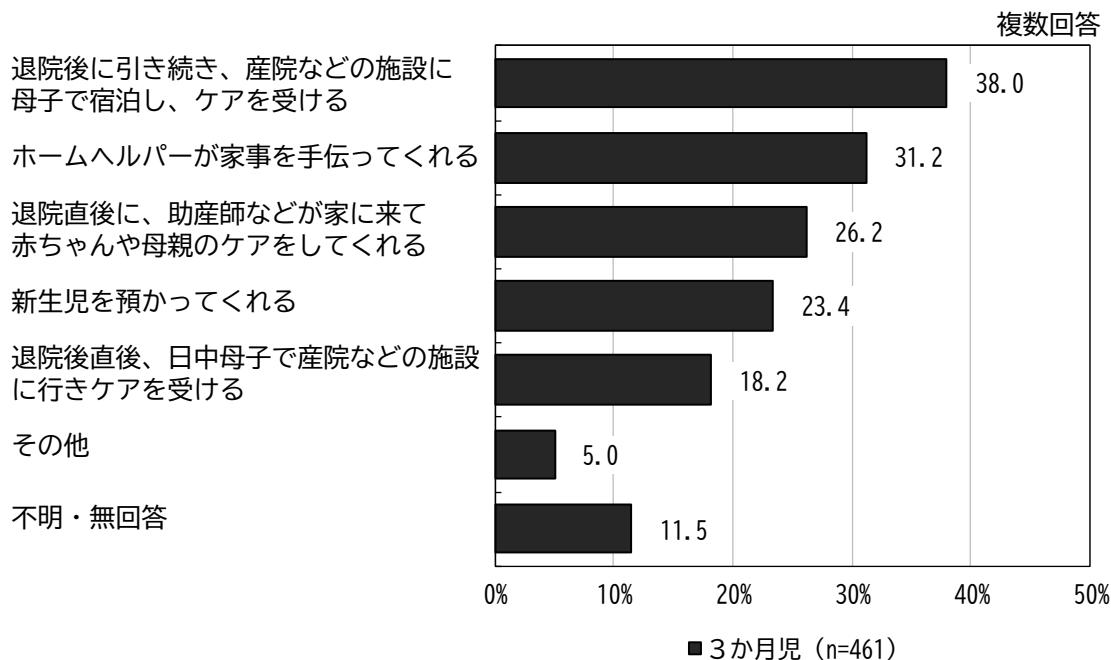
#### 【調査概要】

- 調査の目的：本調査は、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み・育てることができる環境整備に向けて、母子保健施策の現状と課題を把握することを目的として実施しました。
- 調査対象者：乳幼児保護者
- 集計期間：令和4年4月～令和5年3月
- 調査方法：乳幼児健診通知に調査票を同封し、健診時に回収

調査票	配付数	回収数計	回収率
3か月児健診	513	461	89.9%
1歳6か月児健診	559	496	88.7%
3歳児健診	600	559	93.2%
合計	1,672	1,516	90.7%

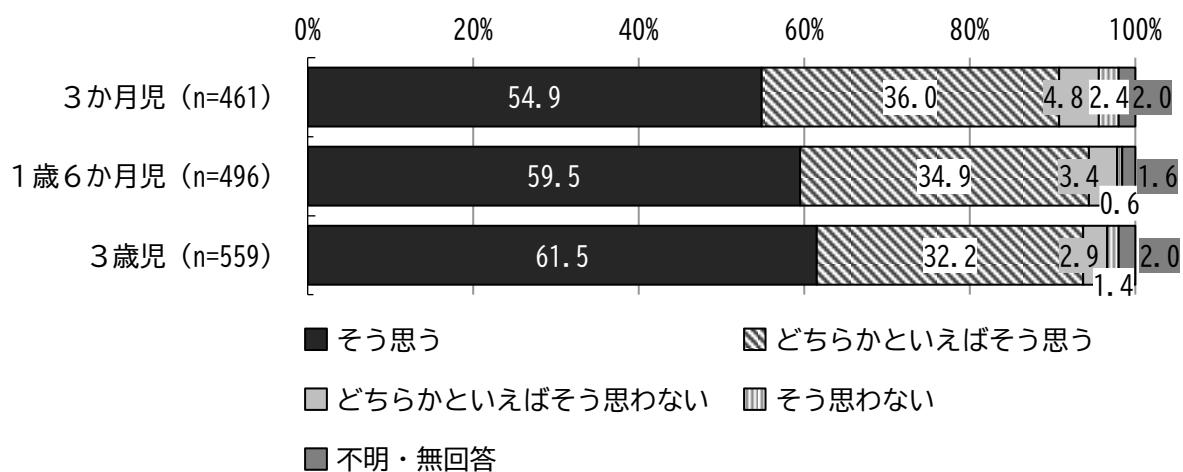
#### ①産後、どんなケアがあればよいと思うか

「退院後に引き続き、産院などの施設に母子で宿泊し、ケアを受ける」が38.0%で最も多く、次いで「ホームヘルパーが家事を手伝ってくれる」が31.2%、「退院直後に、助産師などが家に来て赤ちゃんや母親のケアをしてくれる」が26.2%となっています。



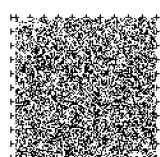
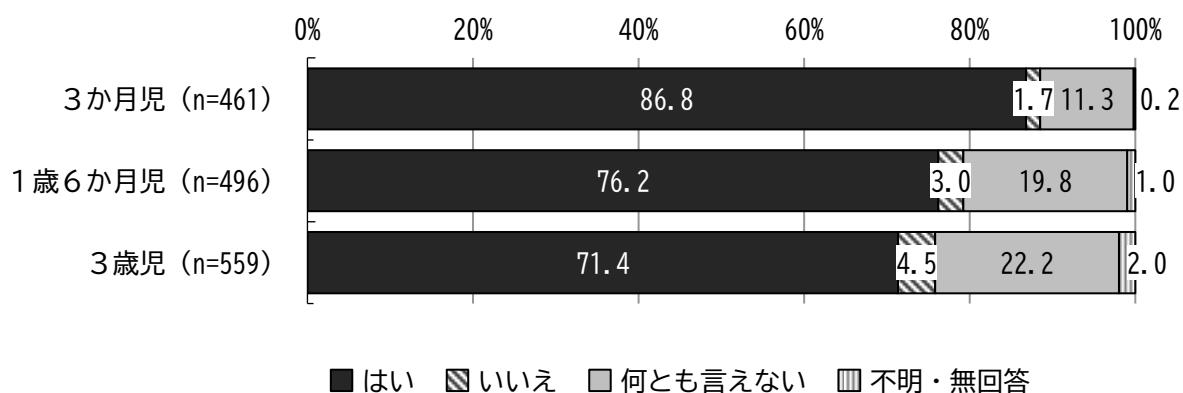
## ② この地域で今後も子育てをしていきたいか

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が、いずれの調査も9割台となっています。  
「どちらかといえば思わない」と「そう思わない」の合計は、3か月児で7.2%、1歳6か月児で4.0%、  
3歳児で4.3%となっています。



## ③ ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があるか

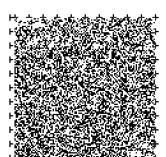
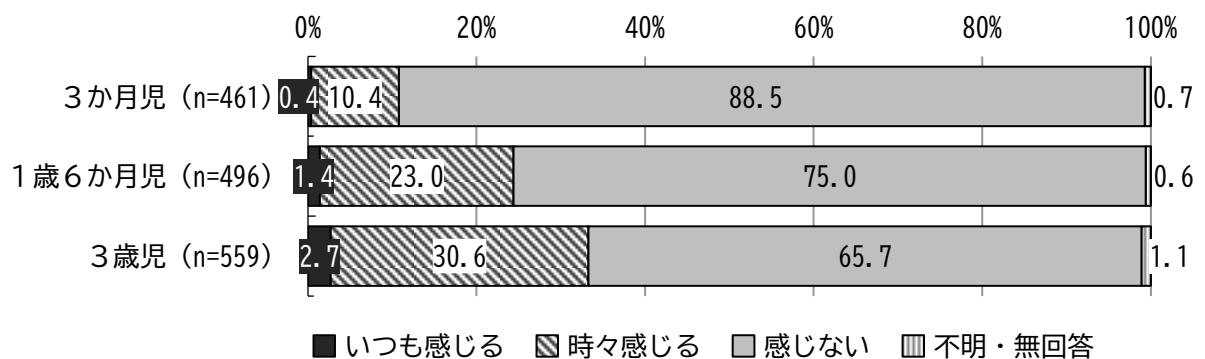
いずれの調査も「はい」が7~8割と最も多く、次いで「何とも言えない」、「いいえ」となっています。  
子どもの年齢が上がるにつれ、「はい」が少なくなる傾向にあります。



#### ④ 育てにくさを感じるか

いずれの調査も「感じない」が最も多く、次いで「時々感じる」、「いつも感じる」となっています。

子どもの年齢が上がるにつれ、「いつも感じる」と「時々感じる」が多くなる傾向にあり、その合計は3か月児で10.8%、1歳6か月児で24.4%、3歳児で33.3%となっています。



## 〔子育て支援アンケートの結果〕

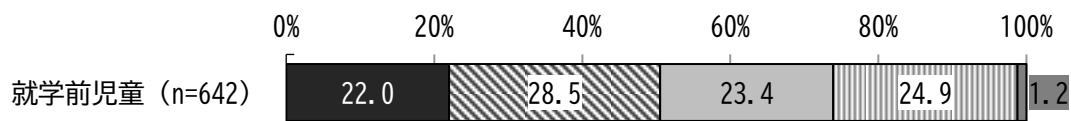
### 【調査概要】

- 調査の目的：本調査は、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第3期志木市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保育ニーズや本市の子育て支援サービスに対する利用状況や意向を把握することを目的として実施しました。
- 調査対象者：志木市内在住の「就学前児童」がいる世帯・保護者【就学前児童保護者調査】  
志木市内在住の「小学生児童」がいる世帯・保護者【小学生児童保護者調査】
- 抽出方法：就学前児童 1,500 人、小学生児童 1,500 人を無作為抽出
- 調査期間：令和5年10月23日～11月13日
- 調査方法：郵送での調査票の配付、郵送での調査票の回収または web での回答

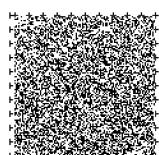
調査票	配付数	回収方法		回収数計	回収率
		紙	web		
就学前児童保護者	1,500	337	305	642	42.8%
小学生児童保護者	1,500	364	307	671	44.7%
合計	3,000	701	612	1,313	43.8%

① 子どもの母親で、産後3か月以内に心や体の不調を感じることがあったか

「あった」と「時々あった」の合計が 50.5%と多く、次いで「なかった」が 24.9%、「ほとんどなかった」が 23.4%となっています。

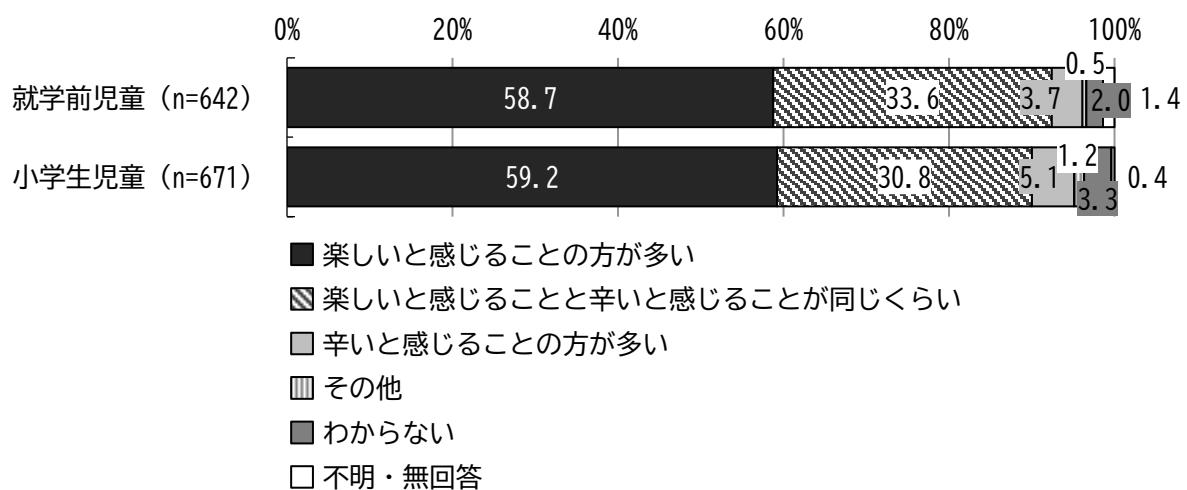


■あつた □時々あつた □ほとんどなかつた □なかつた □不明・無回答



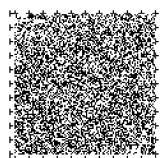
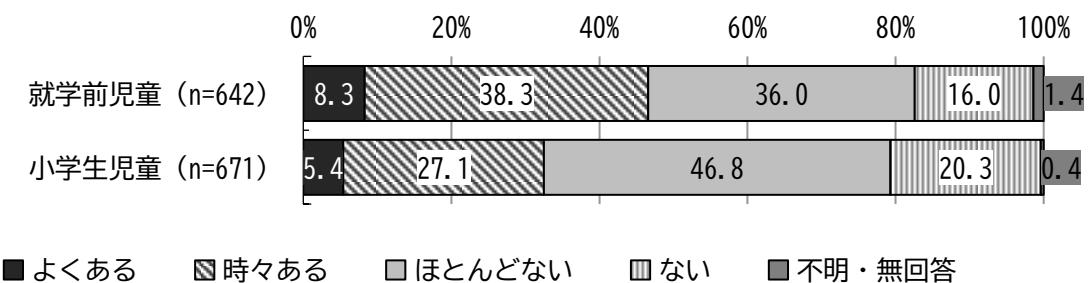
## ② 子育てを楽しいと感じることが多いと思うか

就学前児童、小学生児童ともに「楽しいと感じることの方が多い」が最も多く、それぞれ 58.7%、59.2%となっています。



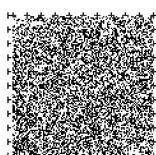
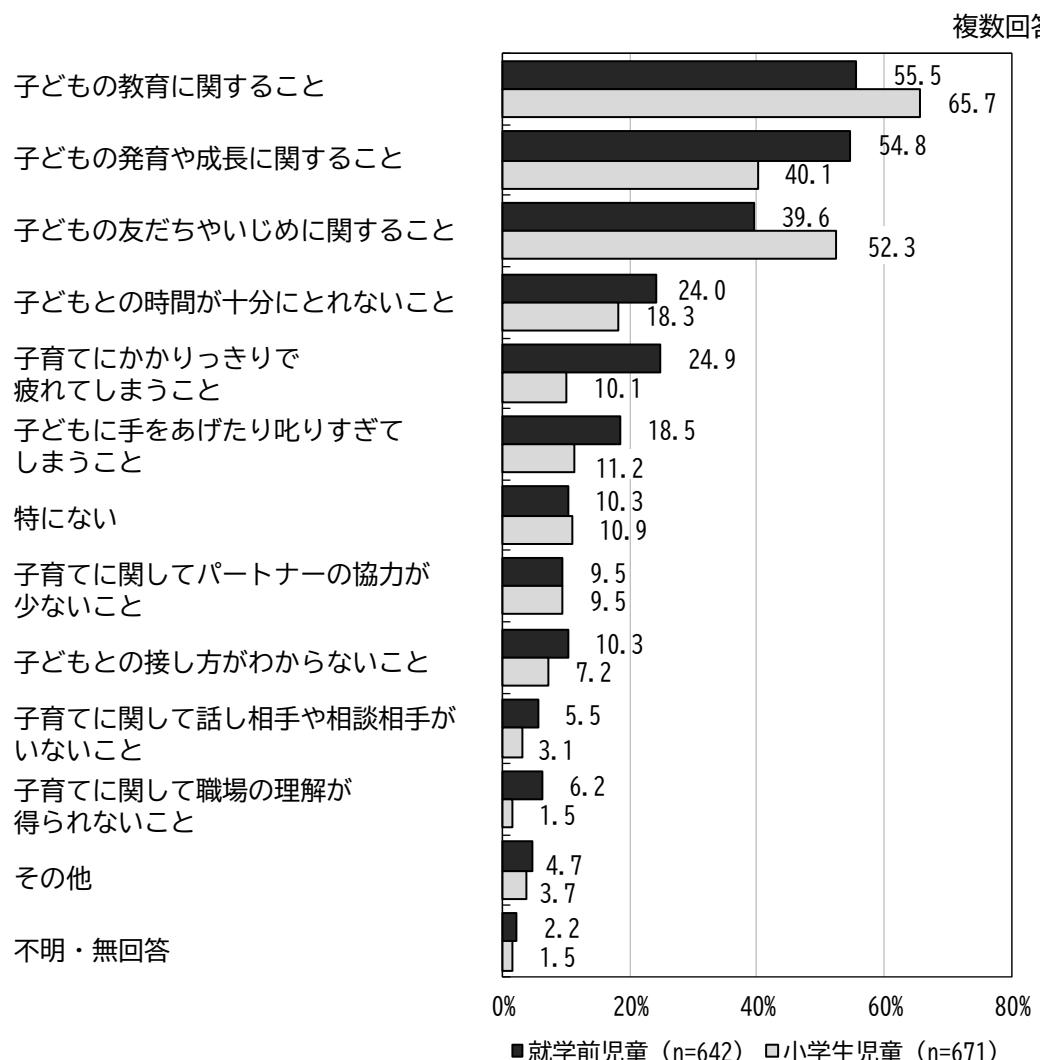
## ③ 子育て中に孤独・孤立感を感じるか

「よくある」と「時々ある」の合計が就学前児童で 46.6%、小学生児童で 32.5%となっています。



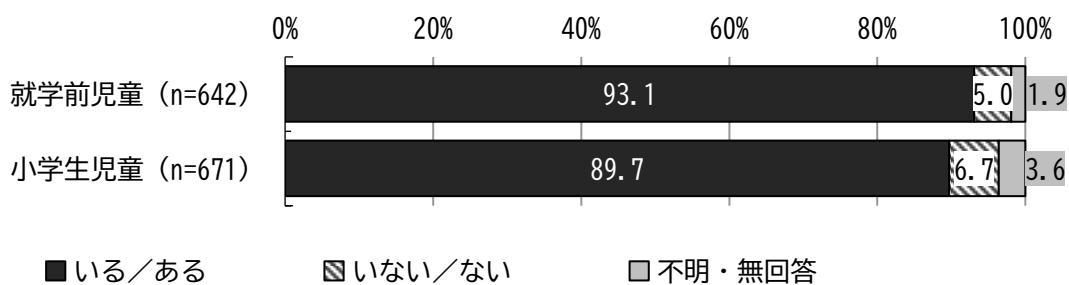
#### ④ 子育てをする上で心配なことや気になること

「子どもの教育に関すること」が就学前児童で55.5%、小学生児童で65.7%、「子どもの発育や成長に関すること」が就学前児童で54.8%、小学生児童で40.1%、「子どもの友だちやいじめに関すること」が就学前児童で39.6%、小学生児童で52.3%と多くなっています。



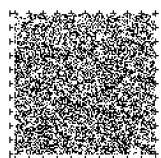
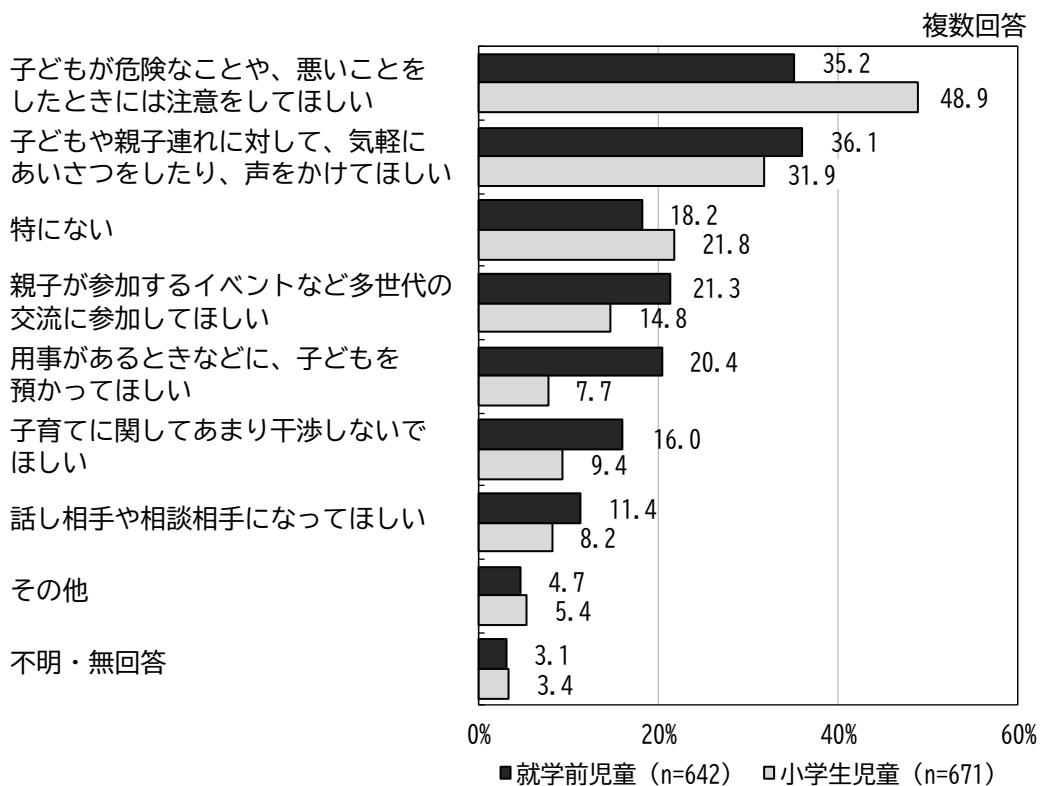
## ⑤ 子育てをする上で相談相手や相談できる場所の有無

「いる／ある」が就学前児童で93.1%、小学生児童で89.7%となっています。



## ⑥ 子育てに関して、地域の人などどのようなことを望むか

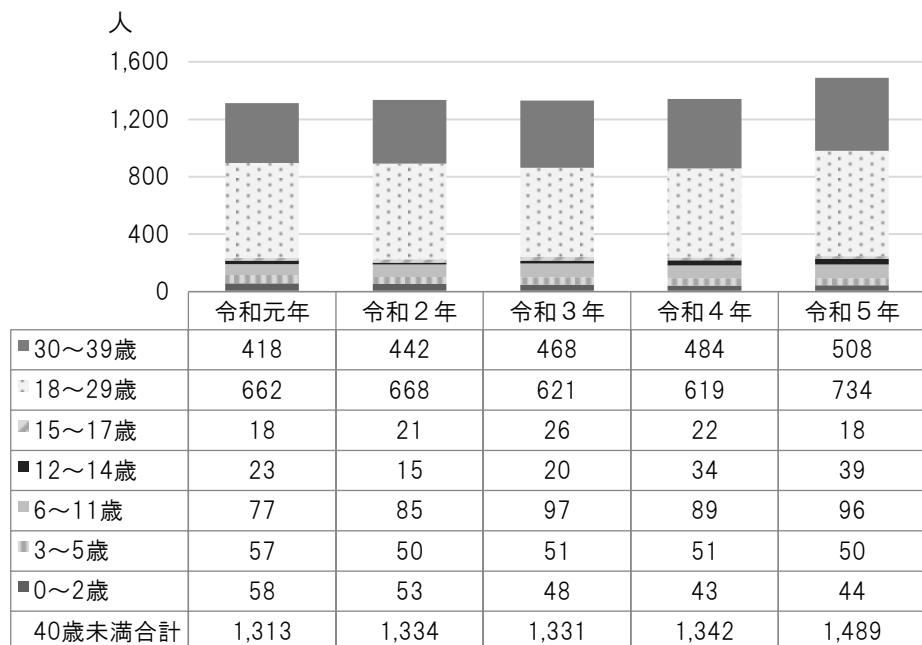
「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意をしてほしい」が就学前児童で35.2%、小学生児童で48.9%、「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつをしたり、声をかけてほしい」が就学前児童で36.1%、小学生児童で31.9%と多くなっています。



## (5)社会的な支援が必要な子ども・若者や子育て家庭の状況

### ●外国人人口

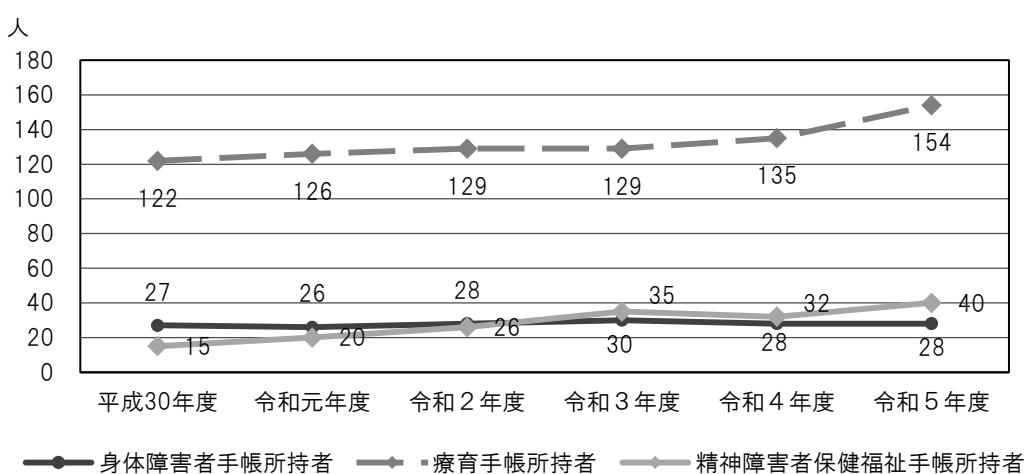
子ども・若者の外国人人口は令和5年時点1,489人と、過去5年間で増加傾向にあります。年代別にみると、就学前児童は減少していますが、令和元年と比べ6～14歳の小・中学生世代で35人、18～39歳の若者世代で162人増加しています。



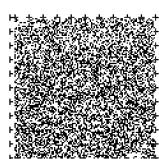
資料：統計しき

### ●障害者手帳所持者数

18歳未満の障害者手帳所持者数は、療育手帳所持者(知的障がい)、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。

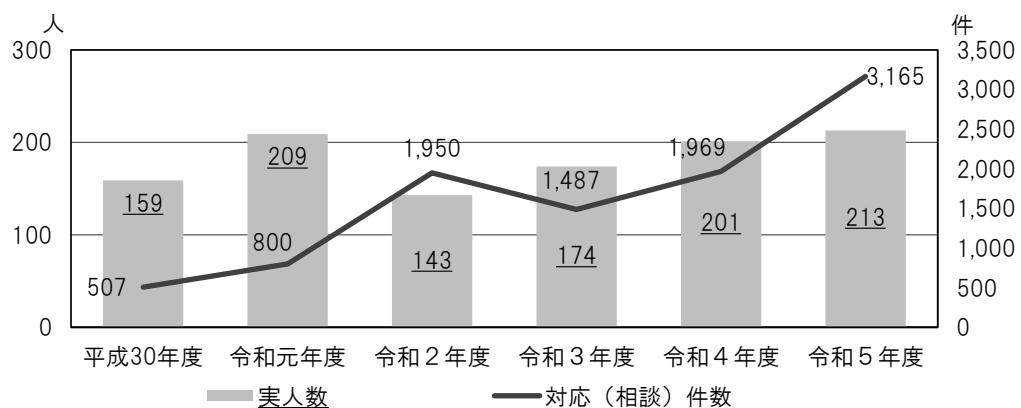


資料：共生社会推進課(各年度3月末現在)



## ●児童虐待の対応(相談)件数

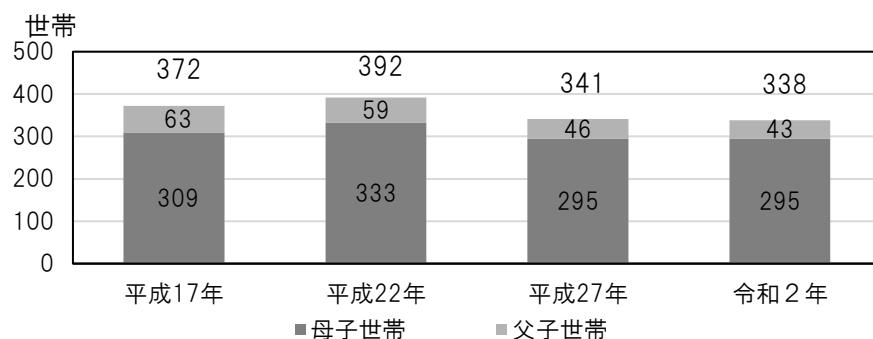
児童虐待の対応(相談)件数の推移は、実人数は令和3年度以降増加傾向にあり、対応(相談)件数は平成30年度が507件に対し、令和5年度は3,165件となっています。



資料:子ども支援課(各年度3月末現在)

## ●ひとり親世帯数

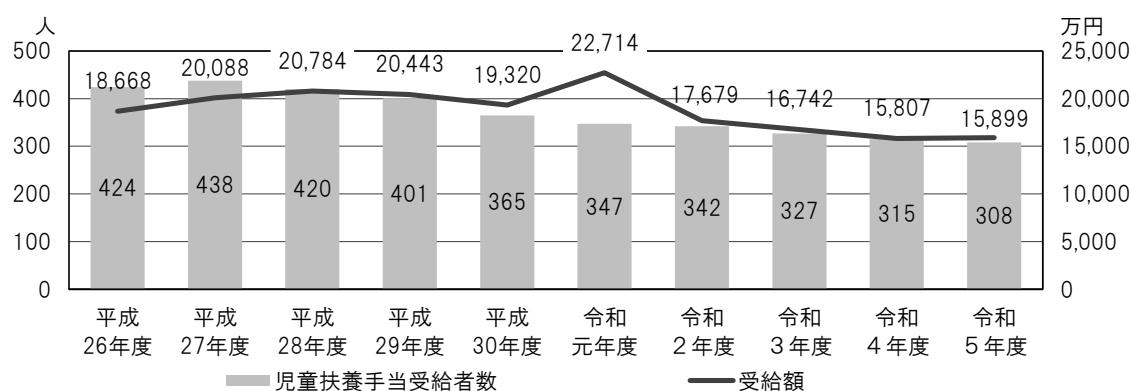
ひとり親世帯は平成22年以降概ね減少しており、令和2年は338世帯となっています。



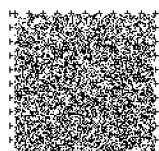
資料:国勢調査

## ●児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は平成27年度をピークに減少傾向にあり、令和5年度は308人となっています。また、受給額は令和元年度が高くなっています。



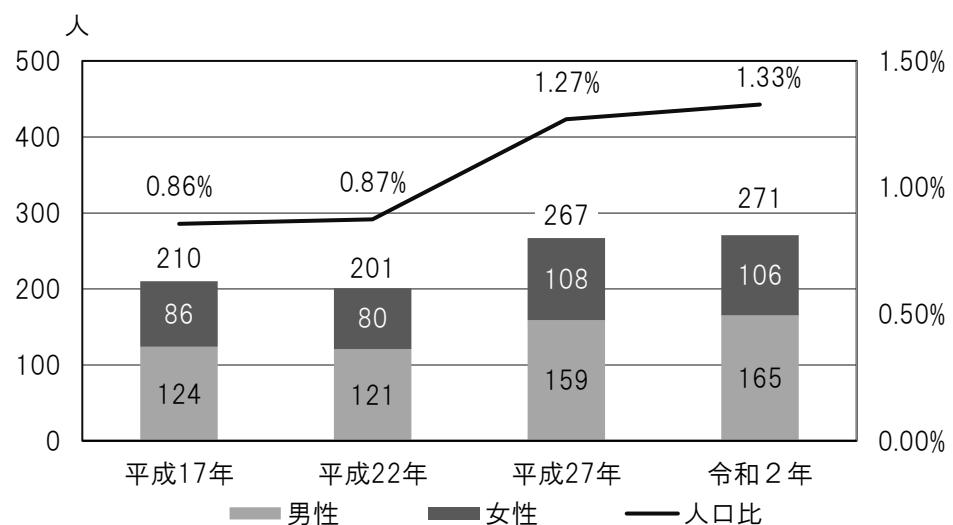
資料:統計しき(各年度3月31日現在)



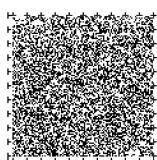
## ●若年無業者

15～39歳の若年無業者(非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人)は、平成22年以降増加傾向にあります。

令和2年時点で271人、当該人口に占める割合は1.33%となっています。性別にみると、男性が60.9%を占めています。



資料:国勢調査

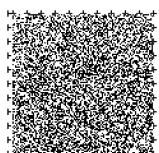


## 〔子どもの生活実態アンケートの結果〕

### 【調査概要】

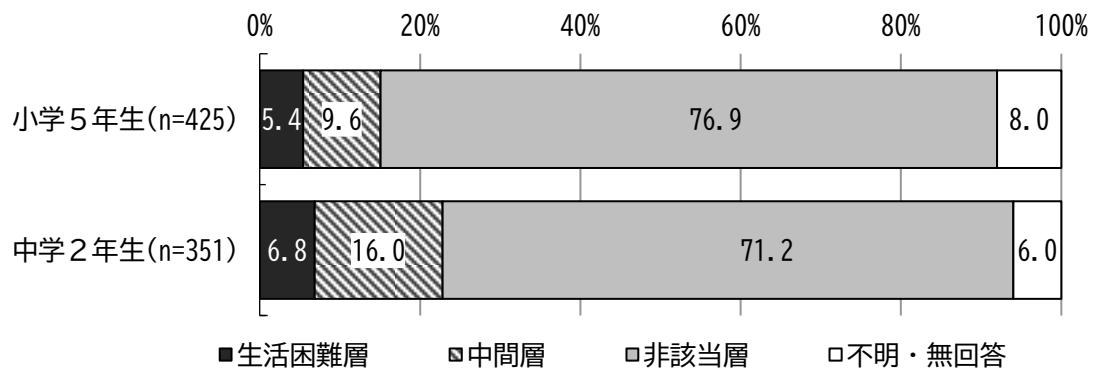
- 調査の目的：本調査は、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第3期志木市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、小学5年生及び中学2年生の児童・生徒本人とその保護者の方を対象に、家庭における経済状況や生活の状況などを把握し、子どもたちや子育て世帯への支援に役立てることを目的として実施しました。
- 調査対象者：
  - ・市内在住の「小学5年生」がいる世帯・保護者【小学5年生調査】
  - ・市内在住の「中学2年生」がいる世帯・保護者【中学2年生調査】
  - ・市内在住の「児童扶養手当等」を受給している世帯【児童扶養手当等受給世帯調査】
- 抽出方法：【小学5年生・中学2年生調査】  
市内公立学校の小学5年生及び中学2年生の児童・生徒とその保護者への全数調査  
【児童扶養手当等受給世帯調査】  
児童扶養手当等受給世帯への全数調査
- 調査期間：令和5年10月23日～11月13日
- 調査方法：【小学5年生・中学2年生調査】  
学校での調査票の配付、郵送での調査票の回収またはwebでの回答  
【児童扶養手当等受給世帯調査】  
郵送での調査票の配付、郵送での調査票の回収またはwebでの回答

調査票	配付数	回収方法		回収数計	回収率
		紙	web		
小学5年生児童	668	289	125	414	62.0%
中学2年生生徒	601	213	112	325	54.1%
児童・生徒 小計	1,269	502	237	739	58.2%
小学5年生児童保護者	668	272	153	425	63.6%
中学2年生生徒保護者	601	212	139	351	58.4%
保護者 小計	1,269	484	292	776	61.2%
児童扶養手当等受給世帯	341	70	41	111	32.6%
合計	2,879	1,056	570	1,626	56.5%



## ① 生活困難層の割合[保護者調査]

小学5年生で5.4%、中学2年生で6.8%が生活困難層となっています。

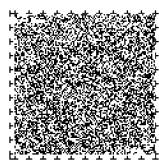
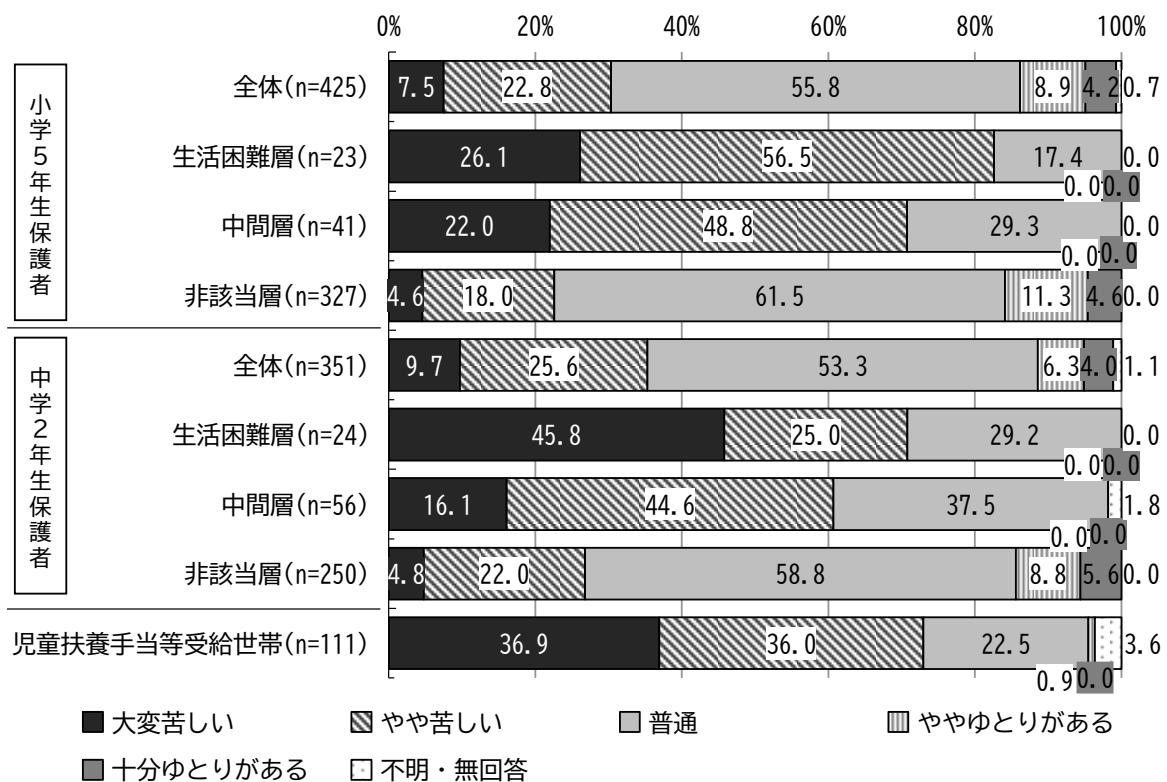


※「不明・無回答」の世帯は、生活困難層の判定に用いる設問に回答がなかった世帯です。

※各層の定義方法は、「埼玉県子どもの生活に関する調査結果報告書(平成30年度)」における生活困難層判定方法に基づいて算出しています。

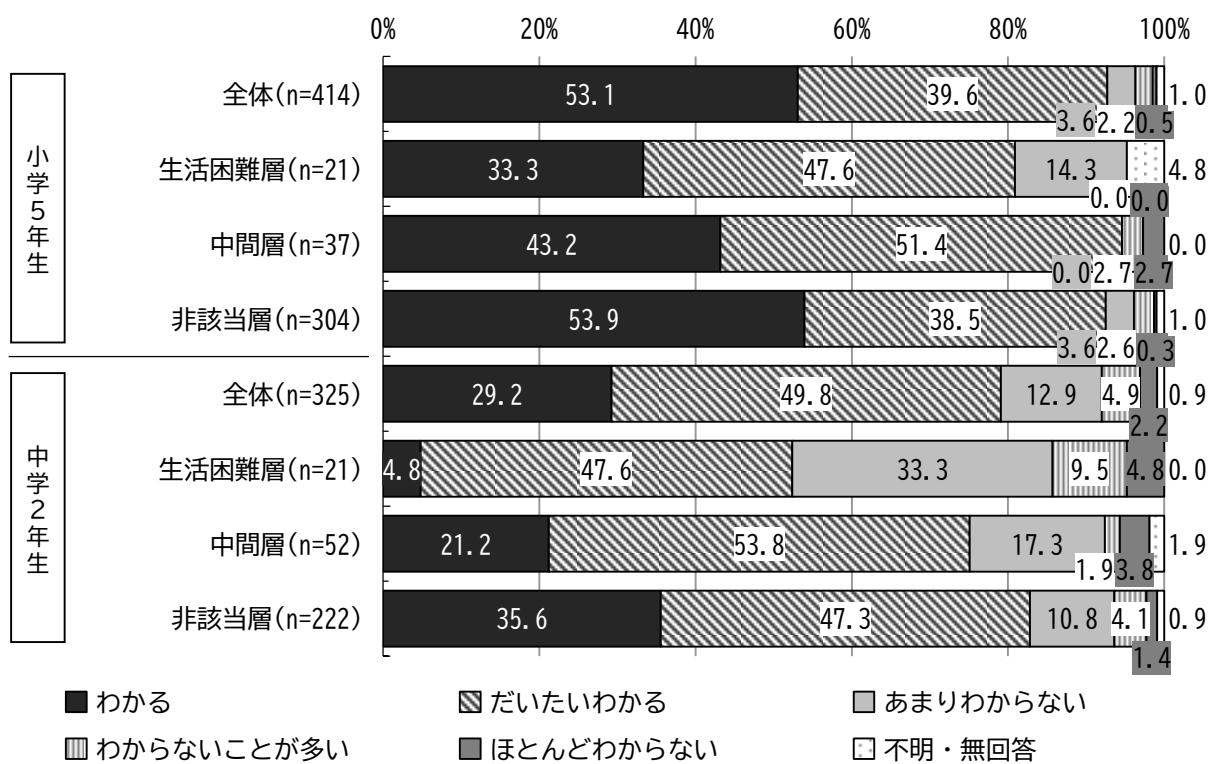
## ② 暮らしの状況[保護者調査]

「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた『苦しい』の割合が生活困難層・中間層・児童扶養手当等受給世帯で高く、いずれも6割を超えてます。



### ③学校の授業の理解度[児童・生徒調査]

「わかる」が、生活困難度が高い層ほど低くなっています。特に中学2年生の生活困難層、中間層では「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の割合が高くなっています。

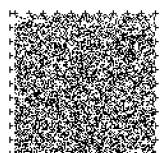


### ④進学の希望[生徒調査]

生活困難層では「高校」、中間層では「まだわからない」、非該当層では「4年制大学・大学院」が最も多くなっています。

単位：%		中学	高校	高等専門学校	短期大学	専門学校	4年制大学・大学院	まだわからない	不明・無回答
中学2年生	全体(n=325)	0.0	13.2	0.6	4.3	7.7	43.4	28.0	2.8
	生活困難層(n=21)	0.0	38.1	0.0	4.8	0.0	23.8	28.6	4.8
	中間層(n=52)	0.0	17.3	1.9	0.0	15.4	25.0	34.6	5.8
	非該当層(n=222)	0.0	10.8	0.5	4.5	6.8	49.1	26.6	1.8

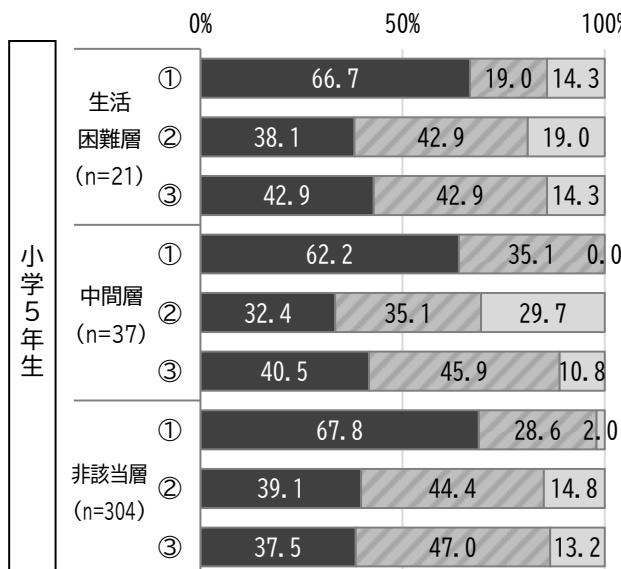
※回答割合の高いもの第1位に網掛けをしています。



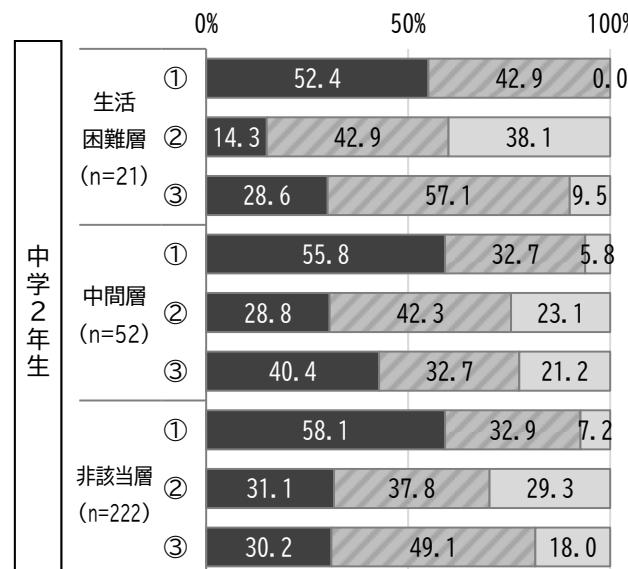
## ⑤自信・自己肯定感〔児童・生徒調査〕

①頑張ればよいことがあると思う ②自分には自信があると思う ③自分は人のために役立つていると思う

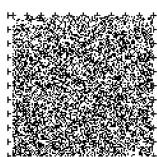
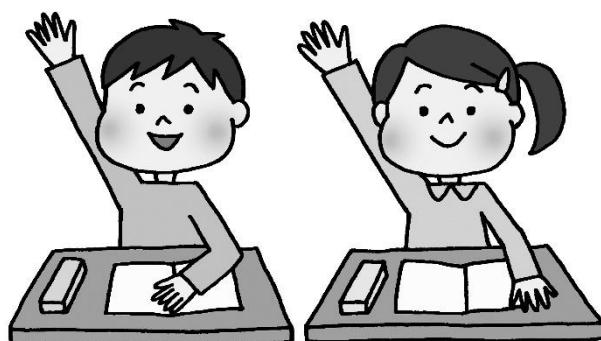
「とても思う」「少しある」との合計をみると、「②自分には自信があると思う」が小学5年生の中間層では67.5%、中学2年生の生活困難層では57.2%、非該当層では68.9%と低くなっています。



■ とても思う ■ 少しある □ 思わない



■ とても思う ■ 少しある □ 思わない



## 〔ヤングケアラー実態調査の結果〕

### 【調査概要】

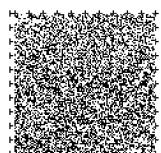
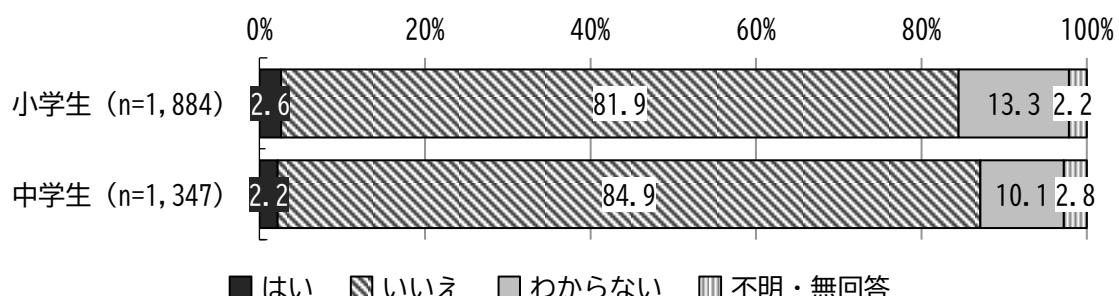
- 調査の目的：本調査は、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第3期志木市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、ヤングケアラーの実態を把握し、早期発見や支援のあり方などを検討することを目的として実施しました。
- 調査対象者：市内公立学校の小学4～6年生及び中学1～3年生の児童・生徒
- 調査期間：令和5年8月下旬～11月下旬の間で学校ごとに実施
- 調査方法：市内公立学校の小学4～6年生及び中学1～3年生に対し行ったヤングケアラーに関する講座の実施後、タブレットによる記名式での回答

調査票	当日在籍者数	回答者人数	回収率
小学4～6年生児童	2,086	1,884	90.3%
中学1～3年生生徒	1,803	1,347	74.7%
合計	3,889	3,231	83.1%

### ①自分が「ヤングケアラー」だと思う割合

(問「あなたは講師の話を聞いて、自分が「ヤングケアラー」だと思いますか。」)

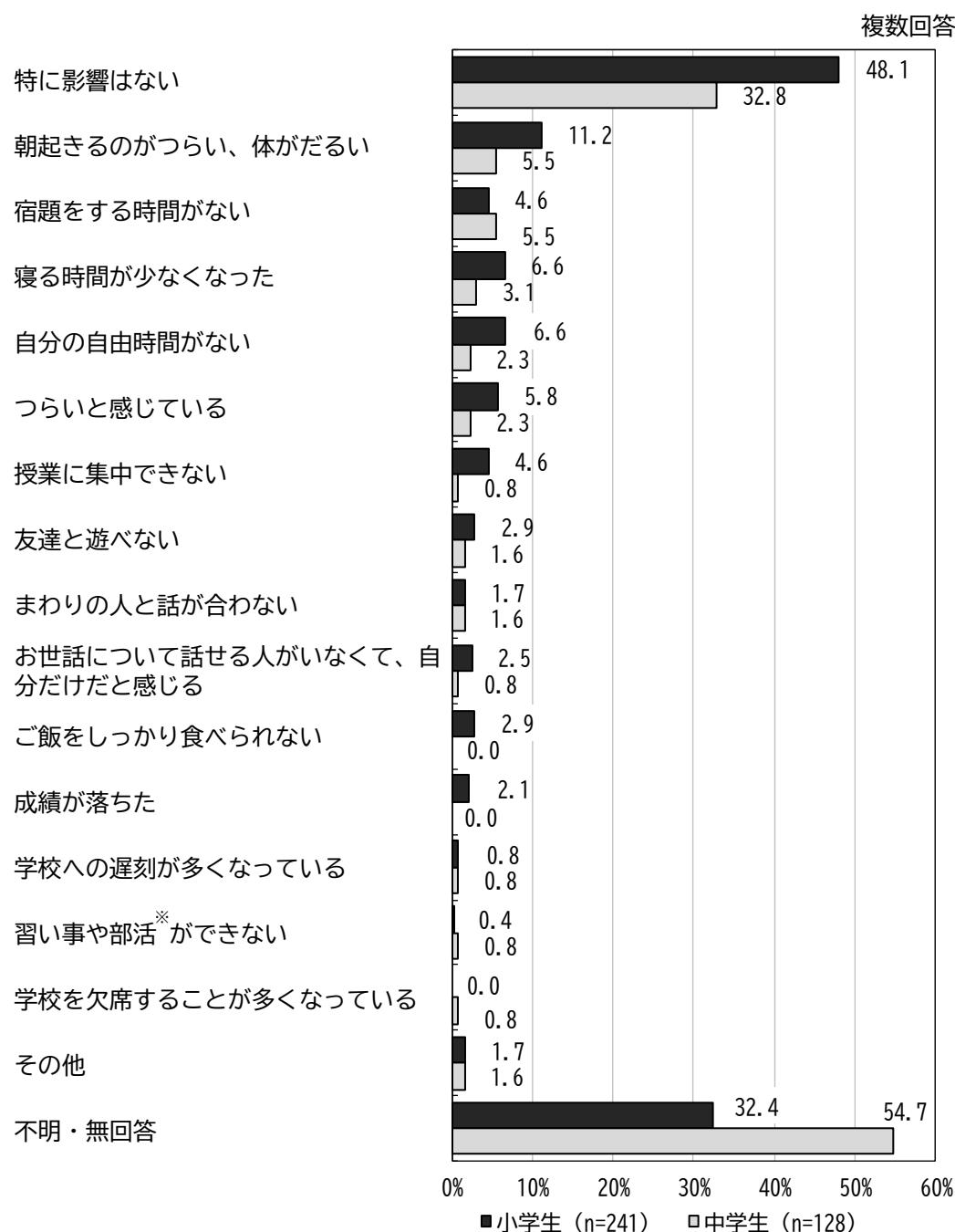
「はい」が小学生で2.6%、中学生で2.2%となっています。



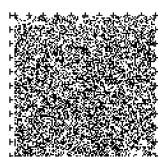
## ②(お世話をしている家族が「いる」うち)お世話をすることによる生活への影響

小・中学生ともに「特に影響はない」(48.1%、32.8%)が最も多くなっています。

小学生では、次いで「朝起きるのがつらい、体がだるい」が 11.2%、「寝る時間が少なくなった」「自分の自由時間がない」が 6.6%となっています。中学生では、次いで「朝起きるのがつらい、体がだるい」「宿題をする時間がない」が 5.5%となっています。

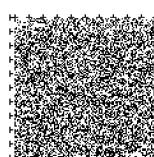
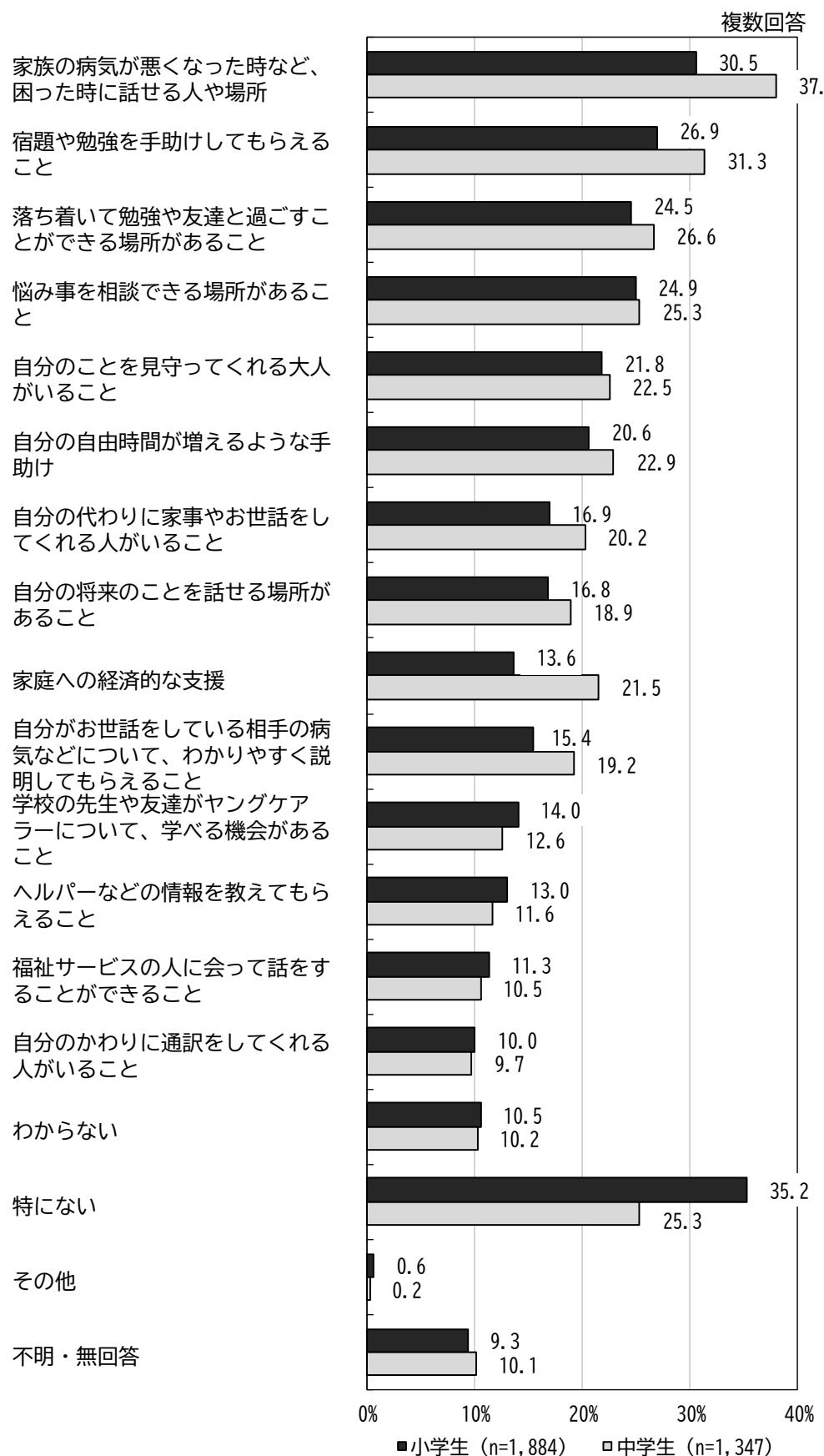


\*小学生は「習い事」のみ



### ③お世話のことで「あつたらいいな」と思うこと

小・中学生ともに「家族の病気が悪くなった時など、困った時に話せる人や場所」(30.5%、37.9%)が多くなっています。



## 〔子ども・若者の意識に関する調査の結果〕

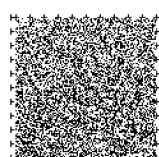
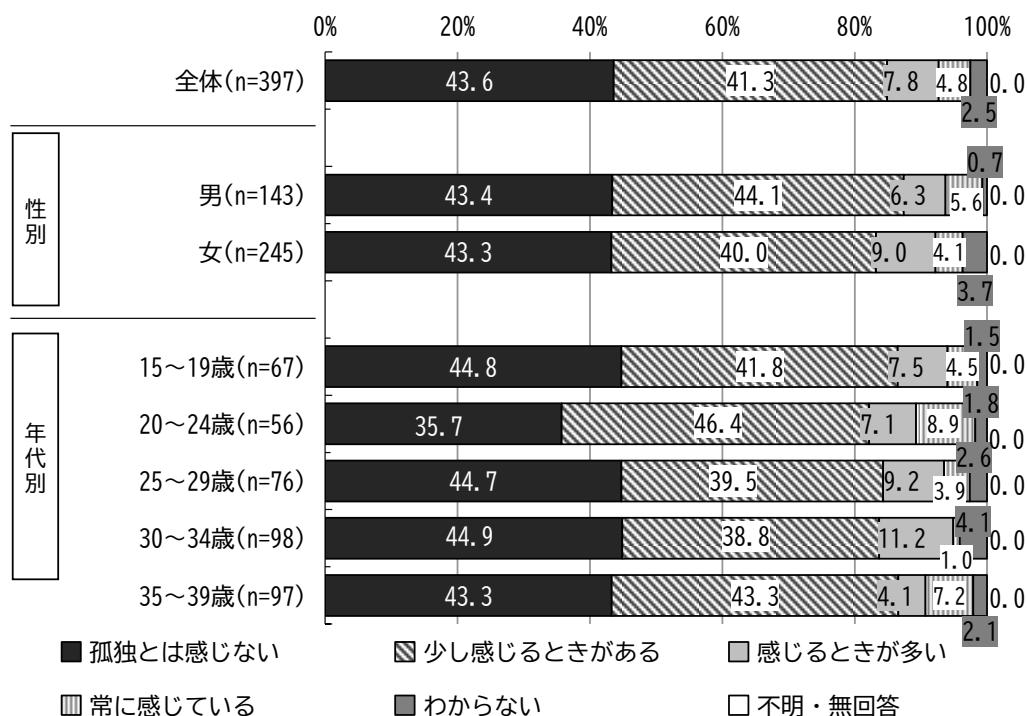
### 【調査概要】

- 調査の目的：本調査は、令和7年度を始期とする「志木市こども計画」の策定にあたり、高校生から若者世代(39歳まで)の方に現在の状況や将来に関すること、結婚・子育てに関する意識やニーズなどを伺いし、計画づくりの参考とさせていただくことを目的として実施しました。
- 調査対象者：市内在住の高校生世代から若者世代(15～39歳まで)
- 調査期間：令和6年6月3日～6月17日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式及びインターネット

配付数	回収方法		回収数計	回収率
	紙	web		
2,000	148	249	397	19.9%

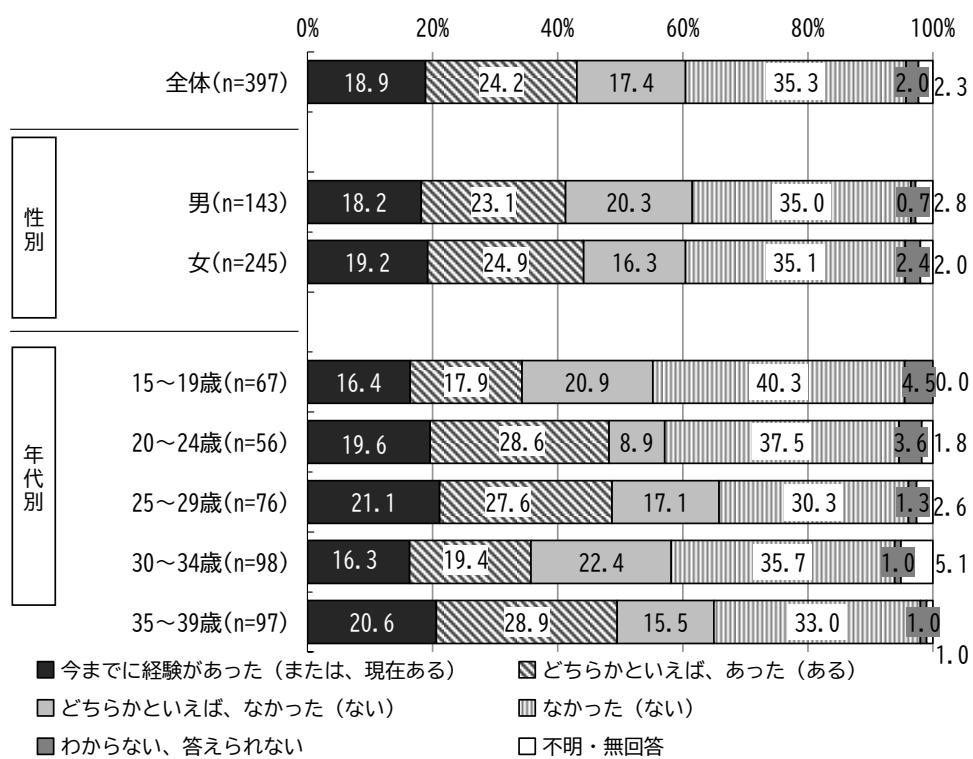
### ①孤独であると感じることがあるか

「孤独とは感じない」は43.6%と最も高くなっている一方、「少し感じるときがある」は41.3%、「感じるときが多い」は7.8%、「常に感じている」は4.8%と、少しでも孤独を感じことがある方が半数以上となっています。



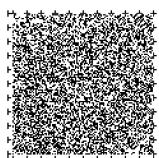
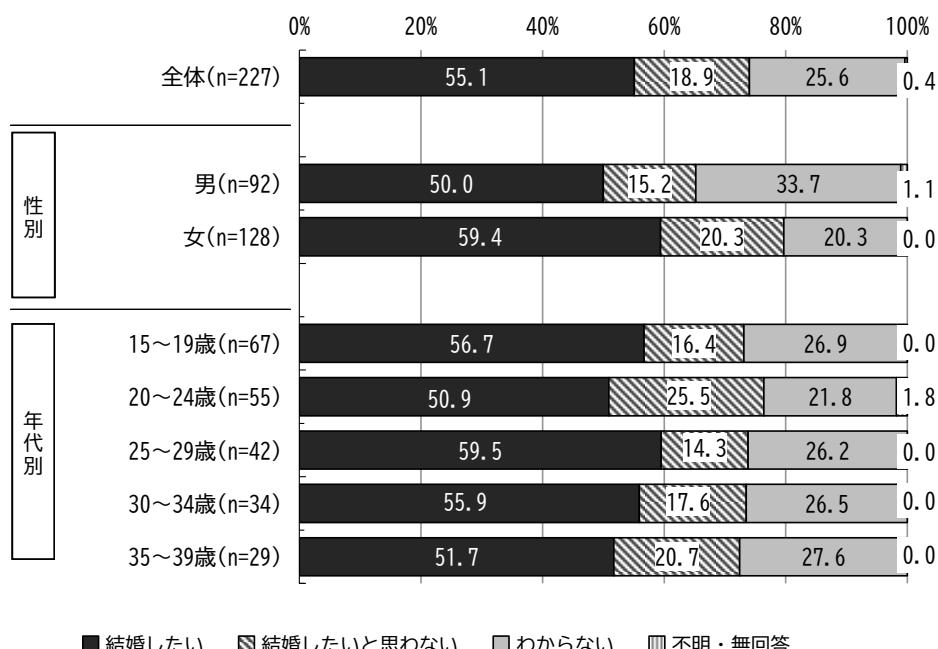
## ② 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験

「今までに経験があった(または、現在ある)」と「どちらかといえば、あった(ある)」を合わせた『あった』が43.1%となっています。



## ③ 今後結婚したいと思うか

いずれの性・年代も、「結婚したい」が最も多くなっています。



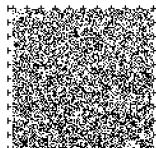
## 2 関係団体アンケート結果

- 調査の目的：本計画の策定にあたって、こども基本法に示される考え方に基づき、子ども・若者、子育て当事者の意見を計画に反映することができるよう、地域の子ども・若者を取り巻く現状や課題などを把握することを目的として実施しました。
- 調査対象者：市内で子ども・若者の居場所を運営している団体や教育・保育機関
- 調査期間：令和6年4月30日～5月17日
- 調査方法：郵送で調査票を配付、郵送での調査票の回収またはデータでの回答

配付数	回収数計	回収率
19 団体	15 団体	78.9%

### 日頃、活動する中で子ども・若者や子育て世帯について気になること（項目選択・記述式）

項目	件数	主な意見
保育園・教育施設について	7	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保育料の減額や利用基準の緩和などを望む声が多い。</li><li>● 幼児期に周りと同じことができないと不安になる保護者が増え、できるようにと園や学校などに求める保護者が増えている。</li><li>● 転入して来た人たちが、情報を得るのが難しいとの声がある。</li></ul>
遊びや体験の機会・居場所	9	<ul style="list-style-type: none"><li>● 繙続的な、ゆっくりできる居場所がほしい。</li><li>● 放課後志木っ子タイムのスペースが不足している。</li><li>● 子育て支援センターや乳幼児の遊び場の増設を希望する声が多い。</li><li>● 手を動かして遊ぶ体験をもっと提供したい。</li></ul>
心身の健康・医療	2	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子どもは SOS を発信できない。</li></ul>
子どもの貧困	3	<ul style="list-style-type: none"><li>● 経済的に余裕がなく、習い事や塾に行けない子どもの放課後の居場所が少ない。</li></ul>
障がい児・者	6	<ul style="list-style-type: none"><li>● 発達に不安のある子どもの保護者が相談できる場所を求めている。</li></ul>
虐待	3	<ul style="list-style-type: none"><li>● 言葉の暴力やネグレクトなど、かかわりにくいケースが見落とされやすい。</li><li>● 虐待の恐れがある子どもに対し、安心して話をすることができる関係を保つことと、通報や関係機関に報告するタイミングの見極めが難しい。</li></ul>
ヤングケアラー	4	<ul style="list-style-type: none"><li>● ヤングケアラーの小学生の子どもがあまり学校に行けないことで、社会的な成長過程の経験不足にならないか心配である。</li></ul>
非行防止・犯罪などの保護	2	<ul style="list-style-type: none"><li>● 日頃からの地域の協力体制強化・連携。</li><li>● 非行防止・犯罪などから子どもを守ろうとする意識が、子どもだけで自由に遊べる環境を少なくしている。</li></ul>
不登校・ひきこもり	5	<ul style="list-style-type: none"><li>● 不登校の子どもの保護者が気軽に相談できるところが少ない。</li><li>● 生きづらさを抱える児童・生徒とその保護者や教員からの相談が増加している。</li></ul>



項目	件数	主な意見
家庭教育・保護者や家庭の関わり	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の中に家庭でも学校でもない第三の居場所が必要。</li> <li>● 親の過保護・過干渉・放任・自己中心的・過度な心配が増えている中で、西原子育て支援センター閉所後の幸町地区の子育て支援の場の減少。</li> <li>● 子どもの自由な選択や自主性を尊重することができず、すべてを管理しようとする保護者がたまにいる。育児に悩みや疲れを感じている保護者を見かけることがある。</li> </ul>
外国籍・外国にルーツを持つ子ども	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国籍の子どもたちや、その保護者を支援する体制が必要。</li> <li>● 外国籍の子どもは集団で友だちもでき、日本語も話せるようになるが、保護者が母国語しか話せず、コミュニケーションがとりづらく孤立している。子どもが保護者の通訳者になっている。</li> </ul>
相談体制	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生きづらさを抱える児童・生徒や保護者からの相談が増加しているので、関係各課とも積極的に連携を図っていきたい。</li> <li>● ひとり親で子どもの育て方や人との関わりについて悩んでいる人がいる。また、学校や相談機関への不信感もあるようだ。</li> </ul>
市のサービスについて	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファミリー・サポート・センター、リフレッシュ保育の充実、1歳児健診の実施を希望する世帯あり。</li> </ul>

#### 子ども・若者が安心して過ごせる居場所に必要だと思う視点・機能（記述式・主な意見）

- 一人ひとりが安心して過ごせるスペースや空間の確保。
- 信頼がおける身近な大人がいるという視点。
- できるだけ大人が手出し口出しをせず、好きなことができる居場所。
- みんなが等しく同じことをしなくてもいい、子どもの個性を認められる居場所。
- 暑い季節に無料で遊べる場所。

#### 悩みや不安を抱える子ども・若者が相談しやすくなるために工夫すべきと感じること（記述式・主な意見）

##### 【身近な大人が工夫すべきこと】

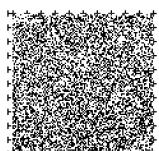
- いつでも相談しやすい雰囲気を家（ファーストプレイス）・学校（セカンドプレイス）で関わっている身近な大人たちが作ること。
- 大人が思う価値観を子どもに押し付けない、子どもの意見をきちんと受け止め、否定しない。
- 子どもの話を短絡的にとらないで、複数の大人で聞くようにする。

##### 【専門機関が工夫すべきこと】

- 当事者と専門機関とをつなぐための、地域との連携。
- 本人の意志を尊重した支援。
- 専門知識を持つことと、人との関わりへの専門的スキルを日々磨いていくこと。

#### 志木市の子ども・若者施策、子育て支援において感じる課題や今後必要だと思うこと（記述式・主な意見）

- 相談できない人や把握が難しい子へのアウトリーチ。さまざまな機関や居場所の運営者・大人が小さな変化に注意を払うといった意識づけや横のつながりが必要。
- 子ども・若者の居場所やさまざまな体験ができる機会を、協力して増やしていきたい。



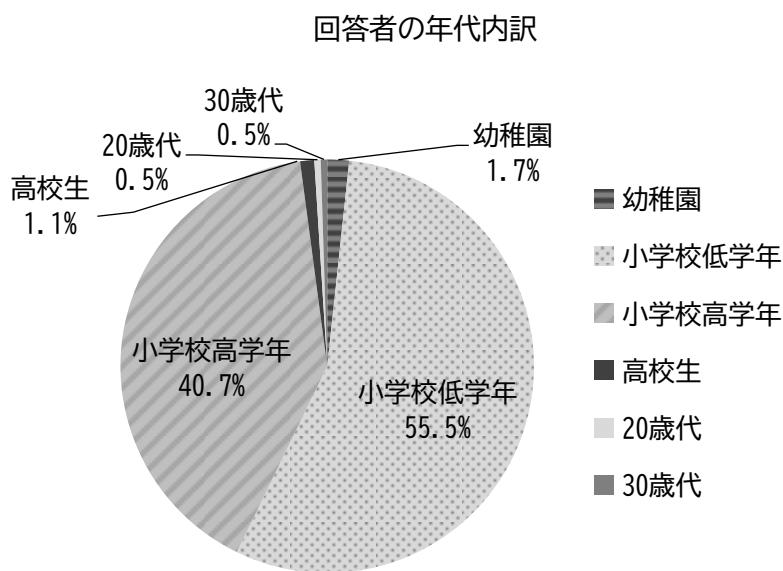
### 3 子ども・若者の意見聴取結果

●調査の目的：本計画の策定にあたって、こども基本法に示される考え方に基づき、子どもの意見を計画に反映することを目的として実施しました。

●調査対象者：こども食堂、児童センター、学童保育クラブなどの利用者（未就学児～若者世代）  
182人

●調査期間：令和6年8月～9月

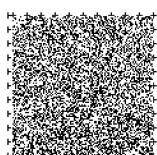
●調査方法：インタビュー形式



#### 主な意見

##### (1) 居心地のいい場所はどこですか

● 家	● 友達の家	● 涼しいところ
● 学校	● 公園	● せせらぎの小径
● 幼稚園	● 遊び場	● 志木っ子タイム
● こども食堂	● プール	● おじいちゃんおばあちゃんの家
● プレイパーク	● 図書館	● 年上の人といふとき
● 木がいっぱいある自然の中	● 人がいないところ	● 児童センター
● 友達	● 草むら	● 静かなところ
		など



(2) 志木市にあつたらいいなと思うことは何ですか

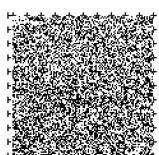
● 10代 20代が気軽に集える場所 ● 遊園地 ● プール ● みんなが幸せに暮らせるライト（手に持つてみんなを照らすライト） ● キッズパーク、屋内の広い遊び場 ● 楽しい遊具がたくさんある公園	● 山（てっぺんまで登りたい） ● 運動ができるところ ● めちゃくちゃ広い公園 ● 近くに児童センターがほしい ● 無料で食べられる所。麺類とか ● 子どもだけで遊べるところ	など
--	---	----

(3) 楽しいこと（嬉しいこと）、楽しかったこと（嬉しかったこと）ってどんなことですか

● みんなが笑顔のとき ● 野球やっているとき ● みんなと楽しく遊んでいるとき ● パパとママが仲良くしているとき ● みんなが親切してくれたり、勉強を教えてくれるとき ● ゲームしてるとき ● 音楽を聞くとき ● ごはん食べて、お風呂入って、寝ること	● 褒められたとき ● 友達とお弁当を食べたこと ● 友達と遊ぶとき ● お風呂に入っているとき ● 本を読むこと ● 家族といふとき ● テレビを観ているとき ● 兄弟と遊ぶとき	など
--	---	----

(4) 困っていることはどんなことですか

● 兄弟けんか ● 算数がわからない ● 家族のけんか ● 子育てで時間に追われるとき ● 子どもの遊び場が無い ● 市民会館が無くなつて遊ぶ場所が無くなつた	● いじわるされること ● 友達と遊べないとき ● 集中しているときに、親とかに「〇〇やって」と言われること ● 怒られたこと ● 失敗したとき	など
--	--	----



## 4 第2期志木市子ども・子育て支援事業計画の評価

### (1)教育・保育事業

- 1号認定は志木区域・宗岡区域いずれも利用実績が減少傾向にあります。
- 2号認定は志木区域・宗岡区域いずれも利用実績が増加していますが、確保の内容よりも少なくなっています。
- 3号認定(0歳児)は志木区域・宗岡区域いずれも利用実績が横ばいになっています。
- 3号認定(1・2歳児)は志木区域の利用実績が横ばい、宗岡区域の利用実績が減少傾向にあります。

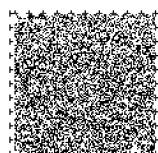
1号認定…満3歳以上で、幼児期の学校教育を受けている就学前の子ども(保育の必要性なし)

2号認定…満3歳以上で、保育を必要とする要件のある子ども

3号認定…満3歳未満で、保育を必要とする要件のある子ども

#### ■志木区域

単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号認定（3～5歳）	量の見込み	982	952	933	884
	確保の内容（①）	950	950	950	970
	利用実績（②）	814	799	810	714
	①-②	136	151	140	256
2号認定（3～5歳）	量の見込み	465	451	442	418
	確保の内容（①）	535	553	614	629
	利用実績（②）	508	541	551	559
	①-②	27	12	63	70
3号認定（0歳）	量の見込み	132	149	159	169
	確保の内容（①）	146	143	148	148
	利用実績（②）	123	127	126	120
	①-②	23	16	22	28
3号認定（1・2歳）	量の見込み	552	615	625	640
	確保の内容（①）	533	520	545	546
	利用実績（②）	514	519	511	513
	①-②	19	1	34	33

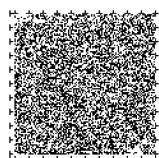


## ■宗岡区域

単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号認定（3～5歳）	量の見込み	489	454	440	420
	確保の内容（①）	444	444	444	444
	利用実績（②）	428	384	350	337
	①-②	16	60	94	107
2号認定（3～5歳）	量の見込み	232	216	209	200
	確保の内容（①）	285	285	285	285
	利用実績（②）	248	267	271	275
	①-②	37	18	14	10
3号認定（0歳）	量の見込み	29	30	30	31
	確保の内容（①）	48	48	48	42
	利用実績（②）	38	40	34	36
	①-②	10	8	14	6
3号認定（1・2歳）	量の見込み	167	167	167	167
	確保の内容（①）	181	181	181	169
	利用実績（②）	166	166	159	144
	①-②	15	15	22	25

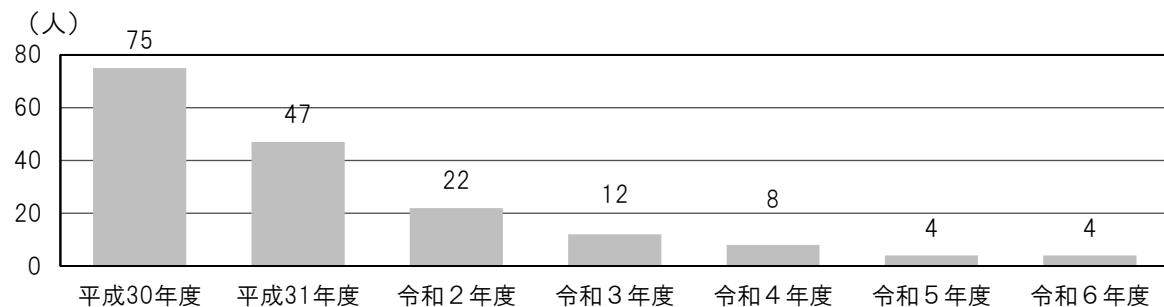
## ■市全域

単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号認定（3～5歳）	量の見込み	1,471	1,406	1,373	1,304
	確保の内容（①）	1,394	1,394	1,394	1,414
	利用実績（②）	1,242	1,183	1,160	1,051
	①-②	152	211	234	363
2号認定（3～5歳）	量の見込み	697	667	651	618
	確保の内容（①）	820	838	899	914
	利用実績（②）	756	808	822	834
	①-②	64	30	77	80
3号認定（0歳）	量の見込み	161	179	189	200
	確保の内容（①）	194	191	196	190
	利用実績（②）	161	167	160	156
	①-②	33	24	36	34
3号認定（1・2歳）	量の見込み	719	782	792	807
	確保の内容（①）	714	701	726	715
	利用実績（②）	680	685	670	657
	①-②	34	16	56	58



## ●保育園待機児童数

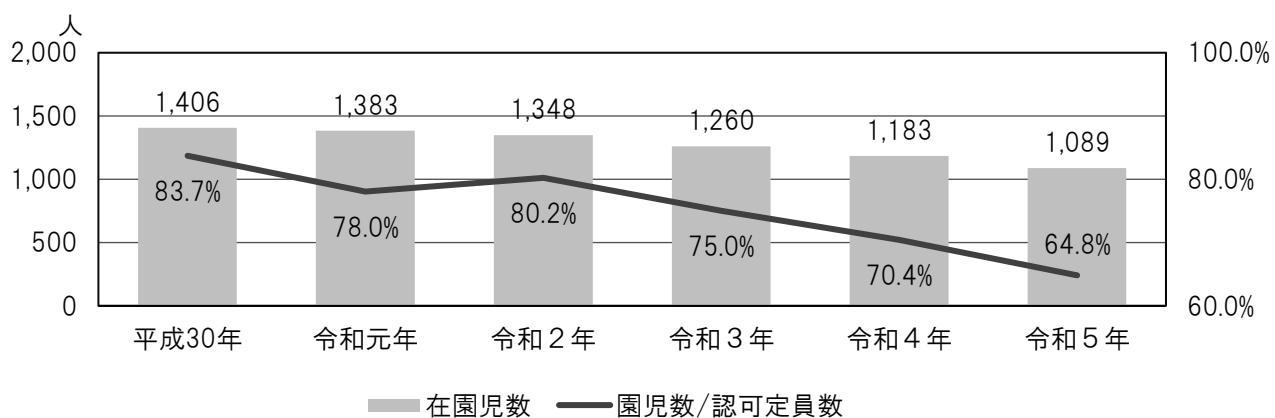
待機児童数は、第2期計画策定当初(令和2年度)が22人、令和6年度が4人となっています。



資料:保育課(各年度4月1日時点)

## ●幼稚園在園児数

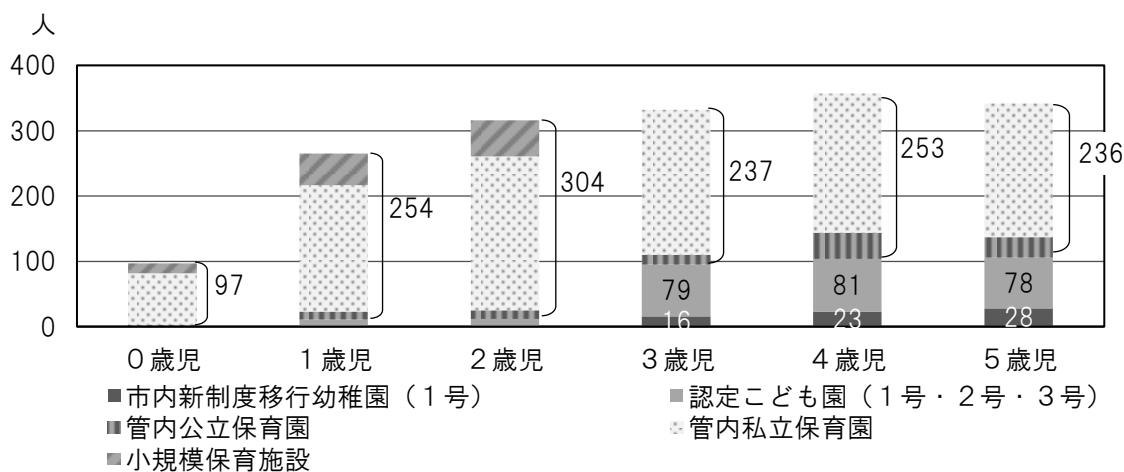
幼稚園在園児数は年々減少しており、認可定員数に占める割合は令和5年に7割を下回っています。



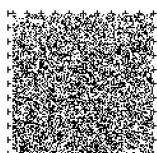
資料:行政管理課(各年5月1日現在)

## ●保育園入園状況

保育園・小規模保育施設の在園児数の合計は多い順に2歳児が304人、次いで1歳児が254人となっています。



資料:保育課(令和6年4月1日現在)



## (2)地域子ども・子育て支援事業

### 1 時間外保育事業(延長保育事業)

#### ■志木区域

単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間外保育事業 (延長保育事業)	量の見込み	637	663	687	703
	確保の内容 (①)	1,267	1,379	1,268	1,253
	利用実績 (②)	1,267	1,379	1,268	1,253
	①-②	0	0	0	0

#### ■宗岡区域

単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間外保育事業 (延長保育事業)	量の見込み	254	254	250	251
	確保の内容 (①)	430	426	514	456
	利用実績 (②)	430	426	514	456
	①-②	0	0	0	0

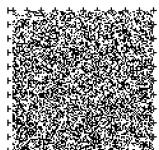
#### ■市全域

単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間外保育事業 (延長保育事業)	量の見込み	891	917	937	954
	確保の内容 (①)	1,697	1,805	1,782	1,709
	利用実績 (②)	1,697	1,805	1,782	1,709
	①-②	0	0	0	0

### 2 放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)・放課後子ども教室

#### ■志木区域

単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ)	量の見込み	227	230	229	227
	確保の内容 (①)	297	297	297	297
	利用実績 (②)	257	159	306	307
	①-②	40	138	-9	-10
放課後子ども教室	量の見込み	324	396	467	549
	確保の内容 (①)	263	323	359	411
	利用実績 (②)	263	323	359	411
	①-②	0	0	0	0



## ■宗岡区域

単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）	量の見込み	139	132	128	126
	確保の内容（①）	213	213	213	213
	利用実績（②）	159	172	170	183
	①-②	54	41	43	30
放課後子ども教室	量の見込み	195	236	282	328
	確保の内容（①）	188	217	241	249
	利用実績（②）	188	217	241	249
	①-②	0	0	0	0

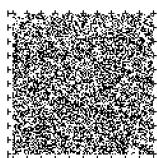
## ■市全域

単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）	量の見込み	366	362	357	353
	確保の内容（①）	510	510	510	510
	利用実績（②）	416	331	476	490
	①-②	94	179	34	20
放課後子ども教室	量の見込み	519	632	749	877
	確保の内容（①）	451	540	600	660
	利用実績（②）	451	540	600	660
	①-②	0	0	0	0

## 3 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

### ■志木区域

単位：人日		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	量の見込み	36,191	35,314	34,464	33,826
	確保の内容（①）	15,054	18,721	18,570	32,195
	利用実績（②）	15,054	18,721	18,570	32,195
	①-②	0	0	0	0
か所		4	4	4	4



### ■宗岡区域

単位：人日		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	量の見込み	19,920	19,887	19,067	18,640
	確保の内容（①）	6,403	9,782	9,997	16,988
	利用実績（②）	6,403	9,782	9,997	16,988
	①-②	0	0	0	0
か所		1	1	1	1

### ■市全域

単位：人日		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	量の見込み	56,111	55,201	53,531	52,466
	確保の内容（①）	21,457	28,503	28,567	49,183
	利用実績（②）	21,457	28,503	28,567	49,183
	①-②	0	0	0	0
か所		5	5	5	5

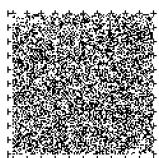
## 4 一時預かり事業及び預かり保育事業

### ■志木区域

単位：人日		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	量の見込み	33,515	32,503	31,844	30,173
	確保の内容（①）	32,758	37,946	37,456	34,172
	利用実績（②）	32,758	37,946	37,456	34,172
	①-②	0	0	0	0
その他	量の見込み	6,092	5,908	5,788	5,484
	確保の内容（①）	2,735	7,607	11,051	6,157
	利用実績（②）	2,735	7,607	11,051	6,157
	①-②	0	0	0	0

### ■宗岡区域

単位：人日		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	量の見込み	12,422	11,540	11,180	10,676
	確保の内容（①）	9,839	11,303	9,367	8,647
	利用実績（②）	9,839	11,303	9,367	8,647
	①-②	0	0	0	0
その他	量の見込み	1,286	1,194	1,157	1,105
	確保の内容（①）	2,589	3,662	3,604	3,836
	利用実績（②）	2,589	3,662	3,604	3,836
	①-②	0	0	0	0



## ■市全域

単位：人日		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	量の見込み	45,937	44,043	43,024	40,849
	確保の内容（①）	42,597	49,249	46,823	42,819
	利用実績（②）	42,597	49,249	46,823	42,819
	①-②	0	0	0	0
その他	量の見込み	7,378	7,102	6,945	6,589
	確保の内容（①）	5,324	11,269	14,655	9,993
	利用実績（②）	5,324	11,269	14,655	9,993
	①-②	0	0	0	0

## 5 子育て短期支援事業(緊急サポートセンターにおける子どもの預かり)

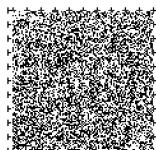
単位：人日		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て短期支援事業	量の見込み	12	12	12	11
	確保の内容（①）	8	31	54	76
	利用実績（②）	8	31	54	76
	①-②	0	0	0	0

## 6 病児・病後児保育事業(緊急サポートセンター及び保育園における病児・病後児の預かり)

単位：人日		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児・病後児保育事業	量の見込み	45	43	42	41
	確保の内容（①）	735	1,248	1,231	1,259
	利用実績（②）	735	1,248	1,231	1,259
	①-②	0	0	0	0

## 7 ファミリー・サポート・センター事業

単位：人日		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
低学年	量の見込み	1,508	1,508	1,508	1,508
	確保の内容（①）	414	445	611	833
	利用実績（②）	414	445	611	833
	①-②	0	0	0	0
高学年	量の見込み	364	364	364	364
	確保の内容（①）	26	96	99	79
	利用実績（②）	26	96	99	79
	①-②	0	0	0	0



## 8 利用者支援事業

単位：か所		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本型及び特定型	量の見込み	1	2	2	2
	確保の内容（①）	1	2	2	2
	利用実績（②）	1	2	2	2
	①-②	0	0	0	0
母子保健型（しきっ子 あんしん子育てサポー ト事業）	量の見込み	1	1	1	1
	確保の内容（①）	1	1	1	1
	利用実績（②）	1	1	1	1
	①-②	0	0	0	0

## 9 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん 事業)	量の見込み	648	635	617	611
	確保の内容（①）	516	507	479	477
	利用実績（②）	516	507	479	477
	①-②	0	0	0	0

## 10 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に 対する支援に資する事業

単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域協 議会その他の者による 要保護児童等に対する 支援に資する事業	量の見込み	1	1	1	1
	確保の内容（①）	3	3	3	3
	利用実績（②）	1	1	2	1
	①-②	2	2	1	2

## 11 妊婦健康診査

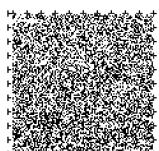
単位：人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健康診査	量の見込み	651	638	620	614
	確保の内容（①）	618	533	506	509
	利用実績（②）	618	533	506	509
	①-②	0	0	0	0

## 12 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者などの参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

## 13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案しながら、教育・保育の充実に努めています。



### (3)指標や事業の進捗と課題

本計画の策定に向けて、第2期志木市子ども・子育て支援事業計画に定める指標や事業の進捗と課題を整理しました。

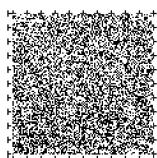
指標は、平成30年度の現状値と令和6年度の最終目標値の差に対する、平成30年度の現状値と令和5年度の実績値の差の割合に基づき、以下の基準で達成度を判定しています。

進捗状況		項目数
達成	100%	4
ほぼ達成	65~99%	0
半分達成	40~64%	2
部分達成	1~39%	1
未達成	0%	9
判定不能	-	1
計		17

#### 目標1 親子の健やかな育ちへの支援(母子保健計画を含む)

指標	現状値 (平成30年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	達成度
こんにちは赤ちゃん事業実施率	95.0%	97.8%	97.0%	達成
子どもの社会性の発達過程を保護者が知っている割合(健やか親子21(第2次)アンケートより)	〈3か月児〉	88.8%	88.7%	未達成
	〈3歳児〉	78.9%	79.9%	部分達成

実施状況	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠・出産時の支援に向けたしきっ子あんしん子育てサポート事業として行っているはじめて赤ちゃん学級では、令和4年度から出張子育てサポーターによる情報提供を行っています。</li> <li>母子保健推進員の声かけ訪問は新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2~4年度は電話で対応しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>はじめて赤ちゃん学級の参加者が少なくなっています。参加しやすいよう日時・場所などの工夫が必要となっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>母子の健康管理に向けて、新生児訪問の際に産後うつのリスク評価を行い、産後うつの早期発見と個別対応を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産後1か月健診での産後うつ評価は病院によって実施していない場合があり、新生児訪問まで介入出来ず、早期介入が難しいケースが若干見受けられます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒の健康づくりに向けて、「志木っ子元気！子どもの健康づくりプロジェクト」を通じて小学生の足部機能を計測しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>足指力の基準値を超えていない割合が新型コロナウイルス感染症流行前に比べ増加しており、引き続き運動の基本となる足部機能の健全な発達の推進に努める必要があります。</li> </ul>

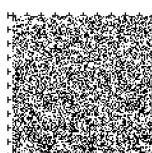


実施状況	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>食育の推進においては、コロナ禍において料理教室や試食体験が中止となったものの、献立紹介などの情報提供や保護者からの相談に応じています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離乳食教室の参加者減少が課題となっており、成長に不安を抱える保護者が安心して育児できるよう引き続き支援していく必要があります。</li> </ul>

## 目標2 豊かな心を育む教育環境の整備(新・放課後子ども総合プランを含む)

指標	現状値 (令和元年5月)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	達成度
学童保育クラブの待機児童数	18人	29人	0人	未達成
放課後志木っ子タイム登録者数	1,543人	2,857人	4,211人	半分達成

実施状況	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前教育の充実に向けて幼児一人ひとりのニーズに応じた支援に取り組んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発育・発達が気になる園児数が年々増え続けており、行動観察を行う時間と人員の確保が難しい状況です。業務の効率化を図りながら対応していく必要があります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育への支援においては、コロナ禍において市内児童・生徒への「健康観察ノート」を作成し、早期対応に努めました。</li> <li>地域との連携においては、学校運営協議会を核とした学校・家庭・地域の連携充実に取り組んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校応援コーディネーターやボランティアとして依頼できる人材を確保する必要があります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>魅力ある学校づくりとしてチューター支援員による小集団・個別指導に取り組んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援にあたる高校生の資質向上に向けて取り組む必要があります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>学童保育クラブと放課後子ども教室が一体となった放課後志木っ子タイムを実施し、放課後の安全な居場所の確保、保育の提供に取り組んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に志木学童保育クラブについて児童数が増加傾向にあり、待機児童も増加しているため、安定した活動場所の確保を目指す必要があります。</li> <li>年々特別支援学級在籍児や配慮が必要な児童数が増えてきており、職員配置の再検討が必要となる可能性があります。</li> </ul>

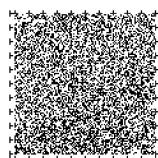


### 目標3 子育てしやすい生活環境の整備

指標		現状値 (平成30年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	達成度
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合(健やか親子21(第2次)アンケートより)	〈3か月児〉	84.9%	81.6%	92.0%	未達成
	〈1歳6か月児〉	71.7%	79.4%	85.0%	半分達成
	〈3歳児〉	70.3%	69.6%	75.0%	未達成
リフレッシュ保育事業利用率		34.4%	12.6% 令和4年度末*	37.0%	判定不能

\*公立保育園の一時保育事業の拡充に伴い、令和4年3月でリフレッシュ保育クーポン券の配付を終了。

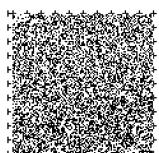
実施状況	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てガイドブックの電子書籍版の発信や各業務のチラシ配布など、子育てに関するタイムリーな情報提供を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら情報にアクセスできない保護者に対するアプローチの検討が必要となっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>相談体制の充実に向けて、各子育て支援センターにおいて新たにSNSを活用した相談を受け付けたほか、家庭に寄り添った支援をコーディネートする利用者支援員を配置しています。</li> <li>小学校におけるスクールカウンセラー、中学校内相談員やスクールソーシャルワーカーによる相談支援を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年々相談件数、対象児童数が増加し、ヤングケアーラーやひきこもりなどの新たに対応すべき課題も増え、対応がさらに複雑になってきており、関係機関とのさらなる連携が必要となっています。</li> <li>中学校における不登校生徒の増加に伴い、相談室利用をする生徒も増加している状況です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事と家庭の両立支援として、父親の育児参画促進や、男女共同参画・仕事と生活の調和に関する啓発活動を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定的性別役割分担意識などがまだ根強く残っているため、引き続き広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全・防犯活動として、公園などの整備・充実や交通安全の意識啓発、地域や警察と連携した見守り活動に取り組んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園の園外活動などにおける安全確保に留意する必要があります。</li> <li>自主防犯パトロール隊員の担い手が不足しており、担い手の育成が課題となっています。</li> </ul>



#### 目標4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

指標		現状値 (平成30年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	達成度
生活困窮者自立支援法に基づく学習支援・生活支援事業参加実人数	〈学習支援〉	17人	46人	増加	達成
	〈生活支援〉	10人	17人		達成
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		62.5%	該当者なし (令和4年度 66.6%)	増加	達成
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトによらない子育てをしている親の割合 (健やか親子21(第2次)アンケートより)	〈3か月児〉	85.9%	78.3%	95.0%	未達成
	〈1歳6か月児〉	73.4%	70.4%	85.0%	未達成
	〈3歳児〉	62.3%	61.8%	70.0%	未達成

実施状況	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭などを支援するため、各種手当や給付金の支給を行っています。</li> <li>保育料の負担軽減として、第3子以降の保育料無償化に取り組んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚や障がい、生活状況などの聞き取りに当たり、プライバシーの保護に配慮することが課題となっています。</li> <li>子育て世帯の負担軽減に向けて事業の拡充が課題となっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年10月に「福祉の相談窓口」となる基幹福祉相談センターを設置し、福祉に関わる複合的・横断的課題の支援と関係機関へのつなぎ役、窓口が分からぬといった相談に応じています。</li> <li>児童虐待防止ネットワークの充実に向けて、子どもとその保護者のあらゆる相談に対応し、子育て世帯をサポートする子ども家庭総合支援室を令和4年度に設置しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談力を高めるため、関係機関における連携支援や複合的な課題の整理を行う支援が必要となっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>発育・発達が気になる子どもについて、早期からの就学相談に取り組んでいます。</li> <li>特別な支援を必要とする児童・生徒を「志木っ子サポートシート」の活用などにより把握しています。</li> <li>スマイルルームにおいて専門家による適応支援を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域との関わりが希薄になり、子育て家庭の状況が見えにくくなっています。</li> <li>児童虐待件数は増加傾向にあるほか、支援者側が必要性を認識しても、支援を希望しない保護者に対する介入策について検討する必要があります。</li> <li>支援計画を立案する相談支援事業所の扱い手不足が深刻な状況となっています。相談支援専門員の確保や地域のニーズに応じた相談支援体制を検討していく必要があります。</li> <li>スマイルルームを活用した方がよい児童・生徒の判断について、学校や保護者からの理解を十分に得られるよう、取り組む必要があります。</li> </ul>

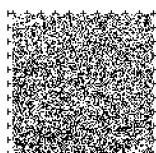


実施状況	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校の児童・生徒に対する居場所づくりや学習機会の提供に取り組んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステップルームにおいて、継続して通室できない児童・生徒もいるほか、ホームスタディー制度はコロナ禍以降、十分に利用者が増えていない状況です。可能な限り個別に応じた対応を行うとともに、広報活動を充実させ、活用数を増やす必要があります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国にルーツのある児童・生徒に対し日本語指導員派遣事業を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母国語が多様化しているほか、日本語指導が必要な児童・生徒の数が増加しており、関係機関との連携による指導員の確保が課題となっています。</li> </ul>

## 目標5 地域全体で見守る体制づくり

指標	現状値 (平成30年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	達成度
子育て支援センター利用者数	延べ 57,114人	延べ 49,183人	延べ 57,600人	未達成
民間の保育園・認定こども園・幼稚園における世代間交流事業実施施設数	6施設	6施設	8施設	未達成

実施状況	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動団体との協働により母子保健計画の推進に取り組んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健推進員及び食生活改善推進員は地域の担い手不足により、人員の確保が難しくなっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センター・児童センター事業を通じて、子どもや保護者同士の交流の場の提供に取り組んでいるほか、地域住民が遊び方を指導する企画など、地域との交流促進に取り組んでいます。</li> <li>子育てサークル活動に関する相談や情報提供を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センター・児童センターは、新たな利用者を増やすための働きかけを行う必要があります。</li> <li>コロナ禍以降、子育てサークルの数が増加していない状況であることから、引き続き子育てサークルの状況を把握し、子育て家庭への情報発信を行う必要があります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な体験機会の創出に向け、子育て支援センター・図書館事業において読み聞かせ、おはなし会などをボランティアと協働で行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの担い手不足が課題となっているほか、地域で活動しているボランティアの情報が乏しい状況です。学生ボランティアなどの募集について検討していく必要があります。</li> </ul>



## 5 課題のまとめ

---

### 1 すべての子ども・若者に居場所があり、活躍できる体制づくり

地域コミュニティの変化、虐待や不登校など子ども・若者を取り巻く環境の厳しさ、価値観の多様化などから、子ども・若者の居場所づくりが重視されており、令和5年12月に「子どもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。この指針では、子ども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性すべてが居場所となり得ることや、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、本人が決めることであり、子ども・若者の視点に立ち、その声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要であると示されています。

本市においても、アンケートやヒアリング調査から子ども・若者の居場所を求める意見が多く挙げられており、地域と連携しながら子ども・若者が安心して過ごせる「第三の居場所」を充実し、多様な体験機会を提供できる環境づくりに取り組むことが求められます。

### 2 妊娠・出産から子ども・若者の健康づくりに関する切れ目のない支援

子ども・若者の心身の健やかな成育に向けた支援の推進を目指した法律である「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(以下「成育基本法」という。)の改正を受け、令和5年3月に「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」(以下「成育医療等基本方針」という。)が変更となり、母子保健情報のデジタル化などによる健康管理の充実や事業の質の向上、産後ケア事業の全国展開やさらなる取り組みの推進、プレコンセプションケア<sup>\*3</sup>の推進などの取り組みが加わりました。

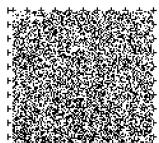
子育て支援アンケートでは、就学前児童の母親で、産後3か月以内に 心や体の不調を感じることがあったとの回答が5割、そのうち、医療機関を受診しなかった、市の保健師・助産師などへの相談をしなかつた回答が6割となっています。引き続き妊産婦に対し、心身のケアなど切れ目のない支援を行う体制が求められています。

また、子ども・若者の心身の健やかな成長や発達につながるよう、基礎的な生活習慣の習得や、子ども・若者が薬物乱用や飲酒、喫煙などから自らの健康を守るために、家庭や学校など地域との連携によりライフステージに応じた心身の健康づくりに取り組むことが求められます。

さらに、妊産婦から子ども・子育て家庭、青少年、若者への支援の切れ目をなくすことができるよう、府内関係部署、関係機関のほか、地域の方々が一体となって見守りや支援を行っていくことが求められます。

---

\*3 プレコンセプションケア:男女ともに性や妊娠に対する正しい知識を身に付け、将来の妊娠のための健康教育を促す取り組みのこと。



### **3 子ども・若者、子育て家庭の抱える生活課題の複合化・複雑化**

本市では、令和2年10月に「福祉の相談窓口」として、基幹福祉相談センターを設置し、福祉に関わる複合的・横断的課題に対する支援と関係機関へのつなぎ役や、窓口がわからない相談などに対応しています。

また、令和4年度には、子ども家庭総合支援室を設置し、関係機関と連携を図りながら、子どもとその保護者のあらゆる相談に対応しています。

しかしながら、近年、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化、地域とのつながりの変化により、個人や家庭の抱える生活課題は複合化・複雑化しており、本市においても、障がい、外国籍、不登校、貧困、虐待など、支援や配慮を必要とする子ども・若者が増えている状況です。

こうした子ども・若者を取り巻く複合的な課題に対し、関係機関との連携により分野横断的に取り組むため、さらなる包括的な支援体制の強化が求められます。

### **4 孤立を防ぎ、子ども・若者を見守り、育てる地域づくり**

子ども・若者の健やかな成長のためには、地域に暮らす一人ひとりが、子ども・若者施策の重要性に対する理解や関心を深め、子ども・若者や子育て家庭を温かく見守っていく環境が重要となります。

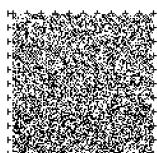
子育て支援アンケートにおいて、子育て中に孤独・孤立感を感じるかという問い合わせに対して、就学前児童、小学生児童のいる保護者の3~4割が「ある」(「よくある」と「時々ある」の合計)と回答しています。また、15~39歳の子ども・若者の回答は、「孤独とは感じない」が最も高いものの、「少し感じるときがある」が同じ4割台で次点となっています。さらに、子どもの生活実態アンケートにおける生活困難層では、子どものことで悩みを「相談できる人がいない」、頼ることができる親せきや友人が「いない」といった回答が他の層よりも高くなっている状況が見られます。

こうしたことから、身近な地域で安心して子ども・若者が育ち、成長することができるよう、安全・安心な地域づくりを推進するとともに、孤立を防ぎ、地域全体で子ども・若者や子育て家庭を見守る体制の強化に引き続き取り組む必要があります。

### **5 幼児教育・保育、学校教育環境の充実**

令和5年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」では、乳幼児期からのウェルビーイングを高めていく上で、家庭、幼児教育・保育施設、関係機関、地域など、子どもに関わる人が緊密に連携し、それぞれが横につながった「面」のネットワークで育ちを支える環境(社会)を構築していく必要があるとされていることから、幼児教育・保育施設、学校が連携し、育ちに必要な環境を切れ目なく構築していくことが重要です。

また、すべての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにとらわれない形での支援を強化するため、子ども・子育て支援法の改正により、就労要件を問わず柔軟に通園できる「こども誰でも通園制度」が創設されることとなっています。さらに、多様化する保育ニーズに対応するため、一時保育や、配慮を必要とする子どもの受入体制の充実が求められます。



加えて、令和7年度より全中学校区で小中一貫教育を導入する学校教育においては、基礎的な学力と体力、新しい時代を生き抜く力の育成に向けた教育の推進、学校運営協議会を核とした学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む教育に取り組んでいます。引き続き多様な機関と連携しながら、地域に開かれた学校運営に努めることが重要です。

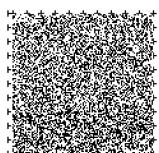
## 6 社会の担い手としてさまざまな場面で活躍するための支援

「こども大綱」や「成育医療等基本方針」においては、不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症などへの適切な相談支援、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの重要性が示されています。

本市では、子ども・若者の意識に関する調査において、結婚や子育てを希望する方が一定数おり、性や妊娠に関する正しい知識の取得や健康管理などについて、効果的な支援に取り組む必要があります。

一方、本市における15～39歳の若年無業者の割合が増加傾向にあります。若年無業者の背景には、さまざまな事情があると考えられますが、すべての子ども・若者が自身の生き方や進路を主体的に考えて選択し、社会参加や就業を通じて、自立して生活できるよう支援することが求められます。

すべての若者が自己肯定感を持ち、希望どおりに働き、一人ひとりの希望に応じた結婚、出産、子育てをすることができるよう、多様な働き方への支援やワークライフバランスの実現に向けた意識づくりに取り組む必要があります。



# 第3章 計画の基本的な方針

## 1 基本理念

本市においては、平成21年度に「志木市子育ていろはプラン～次世代育成支援推進行動計画（後期計画）～」を策定して以降、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境の整備に取り組んできました。

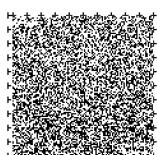
このような中、令和4年6月にこども基本法が制定され、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが全国的に進められています。

本市においても、これまで取り組んできた子育て施策や市の上位計画である「志木市総合振興計画」の方針を踏まえるとともに、子ども・若者が権利の主体として尊重され、将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう、行政、家庭、学校、地域などが一体となってその健やかな成長を見守り、支えていくことを目指し、子ども・若者施策に取り組むことが重要です。

こうした考えのもと、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

子ども・若者が  
自分らしくいきいきと暮らせるまちを目指して

～すべての子ども・若者が幸せな未来を切り拓くことができるよう  
地域みんなで支えるまち「志木」～



## 《子どもの権利条約の4つの原則》

本計画の根拠となる法律の一つである「こども基本法」は、日本国憲法及び子どもの権利条約に則り定められています。

この子どもの権利条約には、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、次の4つの「原則」が示されています。

### 差別の禁止

#### 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

### 子どもの最善の利益

#### 子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

### 生命、生存及び発達に対する権利

#### 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### 子どもの意見の尊重

#### 子どもが意味のある参加ができること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

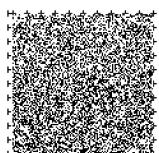
## 《国のことども大綱における目指す社会のすがた》

### こどもまんなか社会

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

国では、すべての子ども・若者が心も体も幸せに生活できる「こどもまんなか社会」を地域・社会全体でつくっていくことを目指しています。

そのために、地域・社会全体で子ども・若者を見守り、子ども・若者の意見を大切にし、子ども・若者にとって一番良いことが何かを考えて行動するなど、子ども・若者が幸せに育つ環境をつくりましょう。



## 2 基本的な視点

---

### 1 子ども・若者の権利の尊重と最善の利益の実現

子ども・若者の権利を保障し、子ども・若者の最善の利益を図るよう配慮したものとします。また、子ども・若者が、自らの権利、心と身体、平和で安心して暮らせる社会づくりについて、必要な情報や正しい知識を得ることができ、それらに基づいて、自分らしく幸せに暮らすため、将来を切り拓いていけるよう、「子ども・若者とともに」という姿勢で、子ども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を後押しできる地域を目指します。

### 2 子ども・若者への切れ目のない包括的な支援体制

すべての子ども・若者が、年齢を問わず相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。

また、子どもの貧困や、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、虐待など、複合的な悩みや不安を抱える家庭も多くなっています。さまざまな困難な状況にある家庭の子ども・若者を誰一人取り残さず、それぞれのニーズに応じた支援を切れ目なく行うことができるよう、多様な主体と分野が横断的に連携する、包括的支援体制の強化を目指します。

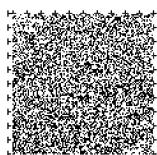
### 3 子育て当事者にやさしいまちの実現

子どもを持ちたいと願う人から、妊娠・子育て中の人まで、誰もが安心して出産・子育てができ、経済的な不安、仕事との両立、孤立感に悩んだりすることなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向かいあえることは、子どもと子育て当事者の幸せにとって欠かせないものです。

ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていくまちの実現を目指すとともに、子育て当事者が、男女共同参画の視点を持ち、ワークライフバランスを実現し豊かな人生を築いていくことができる環境づくりを目指します。

### 4 “市民力”を生かした子ども・若者への支援

家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野におけるすべての人が、子ども・若者への支援の重要性に対する関心や理解を深め、それが協働し役割を果たすことが重要です。市民をはじめ地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながり、地域をともに創る「地域共生社会」の理念を踏まえ、“市民力”を生かした一体的な子育て支援を進めます。このことにより、子ども・若者の成長を地域全体で支えるとともに、子ども・若者とのかかわりを通じて地域も成長する“共育て”が実現するまちづくりを目指します。



## 5 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重した施策の推進

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子ども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、共に社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、政策に反映させる取り組みが重要です。

さまざまな機会を捉え、子ども・若者、子育て当事者の社会参画の促進や意見を聞く取り組みを行い、施策への反映に努めることで、より実効性のある施策の実現と、子ども・若者の自立や自己有用感の育成を目指します。

## 6 デジタル化の推進による住民サービスの向上と行政運営の効率化

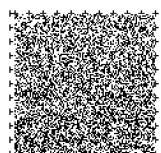
子育て世帯にとっては、施設や相談先などの情報入手、申請や予約の手続き、健診結果などの情報管理が負担となっています。また、現状、保育・教育施設や学校現場においても、書類の作成、提出書類の入力作業など、施設職員や行政の事務負担が大きくなっていることから、母子保健や保育など、こども政策DX（デジタルトランスフォーメーション）<sup>\*4</sup>や、学校現場におけるDXの推進が重要です。

情報管理システムの全国展開など、国で推進されている動向を注視し、柔軟に対応するとともに、市における適切な情報管理、情報発信の一元化に努めることで、住民サービスの向上と業務の効率化を目指します。



---

\*4 DX:デジタル(Digital)とトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語で、デジタル技術による変革のこと。主に自治体においては、デジタル技術やデータを活用して、行政サービスの利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげるなど、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを目指す。



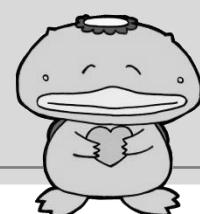
### 3 計画の全体像



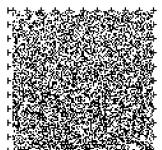
ライフステージ別の施策			
目標3 児童虐待防止、 配慮を要する 子ども・家庭へ の支援 【子どもの貧困対 策計画を含む】	目標4 地域ぐるみで 子ども・若者を 守る体制の 強化	目標5 「子育て」と 「子育ち」の 支援	目標6 未来を切り拓 く子ども・若者 への支援 【成育医療等基本 方針に基づく計画 (母子保健分野) を含む】
<p>※【 】内は包含する計画を示しています。</p>			

# 子ども・若者が 自分らしくいきいきと暮らせる まちを目指して

～すべての子ども・若者が幸せな未来を切り拓くことができるよう  
地域みんなで支えるまち「志木」～

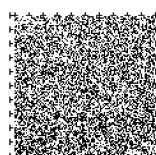


## まんなか社会の実現



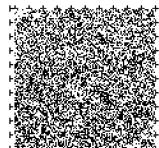
## 4 施策体系・重点施策

	基本目標	重点施策	施策の方向
ライフステージを通じた施策	目標1 子ども・若者の主体性を育むための支援 【子ども・若者育成支援計画を含む】	● 子ども・若者の居場所づくりの推進	(1) 権利擁護・意見の反映  (2) 居場所・体験機会の創出  (3) 地域の交流促進
	目標2 親と子の健康・医療の充実 【成育医療等基本方針に基づく計画(母子保健分野)を含む】	● 妊娠から出産・子育て期における伴走型相談支援 ● 母子保健におけるデジタル化の推進	(1) 妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援  (2) 親子の健康管理  (3) 健やかな心身の育成  (4) 食育の推進
	目標3 児童虐待防止、配慮を要する子ども・家庭への支援 【子どもの貧困対策計画を含む】	● 児童虐待防止への対応 ● ヤングケアラー支援体制の整備	(1) 子どもの貧困対策の推進  (2) 児童虐待防止の推進  (3) ひとり親家庭への支援  (4) ヤングケアラーへの支援  (5) 障がいなどのある子ども・若者への支援  (6) ひきこもり・不登校など配慮が必要な子ども・若者への支援  (7) 相談支援体制の充実
	目標4 地域ぐるみで子ども・若者を守る体制の強化	● 子ども・若者の健全育成と非行防止	(1) 安全・安心なまちづくりの推進  (2) 非行防止と立ち直り支援  (3) 子ども・若者の自殺防止  (4) 地域の活動団体との協働

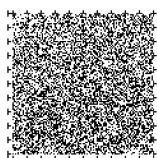


## 【ライフステージを通した施策】

取り組み
人権作文・人権標語の実施、人権教室の実施、「人権の花」運動の実施、はたちの記念式、「子どもの権利条約」の周知
朝のこどもの居場所づくりモデル事業、放課後子ども教室、学童保育クラブの空調設備の更新、児童センターの整備、児童公園などの整備・充実、かすみ児童公園水遊び場再整備事業、ふれあい館「もくせい」における居場所づくり、小学生以上の子どもの図書館(室)利用促進、図書館資料の充実・整備、未就学児の図書館(室)利用促進、あかちゃんタイム、郷土・文化に関する学習機会の提供、環境講座の開催、環境教育の実施、スポーツ振興委託事業・学校施設開放事業、青少年事業の推進、子育て支援センター・児童センターのボランティア、図書館事業のボランティア
子育て支援センター事業の充実、児童センター事業の充実、子育てサークル活動に関する相談や情報提供、保育園における子育て支援事業、親子で参加できる講座の開催、親子で遊ぼう、保育園における世代間交流事業、ふれあい館「もくせい」における世代間交流事業、ふれあい館「もくせい」における多世代交流事業、三世代・子育て支援交流会、講座・研修会時における託児サービス、グループ・サークル情報誌の発行
母子健康手帳交付、住民税非課税世帯などの妊婦に対する初回産科受診料助成、助産師や保健師による相談、産後ケア事業、妊婦のための支援給付金及び伴走型相談支援事業、こんにちは赤ちゃん事業、おっぱいケア訪問、乳幼児健康相談、乳幼児出張健康相談、乳幼児電話健康相談、こども家庭センターの設置、パパママ学級、はじめて赤ちゃん学級、お父さん参加事業
妊娠婦訪問指導、妊娠婦健康診査の助成、妊娠歯科検診、乳幼児健康診査、各種予防接種の実施、むし歯予防教室、母子保健情報のデジタル化、産前・産後サポート事業、産後うつケア推進事業、ハグっと親子サポート事業、多胎児ピアソーター育成事業、ママサポあんしんタクシー事業(多子多胎児等移動費用支援事業)
いのちの支え合いを学ぶ授業、小・中学校における食育の推進、志木っ子元気！子どもの健康づくりプロジェクト、子どもを取り巻く有害環境対策、非行防止活動、保護司による出前講座、青少年育成市民会議の実施
離乳食教室、保育園における食育の推進、ランチで食育、おやこの食育教室、小・中学校における食育の推進【再掲】
関係機関の連携強化、子ども食堂などとの連携、基幹福祉相談センターにおける相談支援、学習支援事業
児童虐待防止ネットワークの充実、こども家庭センターの設置【再掲】、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、こどもショートステイ事業
児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給事業、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金
ヤングケアラーの実態把握及び横断的な支援、ヤングケアラーに関する啓発及び研修の実施、ヤングケアラーに関する相談、ヤングケアラー一家事支援事業
すくすく相談、巡回発達相談、早期からの就学相談体制の充実、福祉サービス利用相談、個別発達相談、親子グループ支援事業、医療的ケア児支援プロジェクト、ひまわり保育(障がい児保育)事業、放課後等デイサービス事業、児童発達支援事業、「志木っ子サポートシート」を活用した支援、特別支援教育プログラム事業、特別支援教育スクールカウンセラー巡回訪問、特別支援教育支援員派遣事業、発達障がい理解啓発事業、障がい者理解促進事業
ステップルーム、ホームスタディー制度、日本語指導員派遣事業、外国人申請・相談サポート事業、こころの相談、健康・こころ・育児などに関する個別相談、基幹福祉相談センターにおける相談支援【再掲】
子育てに関する情報提供、子どもと家庭の相談室における相談、子育て支援センターにおける相談、健康相談、小児科医師・臨床心理士による相談、特に支援が必要な家庭に対する相談の充実、利用者支援員の配置、女性相談・男性相談、ヤングケアラーに関する相談【再掲】
交通安全推進事業・交通安全教育、防犯ブザーの配布、自主防犯活動、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業、児童の安全確保、防犯カメラの活用、インターネットなどについての相談、道路の整備、交通安全施設整備事業、デマンド交通
子どもを取り巻く有害環境対策【再掲】、非行防止活動【再掲】、保護司による出前講座【再掲】、青少年育成市民会議の実施【再掲】
教育相談、小学校スクールカウンセラーの派遣、学校福祉相談員による支援、市内各中学校内相談員の配置、インターネットなどについての相談【再掲】、若者のこころの相談、子どもと家庭の相談室における相談【再掲】
母子保健推進員連絡協議会、食生活改善推進員協議会、民生委員・児童委員、子ども会などの活動の促進、地域の「しょく(食・職)場づくり」担い手育成・食育推進事業

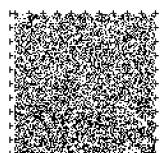


	基本目標	重点施策	施策の方向
ライフステージ別の施策	目標 5 「子育て」と「子育ち」の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな保育制度への対応</li> <li>● 公立保育園の機能強化と保育の質の向上</li> </ul>	(1) 家庭の子育て力の向上
			(2) 幼・保・小の連携体制の強化
	目標 6 未来を切り拓く子ども・若者への支援 【成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健分野）を含む】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共育てへの理解・促進</li> </ul>	(3) 保育の充実
			(4) 学校教育の充実
			(5) 子育てに係る経済的負担の軽減
			(1) プレコンセプションケアの推進
			(2) 若者の自立支援
			(3) 結婚・出産を望む人への支援
			(4) ワークライフバランス・働き方改革の推進
			(5) 共育てに関する啓発活動



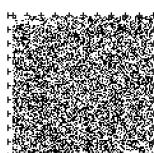
## 【ライフステージ別の施策】

取り組み
家庭の教育力向上、 親の学習プログラムの展開、「元気に育つ志木っ子条例」に基づく事業の推進、 親子経済講座、 消費生活展
一人ひとりの幼児のニーズに応じた支援、 幼・保・小の連携
みつけようお気に入り保育園、「こども誰でも通園制度」の実施、 医療的ケア児保育事業、 保育の相互交流・検討会、 病児・病後児保育、 一時保育、 延長保育、 ファミリー・サポート・センターによる支援、 病児緊急サポート、 園外活動の安全対策、 北美保育園の建替え、 放課後志木っ子タイム、 放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)
小中一貫教育推進事業、 学力の向上、 体力の向上、 不登校対策(COCOLOプラン)、 ベーシックサポート事業、 複数・少人数指導体制推進事業、 コミュニティ・スクール推進事業
幼児教育類似施設の保育料の軽減、 幼稚園・保育園などの主食費の軽減、 児童手当、 子ども医療費助成事業
妊娠や出産に係る正しい知識の普及・学習機会の提供、 子どもの頃から的心身の健康に関する正しい知識の普及
ジョブスポットしきの活用、 家計改善支援事業、 就労準備支援事業、 ひきこもりなどに対する支援の充実、 キャリアカウンセラーによる無料個別相談
結婚支援に関する情報発信、 早期不妊検査費の助成、 不育症検査費・治療費の助成
男女共同参画に関する啓発活動、 仕事と生活の調和に関する意識啓発
男性の家庭参画の促進、 男性の育児休業制度などの活用促進、 共育てに関する情報発信



## ■関連するSDGs

目標	施策の方向	SDGs17の目標(ゴール)					
		1 貧困をなくそう	2 食糧をゼロに	3 すべての人々に健康と健全な生活を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジンジン=平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1	(1) 権利擁護・意見の反映				●		
	(2) 居場所・体験機会の創出				●		
	(3) 地域の交流促進						
2	(1) 妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援			●		●	
	(2) 親子の健康管理			●			
	(3) 健やかな心身の育成			●	●		
	(4) 食育の推進			●	●		
3	(1) 子どもの貧困対策の推進	●	●	●	●		
	(2) 児童虐待防止の推進			●			
	(3) ひとり親家庭への支援	●	●	●	●		
	(4) ヤングケアラーへの支援			●	●		
	(5) 障がいなどのある子ども・若者への支援			●	●		
	(6) ひきこもり・不登校など配慮が必要な子ども・若者への支援			●	●		
	(7) 相談支援体制の充実			●			
4	(1) 安全・安心なまちづくりの推進						
	(2) 非行防止と立ち直り支援				●		
	(3) 子ども・若者の自殺防止			●	●		
	(4) 地域の活動団体との協働						
5	(1) 家庭の子育て力の向上			●	●		
	(2) 幼・保・小の連携体制の強化			●	●		
	(3) 保育の充実			●			
	(4) 学校教育の充実			●	●		
	(5) 子育てに係る経済的負担の軽減	●		●			
6	(1) プレコンセプションケアの推進			●			
	(2) 若者の自立支援			●			
	(3) 結婚・出産を望む人への支援			●			
	(4) ワークライフバランス・働き方改革の推進					●	
	(5) 共育でに関する啓発活動			●		●	



## SDGs17 の目標(ゴール)

※P.62にSDGsの17の目標の内容を示しています。

## 【参考】SDGsの17の目標との関係

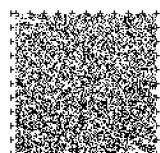
SDGs(持続可能な開発目標 エスディージーズ)は、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱えるさまざまな問題の解決を目指す国際的な目標です。平成27年に国連で採択され、先進国を含む国際社会で令和12年までの達成を目指します。

国は平成28年に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体の各種計画などへの最大限の反映を奨励しています。そのため、本プランに基づく各種事業においてはSDGsの目標を念頭に置き、推進していきます。

### ■17の目標(ゴール)(国際目標)

アイコン	ゴールの名称など	アイコン	ゴールの名称など
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭で持続可能な人間居住を実現する。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		16. 平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。		17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

資料：外務省



# 第4章 施策の展開

## ライフステージを通した施策

### 目標1 子ども・若者の主体性を育むための支援

#### 【子ども・若者育成支援計画を含む】

子ども・若者が権利の主体であることについて、社会全体で認識を共有することができるよう、こども基本法や子どもの権利条約などの趣旨や内容について情報提供や啓発を行うとともに、さまざまな機会を捉え、子ども・若者、子育て当事者の交流や社会参画の促進、意見を聴く取り組みを行います。

また、地域と連携しながら子ども・若者が安心して過ごせる「第三の居場所」の充実に向けて、安全な居場所や文化芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会の充実に努めます。

#### 重点施策 子ども・若者の居場所づくりの推進

##### 背景

- 令和5年12月に「子どもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定
- 居場所がないことは孤独・孤立感と深く関係しており、子ども・若者が生きていく上で居場所があることは不可欠
- 子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが求められている

##### 方針

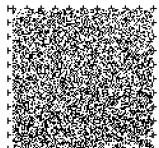
すべての子ども・若者にとって安全・安心な居場所があり、多様な体験機会を得ながら幸せな状態で成長し、自身の主体性や創造力を發揮して社会で活躍することができるよう、地域の状況を把握するとともに、関係機関との連携により居場所づくりを計画的に推進します。

具体的には、志木地区に児童センターを整備することにより、乳幼児から高校生世代までの誰もが利用しやすく、安心して過ごすことができる居場所を確保するとともに、子育て支援センター機能や子育て相談室機能を併設することで、乳幼児とその家庭、妊産婦に相談と交流の場を提供します。

また、令和8年3月には、西原保育園の閉園に伴い、西原子育て支援センターが閉所となることから、出張子育てひろば事業などを実施することにより、子育て親子の交流の場や相談の場の確保に努めます。

##### 関連する取り組み

- 施策の方向(1)-②
- 施策の方向(2)-①②
- 施策の方向(3)-①②



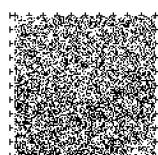
## 施策の方向(1) 権利擁護・意見の反映

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容	担当課						
①子ども・若者の権利に関する普及・啓発を行います。									
1	人権作文・人権標語の実施 ★	人権意識の高揚を図り、さまざまな差別問題への理解を深めるために、小・中学校の児童・生徒が人権作文及び人権標語を作成し、広く市民への周知を図ります。	学校教育課 生涯学習課						
2	人権教室の実施 ★	人権を尊重することの大切さについて子どもたちが理解することができるよう、ビデオや紙芝居などの工夫した教材を活用した啓発活動を実施します。 《数値目標》 <table border="1"><thead><tr><th>指標</th><th>現状値 (令和5年度末)</th><th>令和11年度 目標値</th></tr></thead><tbody><tr><td>教室の年間延べ参加者数</td><td>89人</td><td>100人</td></tr></tbody></table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	教室の年間延べ参加者数	89人	100人	人権推進室
指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値							
教室の年間延べ参加者数	89人	100人							
3	「人権の花」運動の実施 ★	豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とし、市内の小学生を対象に「人権の花」運動を実施します。	人権推進室						
②子ども・若者の意見表明・社会参画を支援します。									
4	はたちの記念式 ★	20歳となる市民を祝うとともに、成人としての自覚と社会参画への意欲を喚起し、地域社会の振興に寄与することを目的に実施します。	生涯学習課						
5	「子どもの権利条約」の周知 ★	子どもの基本的人権を保障することについて周知するとともに、子どもの意見を表明する機会の確保と子どもの意見の反映などについて取り組みます。	子ども支援課 人権推進室						

★:本計画から新たに位置づけた事業



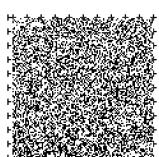
## 施策の方向(2) 居場所・体験機会の創出

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容	担当課						
①安全な居場所・遊ぶ場所を提供します。									
6	朝のこどもの居場所づくりモデル事業 ★	子育てと仕事の両立を支援するため、保護者が朝早く出勤する場合でも子どもを家に残すことなく、安心して仕事に行くことができるよう、小学校始業前の子どもの居場所を、県が実施する「朝のこどもの居場所づくりモデル事業」補助金を活用し、志木小学校をモデル校として、親と子が共に安心して生活ができる環境を整えます。	子ども支援課						
7	放課後子ども教室	子どもたちの放課後の安全な居場所を確保し、さまざまな体験や交流活動などの充実を図ります。	生涯学習課						
8	学童保育クラブの空調設備の更新 ★	子どもたちが安全かつ快適に過ごすことができる環境を整備するため、市内全学童保育クラブの空調設備を適切に更新します。	保育課						
9	児童センターの整備 ★	子ども・子育て支援機能強化のため、子育て支援センター機能や子育て相談室機能などを併せ持つ児童センターを志木地区に整備します。	子ども支援課						
10	児童公園などの整備・充実	子ども・若者などが使いやすい身近な活動の場として、整備・充実を図ります。また、いは親水公園では、子どもが「やってみたい」と思うことを実現できるようプレーパークを実施します。	都市計画課						
11	かすみ児童公園水遊び場再整備事業 ★	既存の水遊び場の老朽化が進行していることから、子ども用の水遊び場としてリニューアルします。	都市計画課						
12	ふれあい館「もくせい」における居場所づくり ★	誰でも気軽に参加できる事業を実施し、安心して滞在できる居場所を提供します。	市民活動推進課 子ども支援課						
13	小学生以上の子どもの図書館(室)利用促進 ★	図書館(室)へ楽しくで行きたくなる工夫を行い、小学生以上の子どもの読書活動や図書館利用を促進します。  《数値目標》	柳瀬川図書館 いは遊学図書館 宗岡公民館 宗岡第二公民館						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値 (令和5年度末)</th> <th>令和11年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもの図書館延べ利用者数</td> <td>32,981人</td> <td>35,000人</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	子どもの図書館延べ利用者数	32,981人	35,000人	
指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値							
子どもの図書館延べ利用者数	32,981人	35,000人							

★:本計画から新たに位置づけた事業

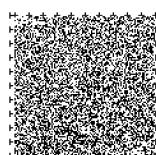


No.	取り組み名	内 容	担当課
14	図書館資料の充実・整備	子どもの読書習慣の形成・継続や学ぶ意欲を支える蔵書の充実、大人への啓発講座を開催します。	柳瀬川図書館 いろは遊学図書館
15	未就学児の図書館(室)利用促進 ★	幼い頃から図書館(室)に親しみを持つような工夫を行い、未就学児の図書館(室)利用を促進します。	柳瀬川図書館 いろは遊学図書館 宗岡公民館 宗岡第二公民館
16	あかちゃんタイム ★	赤ちゃんと保護者が気兼ねなく図書館利用できるよう、「あかちゃんタイム」を実施し、絵本の読み聞かせや、赤ちゃん向けのお勧めの絵本を紹介するなど、くつろげる居場所を確保します。	柳瀬川図書館 宗岡第二公民館

②遊びや多様な体験ができる機会を提供します。

17	郷土・文化に関する学習機会の提供	しき子ども郷土かるた大会やいろは子ども文化賞を通じて、郷土の歴史や風土に対する愛着を育みます。	生涯学習課 学校教育課
18	環境講座の開催	多様な体験・学習機会の提供のため、環境をテーマとする講座を開催します。	環境推進課
19	環境教育の実施 ★	市内の小・中学生に対して環境教育を実施し、温室効果ガス排出削減に努めます。	環境推進課
20	スポーツ振興委託事業・学校施設開放事業	各種市民大会を実施するとともに、市内小・中学校の体育館や校庭を開放し、スポーツ・レクリエーション活動を促進します。	生涯学習課
21	青少年事業の推進 ★	青少年がさまざまな体験活動などを通じ、学ぶことのできる機会を提供します。	生涯学習課 いろは遊学館 宗岡公民館 宗岡第二公民館
22	子育て支援センター・児童センターのボランティア	各種事業などボランティアと協働で実施します。	子ども支援課 (子育て支援センター・児童センター)
23	図書館事業のボランティア	子どもの読書活動推進のため、読み聞かせ、おはなし会、ブックスタートなどの図書館事業をボランティアと協働で実施します。また、ボランティアの養成や研修の機会を提供します。	柳瀬川図書館 いろは遊学図書館

★:本計画から新たに位置づけた事業

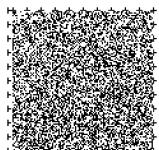


## 施策の方向(3) 地域の交流促進

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
**GOALS**

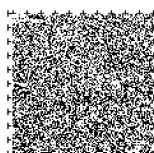


No.	取り組み名	内 容			担当課
①子どもや保護者同士が出会い、交流し、身近に相談ができる場を提供します。					
24	子育て支援センター事業の充実	子育てに関する相談や交流の場の提供、子育て情報の提供や講習会などを行い、地域の子育て機能の充実を図るとともに、デジタル化を推進し、子育て世帯が利用しやすい環境を整えます。			子ども支援課 (子育て支援センター)
		《数値目標》			
		指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	
		子育て支援センターの利用者延べ人数	49,183人	55,000人	
25	児童センター事業の充実	子どもたちが自由に遊んだり、くつろいだりすることができ、年齢の異なる子ども同士が一緒に過ごすことができる地域の拠点としての機能の充実を図ります。			子ども支援課 (児童センター)
		《数値目標》			
		指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	
		児童センターの利用者延べ人数	38,803人	56,000人	
26	子育てサークル活動に関する相談や情報提供	親同士が相互に交流する中で、子どもの遊びや発達を促す活動を行う子育てサークル活動についての相談や情報提供などを行います。			子ども支援課 (子育て支援センター)
27	保育園における子育て支援事業	在宅子育て家庭を支援するために、保育園で実施している「あそぼう会」などを継続し、身近な相談の場、交流の場としての機能を推進します。			保育課
28	親子で参加できる講座の開催	身近な地域において、親子で参加できる教室やイベントを行い、仲間づくりや情報交換の場とします。			いろは遊学館 宗岡公民館 宗岡第二公民館
29	親子で遊ぼう	地域の中で子育て家庭の交流や仲間づくりを支援するために、親子でできる事業を推進します。			子ども支援課 (児童センター)
②多様な世代が交流したり、社会参画したりできる機会を提供します。					
30	保育園における世代間交流事業	保育園において、地域交流事業を実施し、世代間のふれあいを促進して地域の活性化を図ります。			保育課



No.	取り組み名	内 容	担当課						
31	ふれあい館「もくせい」における世代間交流事業	小さな子どもたちからお年寄りまでが、互いに交流できるさまざまな事業を実施します。	市民活動推進課 子ども支援課						
32	ふれあい館「もくせい」における多世代交流事業 ★	小さな子どもたちからお年寄りまでが、世代の垣根を超えた交流を図ることのできる多世代交流カフェ事業を実施します。  《数値目標》	市民活動推進課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値 (令和5年度末)</th> <th>令和11年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多世代交流カフェ事業 延べ利用者数</td> <td>12,714人</td> <td>13,000人</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	多世代交流カフェ事業 延べ利用者数	12,714人	13,000人	
指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値							
多世代交流カフェ事業 延べ利用者数	12,714人	13,000人							
33	三世代・子育て支援交流会	母子保健推進員と協力し各地区において三世代・子育て支援交流会・健康相談を実施します。	健康増進センター						
34	講座・研修会時における託児サービス	講座・講習会などにおける託児サービス(保育スタッフ)の充実を図り、子育て中の保護者の社会参加の機会を確保します。  《数値目標》	子ども支援課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値 (令和5年度末)</th> <th>令和11年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育スタッフ延べ活動回数</td> <td>129回</td> <td>183回</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	保育スタッフ延べ活動回数	129回	183回	
指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値							
保育スタッフ延べ活動回数	129回	183回							
35	グループ・サークル情報誌の発行 ★	各公民館やいろは遊学館などの市内公共施設で活動しているグループ・サークルの活動内容を紹介します。	生涯学習課						

★:本計画から新たに位置づけた事業



## ライフステージを通した施策

### 目標2 親と子の健康・医療の充実

#### 【成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健分野）を含む】

妊娠・出産・産後にかかる心身のケアに向け、母親・父親に対して切れ目ない支援を行うことができるよう、身近な相談に応じる伴走型の支援や経済的支援のほか、子育て当事者同士の交流の促進を図ります。

また、妊娠婦や乳幼児に対する健康診査など、親子の基本的な健康増進に取り組むとともに、子ども・若者の健やかな心身の育成に向けて家庭や幼児教育・保育施設、学校と連携しながら、必要な情報提供やその状況に合わせた適切な支援に取り組みます。

#### 重点施策 妊娠から出産・子育て期における伴走型相談支援

##### 背景

- 核家族化が進み、地域とのつながりも希薄になる中、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭に寄り添った支援が必要
- 令和6年6月「児童福祉法」一部改正において、伴走型の相談支援と経済的支援を一括して実施する「妊婦等包括相談支援事業」が創設され、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた
- 本市では、産後に心身の不調を感じても相談しなかった、子どもの悩みを相談できる人がいないといった市民が一定数存在する

##### 方針

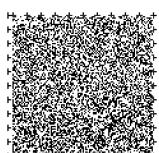
妊娠期の夫婦に寄り添いながら、出産・育児の見通しと一緒に立てる面談の実施、育児を学ぶ機会や仲間との交流機会についての情報提供など、身近な相談先において伴走型の支援を行います。

また、「孤育て化<sup>\*5</sup>」の防止に向けて、経済的支援を組み合わせた形で実施し、いつでもかかりつけの相談機関とつながることができるよう努めます。

##### 関連する取り組み

- 施策の方向(1)-①②

\*5 孤育て化：周囲の人の協力が得られず孤独な状態で子どもを育てることを示す造語。



## 重点施策 母子保健におけるデジタル化の推進

### 背景

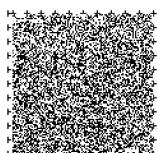
- 令和5年3月「成育医療等基本方針」が変更
- 乳幼児期・学童期における健診・予防接種などの健康情報の電子化及び標準化を推進し、母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上などを図ることが示された

### 方針

情報管理システムの全国展開など、国で推進されている動向を注視するとともに、プッシュ型の情報発信や健康情報の電子化を推進するため、電子版母子健康手帳の導入に向けた検討を進めます。

### 関連する取り組み

- 施策の方向(2)-②



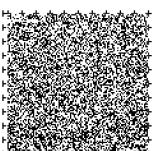
## 施策の方向(1) 妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



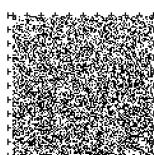
No.	取り組み名	内 容	担当課						
①妊娠から出産、産後のケアまで、切れ目のない支援を行います。									
36	母子健康手帳交付	健康増進センター・市役所にて妊娠届を提出した人に母子健康手帳を交付します。	健康増進センター						
37	住民税非課税世帯などの妊婦に対する初回産科受診料助成 ★	経済的な理由から、妊娠診断のための受診が遅れ、必要な支援につながらない住民税非課税世帯などの妊婦に対し、初回受診費用助成を実施し早期からの切れ目のない支援につなげます。	健康増進センター						
38	助産師や保健師による相談	妊娠届出時に健康増進センター・市役所にてすべての妊婦へ助産師や保健師が面接相談を実施し、その後の継続的な支援を行います。	健康増進センター						
39	産後ケア事業 ★	産後1年以内の産婦とその乳児を対象に、委託病院などにおいてデイサービス型とショートステイ型の産後ケア事業を実施します。	健康増進センター						
40	妊婦のための支援給付金及び伴走型相談支援事業 ★	<p>妊婦の産前・産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金を支給するとともに、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなげる伴走型相談支援を実施します。</p> <p>《数値目標》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値 (令和5年度末)</th> <th>令和11年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゆったりとした気分で子どもと過ごせる保護者の割合</td> <td>86.8%</td> <td>92.0%</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる保護者の割合	86.8%	92.0%	健康増進センター
指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値							
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる保護者の割合	86.8%	92.0%							
41	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	健康増進センター						

★:本計画から新たに位置づけた事業



No.	取り組み名	内 容	担当課
42	おっぱいケア訪問	育児不安を軽減し順調な育児をスタートするために、産後ケア事業のアウトリーチ型として出産直後の母親を助産師が訪問し、おっぱいのケアや授乳に関する相談を行います。	健康増進センター
43	乳幼児健康相談 乳幼児出張健康相談 乳幼児電話健康相談	安心して子育てできる環境づくりの一環として、子どもの健康に関する相談を行い、母親・父親の育児不安の軽減を図ります。	健康増進センター
44	こども家庭センターの設置 ★	すべての妊娠婦、子育て世帯、子どもに対して切れ目のない支援を行うことができるよう、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を整備します。	子ども支援課 健康増進センター
②父母に対して子育てに関する学習や同時期に子育てをする仲間との交流機会を提供します。			
45	パパママ学級	第一子妊娠中の方及びそのパートナーを対象に、妊娠・出産・子育てに関する教室を実施します。	健康増進センター
46	はじめて赤ちゃん学級	生後2か月の第1子の赤ちゃんを持つパパママを対象に、保健師による講話、子育て支援サービスの紹介、交流会を行います。	健康増進センター 子ども支援課 (子育て支援センター)
47	お父さん参加事業	親子のふれあい遊びや制作、季節行事などを実施し、父親の育児参加を促進します。	子ども支援課 (子育て支援センター)

★:本計画から新たに位置づけた事業



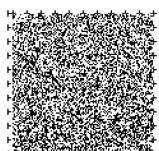
## 施策の方向(2) 親子の健康管理

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
**GOALS**



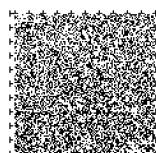
No.	取り組み名	内 容	担当課						
①妊婦の健やかな体づくりに向けた支援を行います。									
48	妊産婦訪問指導	妊娠中の経過や産後の養育に支援が必要なハイリスク妊産婦へ、保健師や助産師が訪問指導を実施します。	健康増進センター						
49	妊産婦健康診査の助成	妊娠中の健康の保持増進と健やかな出産子育てに向けて、妊産婦の継続した健康管理を行う妊産婦健康診査の受診費用の負担軽減を図ります。	健康増進センター						
50	妊婦歯科検診	<p>妊娠中に起こりやすいむし歯や歯周病を予防し、早産や低体重児出生など、胎児に対する影響を防ぐことができるよう妊婦歯科検診を実施します。</p> <p>《数値目標》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th><th>現状値 (令和5年度末)</th><th>令和11年度 目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦歯科検診受診率</td><td>31.7%</td><td>増やす</td></tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	妊婦歯科検診受診率	31.7%	増やす	健康増進センター
指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値							
妊婦歯科検診受診率	31.7%	増やす							
②乳幼児の健やかな成長を支援します。									
51	乳幼児健康診査	発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見を行い、健康の保持増進を図るとともに、養育や栄養面など日常的な育児指導を行い、保護者が安心して育児できるよう支援します。	健康増進センター						
52	各種予防接種の実施	予防接種法に基づく定期接種を実施します。また、接種勧奨などの実施や、定期接種の費用の補助を実施するなど、より予防接種が受けやすい環境づくりに努めます。	健康増進センター						
53	むし歯予防教室	乳幼児及びその保護者を対象に、歯の健康・食生活に関する講座や、個別ブラッシング指導を行います。	健康増進センター 子ども支援課 (子育て支援センター)						
54	母子保健情報のデジタル化 ★	プッシュ型の情報発信や健診、予防接種の記録などの電子化を推進するため、電子版母子健康手帳の導入に向けた検討を進めます。	健康増進センター						

★:本計画から新たに位置づけた事業



No.	取り組み名	内 容	担当課						
③産後間もない保護者が育児に対する不安や孤独感を解消できるよう支援します。									
55	産前・産後サポート事業 ★	妊娠及び産後1年以内の産婦で心身の不調または育児不安があり、支援が必要な人を対象に、助産師などの専門職やヘルパーを派遣し産前及び産後のサポートを実施することにより、育児負担の軽減を図ります。	子ども支援課 健康増進センター						
56	産後うつケア推進事業	妊娠中からの早期支援により産後うつを予防するため、妊娠届時の面接や助産師・保健師による訪問の際にリスク評価を行い、産後うつが心配される母親に対し適切な支援や医療につなぎます。  《数値目標》	健康増進センター						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th><th>現状値 (令和5年度末)</th><th>令和11年度 目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合</td><td>7.4%</td><td>減らす</td></tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合	7.4%	減らす	
指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値							
産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合	7.4%	減らす							
57	ハグっと親子サポート事業 ★	子どもの発育や子育てに対する不安、孤立感を抱えている保護者に対し、心のゆとりをもって育児を行えるよう訪問による個別心理相談を行います。	健康増進センター						
58	多胎児ピアサポート育成事業 ★	多胎妊娠産婦や多胎児とその家族を対象に、交流を目的としたグループ事業とあわせて、多胎育児経験者によるサポートーを育成することで地域での支援の幅を広げ、多胎児でも子育てしやすい環境の整備を進めます。	健康増進センター						
59	ママサポあんしんタクシー事業(多子多胎児等移動費用支援事業) ★	多胎児または未就学児が2人以上いる妊娠産婦や、未熟児養育医療の対象児を持つ産婦に対し、外出時にタクシーを利用した料金の一部を助成することで、移動による身体的かつ経済的な負担を軽減し、安心して外出できるよう支援します。	健康増進センター						

★:本計画から新たに位置づけた事業



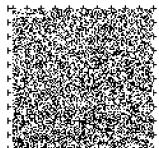
## 施策の方向(3) 健やかな心身の育成

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容		担当課
①児童・生徒の心身の健康づくりに向けた教育を行います。				
60	いのちの支え合いを学ぶ授業	生徒が、生活上の困難やストレスに直面した時の対処能力を高め、自殺を未然に防ぐことを目的に、いのちの支え合いを学ぶ授業を実施します。		健康増進センター
61	小・中学校における食育の推進	学校給食などの「食」を通して、健康管理をはじめ、栄養バランス、食材の流通など多岐にわたり学習します。  《数値目標》		学校教育課
		指標	現状値 (令和5年度末)	令和 11 年度 目標値
		肥満傾向児の割合(小学5年生)	10.5%	10.0%
		毎日朝食を食べている人の割合(小学6年生)	87.5%	88.0%
		毎日朝食を食べている人の割合(中学3年生)	75.8%	79.0%
62	志木っ子元気！子どもの健康づくりプロジェクト	生涯にわたる健康な身体づくりの基礎として、子どもの足部機能の健全な発達と体力向上を促すため、足部機能・骨格発達支援事業を実施します。		健康政策課
②非行を防止し、犯罪などから身を守るための意識啓発や活動を行います。				
63	子どもを取り巻く有害環境対策	薬物乱用防止教室などを開催し、児童・生徒への啓発を図ります。		学校教育課
64	非行防止活動	非行・薬物乱用防止キャンペーン、青少年育成市民会議の開催事業などへの参加促進、青少年育成環境の向上、青少年育成活動の支援など、非行防止活動を推進します。		生涯学習課
65	保護司による出前講座	保護司の活動内容、犯罪の未然防止などを目的として、市内の中学校に保護司が出向き出前講座を行います。		生活援護課
66	青少年育成市民会議の実施 ★	青少年育成活動への支援、普及活動を行います。		生涯学習課

★:本計画から新たに位置づけた事業

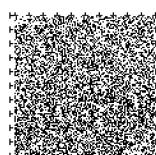


## 施策の方向(4)食育の推進

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容	担当課				
①乳幼児期の食育推進に向けて情報提供や相談できる場を設けます。							
67	離乳食教室	乳児の発育・発達に合わせた教室を開催するとともに、離乳食や成長に対する不安を抱えている保護者に対し試食や個別相談の機会を設け、安心して育児ができるように支援します。	健康増進センター				
		《数値目標》					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th><th>現状値 (令和5年度末)</th><th>令和11年度 目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離乳食教室への参加率</td><td>22.3%</td><td>25.0%</td></tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	離乳食教室への参加率	22.3%
指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値					
離乳食教室への参加率	22.3%	25.0%					
68	保育園における食育の推進	保育園給食を通じ、食に対する関心を高め、食べることの意味や大切さを伝えます。	保育課				
69	ランチで食育	在宅子育て家庭を対象に、食に関する情報提供や相談を行います。	子ども支援課 (子育て支援センター)				
②児童・生徒の食育推進に向けた学習機会を提供します。							
70	おやこの食育教室	小学生と保護者を対象とした、楽しく学べる料理教室を、食生活改善推進員協議会との連携により実施します。	健康増進センター				
		《数値目標》					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th><th>現状値 (令和5年度末)</th><th>令和11年度 目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食育に関心がある人の割合</td><td>45.7%</td><td>90%</td></tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	食育に関心がある人の割合	45.7%
指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値					
食育に関心がある人の割合	45.7%	90%					
71	小・中学校における食育の推進【再掲】	学校給食などの「食」を通して、健康管理をはじめ、栄養バランス、食材の流通など多岐にわたり学習します。	学校教育課				
		《数値目標》					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th><th>現状値 (令和5年度末)</th><th>令和11年度 目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肥満傾向児の割合(小学5年生)</td><td>10.5%</td><td>10.0%</td></tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	肥満傾向児の割合(小学5年生)	10.5%
指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値					
肥満傾向児の割合(小学5年生)	10.5%	10.0%					
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>毎日朝食を食べている人の割合(小学6年生)</td><td>87.5%</td><td>88.0%</td></tr> </tbody> </table>	毎日朝食を食べている人の割合(小学6年生)	87.5%	88.0%				
毎日朝食を食べている人の割合(小学6年生)	87.5%	88.0%					
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>毎日朝食を食べている人の割合(中学3年生)</td><td>75.8%</td><td>79.0%</td></tr> </tbody> </table>	毎日朝食を食べている人の割合(中学3年生)	75.8%	79.0%				
毎日朝食を食べている人の割合(中学3年生)	75.8%	79.0%					



## ライフステージを通した施策

### 目標3 児童虐待防止、配慮を要する子ども・家庭への支援

#### 【子どもの貧困対策計画を含む】

発達における特性や、複合的な課題を持つ子どもと家庭に対し、子どもの学習機会や居場所の確保、生活の安定と自立に向けた支援、課題を解きほぐし必要な支援につなげるための相談・コーディネートなど、関係機関との分野横断的な連携により、個々の特性や状況に応じた適切な支援を行います。

#### 重点施策 児童虐待防止への対応

##### 背景

- 全国的に児童虐待が深刻な問題となっており、本市における児童虐待の対応（相談）件数も増加傾向
- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」により令和6年4月より「こども家庭センター」の設置が位置付けられた
- 新たな市町村の事業として「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が創設され、既存の「子育て短期支援事業」などを含む6事業が家庭支援事業として位置づけられた

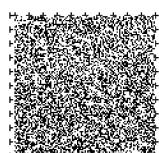
#### 方針

本市が令和4年度に設置した子ども家庭総合支援室の機能のほか、しきっ子あんしん子育てサポートの機能を維持したうえで、母子保健と児童福祉の機能の一体的な相談支援を行う機関である「こども家庭センター」を設置します。

また、家庭支援事業と呼ばれる6事業のうち、「子育て短期支援事業」、「一時預かり事業」、「養育支援訪問事業」、「子育て世帯訪問支援事業」、「親子関係形成支援事業」は事業の充実を図り、また、「児童育成支援拠点事業」については、実施に向けた検討を行います。

#### 関連する取り組み

- 施策の方向(2)-①



## 重点施策 ヤングケアラー支援体制の整備

### 背景

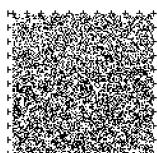
- 令和2年3月「埼玉県ケアラー支援条例」が制定
- 本市では、令和5年8月から11月にかけて埼玉県内で初めて独自の4段階による実態調査を実施、ヤングケアラーの可能性があると判断された児童・生徒へ学校・学校福祉相談員・子ども支援課による見守りや相談対応を行うとともに、関係機関と連携を図り必要な支援につなげた
- 令和6年6月「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、国・地方公共団体などが支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記され、多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくことが求められている

### 方針

ヤングケアラーの社会的認知度向上に向けた周知啓発、ヤングケアラー実態調査による把握に努めるとともに、子ども・若者にとって身近な相談先である学校やこども家庭センター、基幹福祉相談センターなどの関係機関がヤングケアラーを適切に把握し、必要な支援につなげます。

### 関連する取り組み

- 施策の方向(4)-①②
- 施策の方向(7)-①



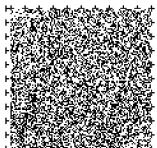
## 施策の方向(1) 子どもの貧困対策の推進

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容	担当課							
①貧困家庭が孤立することなく必要な支援につながることができるよう関係機関との連携を強化します。										
72	関係機関の連携強化	子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもに視点を置いた環境が整うよう関係機関の連携を強化します。	共生社会推進課 生活援護課 子ども支援課 学校教育課							
②支援が必要な家庭が相談窓口や公的な支援につながができるよう地域団体との連携を強化します。										
73	子ども食堂などとの連携	子ども食堂が地域に根差した活動ができるよう、子ども食堂を実施する団体と日常的なつながりを持つとともに、支援が必要と思われる子どもが利用できるよう、関係する団体と連携しながら対応します。	子ども支援課							
③学習支援や保護者の生活・自立に向けた支援を行います。										
74	基幹福祉相談センターにおける相談支援 ★	さまざまな問題を抱える家庭に対し生活面や就労面などの相談に応じ、子どもが安心して暮らせるよう必要な支援を実施します。	共生社会推進課							
75	学習支援事業	貧困の連鎖を断ち切り、子どもが自らの将来を切り拓いていくことを支援するため、生活困窮世帯の子ども（小学生・中学生・高校生など）に対する学習支援を推進します。	共生社会推進課 子ども支援課							
		《数値目標》								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値 (令和5年度末)</th> <th>令和11年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習支援事業の参加実人数</td> <td>167人</td> <td>247人</td> </tr> <tr> <td>利用者のうち生活困窮世帯に属する中学3年生が高校などへ進学する割合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	学習支援事業の参加実人数	167人	247人	利用者のうち生活困窮世帯に属する中学3年生が高校などへ進学する割合	100%
指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値								
学習支援事業の参加実人数	167人	247人								
利用者のうち生活困窮世帯に属する中学3年生が高校などへ進学する割合	100%	100%								

★:本計画から新たに位置づけた事業



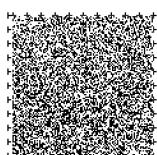
## 施策の方向(2) 児童虐待防止の推進

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
**GOALS**



No.	取り組み名	内 容	担当課
①虐待の早期発見・早期支援につなげるためのネットワークを充実します。			
76	児童虐待防止ネットワークの充実	要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、児童虐待の早期発見、迅速かつ適切な対応を行うことにより、家庭における安全な児童の養育の確保を図ります。また、関係機関の連携を強化し、児童虐待防止ネットワークの充実を図ります。	子ども支援課
77	こども家庭センターの設置 ★【再掲】	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して切れ目のない支援を行うことができるよう、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を整備します。	子ども支援課 健康増進センター
78	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士が訪問して相談指導助言などを実施することにより、適切な養育の確保を図ります。	子ども支援課
79	子育て世帯訪問支援事業 ★	家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭を訪問し、家事・育児などを支援することにより、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぎます。	子ども支援課
80	こどもショートステイ事業 ★	家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合など、一定期間養育などの支援を行うことで、子どもや家庭の福祉の向上を図ります。	子ども支援課

★:本計画から新たに位置づけた事業

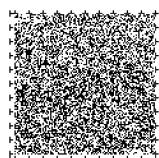


### 施策の方向(3) ひとり親家庭への支援

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
**GOALS**



No.	取り組み名	内 容	担当課						
①ひとり親家庭などの生活の安定と自立に向けた支援を行います。									
81	児童扶養手当	母子・父子家庭などの生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を目的とし、手当を支給します。	子ども支援課						
82	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭などの親と子に対して、入・通院における医療保険制度の一部負担金を支給することにより、ひとり親家庭などの経済的負担を軽減し、生活の安定と自立を支援します。	子ども支援課						
83	自立支援教育訓練給付金	<p>ひとり親家庭が、就職に有利となる、市の指定する講座を受講した場合、講座終了後に費用の一部を支給します。</p> <p>《数値目標》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値 (令和5年度末)</th> <th>令和 11 年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立支援教育訓練給付金による就業実績件数</td> <td>1 件</td> <td>2 件</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和 11 年度 目標値	自立支援教育訓練給付金による就業実績件数	1 件	2 件	子ども支援課
指標	現状値 (令和5年度末)	令和 11 年度 目標値							
自立支援教育訓練給付金による就業実績件数	1 件	2 件							
84	高等職業訓練促進給付金	<p>ひとり親家庭などが就職に有利となる、市が定める資格を取得するため、養成機関において一定の課程を修業し、かつ当該対象資格の取得が見込まれる場合に給付金を支給します。</p> <p>《数値目標》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値 (令和5年度末)</th> <th>令和 11 年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等職業訓練促進給付金による就業実績件数</td> <td>0 件</td> <td>3 件</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和 11 年度 目標値	高等職業訓練促進給付金による就業実績件数	0 件	3 件	子ども支援課
指標	現状値 (令和5年度末)	令和 11 年度 目標値							
高等職業訓練促進給付金による就業実績件数	0 件	3 件							



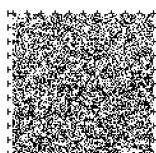
## 施策の方向(4) ヤングケアラーへの支援

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容	担当課						
①ヤングケアラーの早期発見に努め、ヤングケアラーのいる家庭の見守りや、必要な支援に向けた連絡調整を行います。									
85	ヤングケアラーの実態把握及び横断的な支援 ★	市内の小・中学校でヤングケアラーの実態調査などを行い、ヤングケアラーの可能性が高い児童・生徒の把握に努め、関係機関による「ヤングケアラー支援会議」を開催して適切な支援につなぎます。	子ども支援課 学校教育課 教育サポートセンター						
86	ヤングケアラーに関する啓発及び研修の実施 ★	市内幼稚園・保育園及び小・中学校などにヤングケアラーに関する啓発活動を行い、ヤングケアラーに関する周知を図ります。また、小・中学校で啓発講座を実施するとともに、教職員向けのヤングケアラー研修を行います。	子ども支援課 学校教育課						
②ヤングケアラーの負担軽減を図るため、必要な支援を行います。									
87	ヤングケアラーに関する相談 ★	家事などを担い、負担を感じているヤングケアラーや、その家族及び周囲の人からの相談に応じます。	子ども支援課 学校教育課 教育サポートセンター 共生社会推進課						
88	ヤングケアラーハウス支援事業 ★	ヤングケアラーのいる家庭に、家事支援のヘルパーを派遣し、生活状況の改善を図ります。  《数値目標》 <table border="1"><thead><tr><th>指標</th><th>現状値 (令和5年度末)</th><th>令和11年度 目標値</th></tr></thead><tbody><tr><td>ヘルパーを派遣した世帯数</td><td>—</td><td>10 世帯</td></tr></tbody></table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	ヘルパーを派遣した世帯数	—	10 世帯	子ども支援課
指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値							
ヘルパーを派遣した世帯数	—	10 世帯							

★:本計画から新たに位置づけた事業

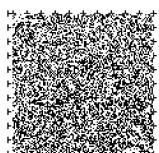


## 施策の方向(5) 障がいなどのある子ども・若者への支援

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

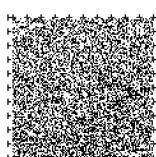


No.	取り組み名	内 容	担当課
①発育・発達が心配な子どもに関する多様な相談機会を設けます。			
89	すぐすぐ相談	乳幼児健診や相談などで、身体の発育発達において経過観察が必要とされた乳幼児に対して、小児神経発達専門医による診察や指導などを行います。	健康増進センター
90	巡回発達相談	子育て支援センター、保育園及び幼稚園などにおいて、発達が気になる児童を対象に公認心理師など専門職による助言や指導を行います。	児童発達相談センター
91	早期からの就学相談体制の充実	市内小学校へ入学予定の年長児については、関係機関と連携を図りながら、発育、発達が心配な子どもなど、早期からの就学相談につながるよう支援します。	教育サポートセンター 児童発達相談センター 保育課 子ども支援課
92	福祉サービス利用相談	療育を必要とする児童が対象となる児童通所支援サービス(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)の利用に関する相談に応じ、支援計画を立てる事業所の紹介などを行います。また、障がい者手帳取得に関する相談に応じ、申請手続きを行います。	共生社会推進課
93	個別発達相談	18歳未満の児童を対象に小児科医師、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士による発達の相談・支援を実施します。	児童発達相談センター 教育サポートセンター
94	親子グループ支援事業	1、2歳児の親子を対象に作業療法士などによる遊びを行い、先輩保護者の話を聞く機会を設け、保護者同士の交流を図ります。	児童発達相談センター



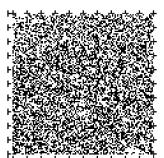
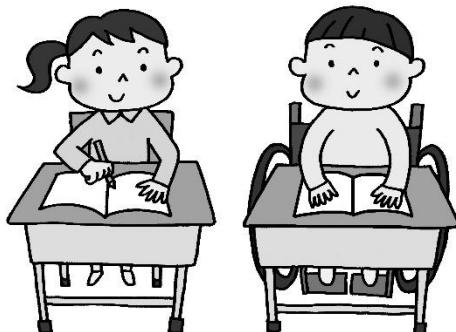
No.	取り組み名	内 容	担当課
95	医療的ケア児支援プロジェクト ★	医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉・教育などさまざまな分野が連携し、支援体制の充実を図ります。	共生社会推進課 健康増進センター 保育課 学校教育課
②適性やニーズに応じた保育や特別支援教育を実施します。			
96	ひまわり保育(障がい児保育)事業	豊かな人間性を育むため、発達に課題や偏りがある子どもとない子どもとがともに成長できる環境づくりに取り組みます。	保育課
97	放課後等デイサービス事業	障がいや発達に遅れのある就学児童に対し、必要な訓練や発達支援を行う放課後等デイサービス事業の提供体制の整備に努めます。	共生社会推進課
98	児童発達支援事業	発育や発達が気になる子どもに対し、療育や育成、訓練などの支援を行うとともに、保護者負担の軽減を図るため、児童発達支援事業の提供体制の整備に努めます。	共生社会推進課
99	「志木っ子サポートシート」を活用した支援	支援を必要としている児童・生徒の教育的ニーズを把握し、必要に応じて専門家のチームを派遣します。	教育サポートセンター
100	特別支援教育プログラム事業	発達障がいなどにより特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学校生活への適応指導などの支援を行い、社会的自立をサポートします。	教育サポートセンター
101	特別支援教育スクールカウンセラー巡回訪問	臨床心理士などが学校からの要請に基づき小・中学校を訪問し、子ども達の行動観察を通して、特別支援学級担任や特別支援教育支援員などと発達相談を行い、専門性の向上を図ります。	教育サポートセンター
102	特別支援教育支援員派遣事業	通常学級の学習や集団生活などに課題のある児童・生徒、あるいは特別支援学級の児童・生徒の学校生活を支援します。	教育サポートセンター

★:本計画から新たに位置づけた事業



③障がいに対する理解を促進する啓発や交流機会の提供を行います。

103	発達障がい理解啓発事業	発達障がい啓発週間(毎年4月2日～4月8日)や各種事業などを通じて発達に関する啓発を行います。	児童発達相談センター
104	障がい者理解促進事業	障がい者理解の促進及び啓発などを実施し、障がい者の虐待防止、障がい者差別の解消を図ります。	共生社会推進課



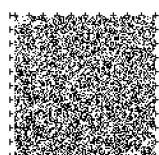
## 施策の方向(6) ひきこもり・不登校など配慮が必要な子ども・若者への支援

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容	担当課
①不登校の児童・生徒に対し、学習の保障や集団とかかわる場の提供を行います。			
105	ステップルーム	不登校の児童・生徒に対する教育相談の一環として、個別または小集団での活動により、集団生活への適応力や自立心を身につけることができるよう支援します。	教育サポートセンター
106	ホームスタディー制度	不登校の児童・生徒に学習機会を提供し、社会的自立を目指して支援します。	教育サポートセンター
②日本語を母語としない市民に対し、学習や生活における相談・申請などの言語の支援を行います。			
107	日本語指導員派遣事業	外国人・帰国児童・生徒の日本語習得のために言語補充の援助活動を行います。	教育サポートセンター
108	外国人申請・相談サポート事業	外国人住民が市役所に申請や相談をする際、市民通訳ボランティアが通訳として支援します。	市民活動推進課
③本人や家族などからの相談に応じて支援します。			
109	こころの相談 ★	精神科医師または心理カウンセラーによる相談支援を行います。	健康増進センター
110	健康・こころ・育児などに関する個別相談 ★	家庭訪問や面談、メールによる対応など状況に応じ保健師などが相談に応じます。	健康増進センター
111	基幹福祉相談センターにおける相談支援 ★【再掲】	さまざまな問題を抱える家庭に対し生活面や就労面などの相談に応じ、子どもが安心して暮らせるよう必要な支援を実施します。	共生社会推進課

★:本計画から新たに位置づけた事業



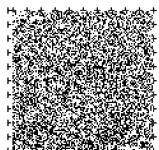
## 施策の方向(7) 相談支援体制の充実

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容	担当課
①子育てに関する多様な相談機会を提供します。			
112	子育てに関する情報提供 ★	子育てガイドブック(冊子及び電子書籍版)を作成し、子育てサービスや制度に関する総合的な子育て情報を提供するとともに、市ホームページや公式SNSなどを使い、タイムリーな情報発信を行います。	子ども支援課 健康増進センター
113	子どもと家庭の相談室における相談	18歳未満の子どもとその家庭における子どものしつけや行動、親子関係など、心配や悩みのある人の相談に対応します。	子ども支援課
114	子育て支援センターにおける相談	子育てや子どもの健康、親自身のことなど、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる機会の充実を図ります。	子ども支援課 (子育て支援センター)
115	健康相談	子どもの健康や食事などの相談に保健師や管理栄養士が応じます。	健康増進センター
116	小児科医師・臨床心理士による相談	子どもの健康面や発育・発達、関わり方などの相談と支援を実施します。	子ども支援課 (子育て支援センター)
117	特に支援が必要な家庭に対する相談の充実	子どもとその家庭に関わる相談窓口の充実を図り、さまざまな悩みや相談に柔軟に対応することにより、保護者の養育負担の軽減を図ります。また、相談から必要な支援につながることで安定した養育ができるよう、こども家庭センターが中心となり関係機関との連携を強化します。	子ども支援課 健康増進センター
118	利用者支援員の配置	利用者支援員が情報提供事業、相談事業など、それぞれの子育て家庭に寄り添った支援をコーディネートします。	子ども支援課 保育課
119	女性相談・男性相談	ドメスティック・バイオレンス、夫婦のこと、家族のことなどの悩みについて、専門の相談員による相談支援を実施します。	子ども支援課
120	ヤングケアラーに関する相談 ★【再掲】	家事などを担い、負担を感じているヤングケアラー や、その家族及び周囲の人からの相談に応じます。	子ども支援課 学校教育課 教育サポートセンター 共生社会推進課

★:本計画から新たに位置づけた事業



## ライフステージを通した施策

### 目標4 地域ぐるみで子ども・若者を守る体制の強化

子ども・若者が地域で安心して成長することができるよう、安全・安心なまちづくりの推進に取り組むとともに、非行の防止と立ち直りへの支援を行います。

また、孤立を防ぎ、心の危機に陥った際のSOSの出し方について周知を行うとともに、そうしたSOSにすぐに気づくことができるよう地域での見守り体制や相談体制を強化するなど、子ども・若者の自殺防止に取り組みます。

さらに、これらの取り組みを身近な地域で行う活動団体と密接に連携しながら進めることができるように、体制の強化に努めます。

#### 重点施策 子ども・若者の健全育成と非行防止

##### 背景

- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づく「青少年インターネット環境整備基本計画(第6次)」が令和6年9月閣議決定
- 社会全体として非行や犯罪に及んだ子ども・若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会機運の向上が求められている

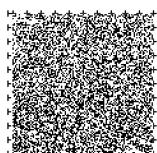
##### 方針

子ども・若者に対し、地域全体で自主性・社会性、正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むことができるよう、地域における活動団体との連携・協働に努めます。

また、犯罪などから身を守ることができるよう、非行や薬物乱用、インターネットに起因する有害環境などの対策に取り組むとともに、関係機関と連携して相談体制の強化を図ります。

##### 関連する取り組み

- 施策の方向(1)-②
- 施策の方向(2)-①
- 施策の方向(4)-①



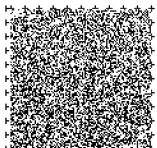
## 施策の方向(1) 安全・安心なまちづくりの推進

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

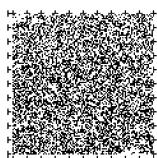


No.	取り組み名	内 容		担当課
①交通安全に関する意識啓発を行います。				
121	交通安全推進事業・交通安全教育	小学生や地域住民に対し交通安全教育を推進するとともに、交通安全の意識啓発活動を実施します。		都市計画課 学校教育課
②地域で子ども・若者を見守り、犯罪や事故などから守る体制を推進します。				
122	防犯ブザーの配布	小学校入学時に防犯ブザーを配布し、児童の安全確保に努めます。		教育総務課
123	自主防犯活動	「犯罪に強いまち志木」をスローガンに犯罪を未然に防ぐための自主防犯パトロールなどを継続し、安全なまちづくりを推進します。		市民活動推進課
		《数値目標》		
		指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値
		自主防犯パトロールの延べ回数	1,364回	1,900回
		青色防犯パトロールカーの見回り実施回数	62回	80回
124	地域ぐるみの学校安全部体制整備推進事業 ★	地域で児童・生徒の安全を見守ります。		学校教育課
125	児童の安全確保	小学校に児童を見守る人員を配置し、安全を確保します。		教育総務課
126	防犯カメラの活用	町内会や警察などと連携のもと、市内要所に設置した防犯カメラを適正に活用し、安全で安心して暮らすことのできる地域を目指します。		市民活動推進課
127	インターネットなどについての相談	身近なインターネットなどによるトラブルに関する相談窓口を設置し、不安や悩みの解決を図ります。		生涯学習課

★:本計画から新たに位置づけた事業



No.	取り組み名	内 容	担当課
③誰もが安心して外出できる道路や交通環境の整備を行います。			
128	道路の整備	舗装の打換や道路改良工事、段差やくぼみなど、道路状況が悪化している箇所について適宜必要な補修を行います。	道路課
129	交通安全施設整備事業	カーブミラーや道路照明灯、路面標示などの交通安全施設について、適切な設置、維持管理を行います。	都市計画課
130	デマンド交通	既存のタクシーを活用し利用者の要望(デマンド)を受けて低額で利用できる公共交通サービスを実施することで移動手段の確保と利便性の向上を図ります。	都市計画課



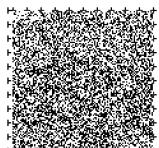
## 施策の方向(2) 非行防止と立ち直り支援

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容	担当課
①非行を防止し、犯罪などから身を守るための意識啓発や活動を行います。			
131	子どもを取り巻く有害環境対策【再掲】	薬物乱用防止教室などを開催し、児童・生徒への啓発を図ります。	学校教育課
132	非行防止活動【再掲】	非行・薬物乱用防止キャンペーン、青少年育成市民会議の開催事業などへの参加促進、青少年育成環境の向上、青少年育成活動の支援など、非行防止活動を推進します。	生涯学習課
133	保護司による出前講座【再掲】	保護司の活動内容、犯罪の未然防止などを目的として、市内の中学校に保護司が出向き出前講座を行います。	生活援護課
134	青少年育成市民会議の実施 ★【再掲】	青少年育成活動への支援、普及活動を行います。	生涯学習課

★:本計画から新たに位置づけた事業



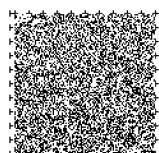
## 施策の方向(3) 子ども・若者の自殺防止

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容	担当課						
①子ども・若者の悩みや不安について、相談に応じます。									
135	教育相談	小・中学生の教育上、養育上の問題や悩みに臨床心理士など専門の相談員が必要なアドバイス、カウンセリングなどをを行い、早期解決に努めます。	教育サポートセンター						
136	小学校スクールカウンセラーの派遣	<p>市内各小学校に臨床心理士などの資格を持つカウンセラー（相談員）を派遣し、教員や保護者の相談に対応します。</p> <p>《数値目標》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値 (令和5年度末)</th> <th>令和11年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールカウンセラーが相談を受けた年間延べ件数</td> <td>2,998件</td> <td>3,000件</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	スクールカウンセラーが相談を受けた年間延べ件数	2,998件	3,000件	教育サポートセンター
指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値							
スクールカウンセラーが相談を受けた年間延べ件数	2,998件	3,000件							
137	学校福祉相談員による支援 ★	児童・生徒の問題に対し、学校福祉相談員が保護者や教員と協力しながら問題の解決を図ります。	教育サポートセンター						
138	市内各中学校内相談員の配置	相談員を市内各中学校に配置し、教育サポートセンターの相談員との連携強化を図りながら、不登校などの早期発見・早期対応を目指し、教育相談活動を行います。	教育サポートセンター						
139	インターネットなどについての相談【再掲】	身近なインターネットなどによるトラブルに関する相談窓口を設置し、不安や悩みの解決を図ります。	生涯学習課						
140	若者のこころの相談★	市ホームページや公式SNSなど、さまざまな不安や悩みの相談窓口に関する情報提供と相談しやすい体制づくりを行います。また、保健師による精神保健相談を行うとともに、状況に応じてこころの相談や受診援助などを行います。	健康増進センター 教育サポートセンター						
141	子どもと家庭の相談室における相談【再掲】	18歳未満の子どもとその家庭における子どものしつけや行動、親子関係など、心配や悩みのある人の相談に対応します。	子ども支援課						

★:本計画から新たに位置づけた事業

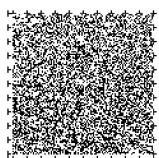


## 施策の方向(4) 地域の活動団体との協働

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
**GOALS**



No.	取り組み名	内 容	担当課				
①子どもや子育て家庭を支える地域活動団体との連携強化に努めます。							
142	母子保健推進員連絡協議会	子育て支援交流会や健康増進センターなどで行われる保健事業への協力などを通し、地域の子育てサポートとして活動します。	健康増進センター				
143	食生活改善推進員協議会	おやこの食育教室の開催や離乳食教室への協力などを通し、地域の食のアドバイザーとして活動します。	健康増進センター				
144	民生委員・児童委員	子育て家庭などに関する相談・援助活動を推進します。	生活援護課				
145	子ども会などの活動の促進	地域活動を促進し、地域の子育て支援活動の活性化を図ります。	生涯学習課				
146	地域の「しょく(食・職)場づくり」担い手育成・食育推進事業	地域における「食」の担い手となる人材の発掘と育成を目指した市民食育センター養成講座を開催し、養成したサポートが地域の食の担い手となり、食育活動を推進します。	健康政策課				
		《数値目標》					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値 (令和5年度末)</th> <th>令和11年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民食育センター認定者実人数</td> <td>24人</td> <td>30人</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	市民食育センター認定者実人数	24人
指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値					
市民食育センター認定者実人数	24人	30人					



## ライフステージ別の施策

### 目標5 「子育て」と「子育ち」の支援

乳幼児期からのウェルビーイング(幸福・心身の健康)を高めていくため、「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」に基づき、家庭や幼児教育・保育施設と連携しながら切れ目のない支援・サービスの提供に取り組むとともに、小・中学校の義務教育9年間の一貫した学びを推進することで、子どもが自ら成長しようとする力である「子育ち」の支援体制の強化に取り組みます。

また、教育の出発点として、家庭において基本的な生活習慣や健やかな心身の発達、自立心の育成などを行うことができるよう、家庭の子育て力の向上に取り組むとともに、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組みます。

#### 重点施策 新たな保育制度への対応

##### 背景

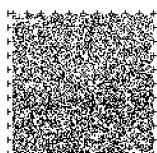
- 令和6年6月「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により「乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)」が創設
- 認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6か月から3歳未満の子どもの育ちを応援するとともに、子育て家庭の孤立を防ぐため、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などを問わず保育を利用できる事業
- 本市ではモデル事業として「すくすくしきっ子事業【子ども誰でも通園制度】」を開始

##### 方針

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、不安や悩みを抱える子育て家庭が孤立することのないよう、多様な働き方やライフスタイルに応じた支援として、制度に基づく乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)を実施します。

##### 関連する取り組み

- 施策の方向(3)-①



## 重点政策 公立保育園の機能強化と保育の質の向上

### 背景

- 発達に課題や偏りのある子どもの保育(ひまわり保育)は、「志木市における公立保育園の在り方に関する方針」を定めた令和3年度は19人であったのに対し、令和6年度では44人と年々増加傾向にあり、市内すべての保育施設での受け入れが望まれる
- 吸引などの呼吸管理など医療的ケアが必要な子どもや、保護者が精神疾患を抱えているなど配慮を要する家庭の保育利用の増加
- 待機児童数については、平成29年度に104人とピークを迎え、その後小規模保育施設などの増加により解消傾向にあり、令和6年度は4人まで減少
- 新たな保育制度として、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の開始に伴い、保育を希望するすべての子どもを受け入れられる体制の構築が急務

### 方針

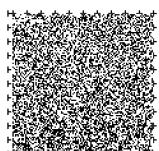
近年、待機児童は減少し解消されつつあることから、保育の課題は、量の拡大から質の向上へと変化しています。また、共働き世帯の増加や核家族化の進行などにより、保育ニーズは多様化しており、保育を必要とするすべての子どもを受け入れ、子どもの育ちを保障するためには、民間保育施設と公立保育園が相互に連携して、共に保育の質の向上を図る必要があります。

令和3年10月に定めた「志木市における公立保育園の在り方に関する方針」において、北美保育園の再整備に当たっては、子育て支援センターを併設する方針としていましたが、宗岡地区の子育て支援センターの利用は、既存の施設で充足可能な見込みであることから、医療的ケア児や配慮を要する子どもへの対応など、多様な保育ニーズに対応できる一時保育やこども誰でも通園制度の機能を兼ね備えた保育園とします。

こども誰でも通園制度は、令和8年度に本格実施となります。現在の保育行政は過渡期にあり、先行き不透明な中にあっても安定的な保育制度を継続していくため、公立保育園は志木地区にいろは保育園、また、宗岡地区に北美保育園を配置し、本市における保育資源や保育ニーズを踏まえながら、民間保育施設と共にきめ細やかな地域に拓かれた保育を提供していきます。

### 関連する取り組み

- 施策の方向(3)-①②



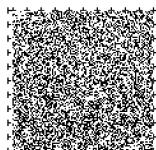
## 施策の方向(1) 家庭の子育て力の向上

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容	ライフステージ別			担当課
			誕生 乳幼児期	学童 思春期	青年 期	
①基本的な生活習慣や健やかな心身の発達、自立心の育成など、家庭において基本的な教育を行うことができるよう支援します。						
147	家庭の教育力向上	自主的な地域活動や文化活動を展開している団体への活動支援を行い、また、社会教育関係団体や学校が連携し、「親の学習」事業などを行い、家庭の教育力を高めます。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	生涯学習課
148	親の学習プログラムの展開	埼玉県が作成した「親の学習」プログラムとともに、参加型学習の中から子育てのヒントを見つけ、楽しく学習する機会を提供します。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	生涯学習課
149	「元気に育つ志木っ子条例」に基づく事業の推進	学校・家庭・地域・行政が一体となって、家庭教育を支援することを定めた「元気に育つ志木っ子条例」に基づく事業を推進します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	生涯学習課
150	親子経済講座 ★	次世代を担う子どもたちが、経済について楽しく学びながら「生きる力」、「考える力」を育みます。  《数値目標》	指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	産業観光課
			講座の親子参加組数	13 組	20 組	
151	消費生活展 ★	市内消費者団体の育成及び活動紹介や啓発を目的に消費生活展を開催し、消費生活における身近な問題や疑問、くらしに役立つちょっとした工夫など、消費者の立場からわかりやすく紹介することで消費生活の向上と啓発を図ります。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	産業観光課

★:本計画から新たに位置づけた事業

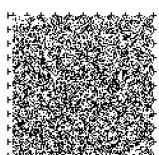


## 施策の方向(2) 幼・保・小の連携体制の強化

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容	ライフステージ別			担当課
			誕生・乳幼児期	学童・思春期	青年期	
① 幼稚園・保育施設・小学校が連携し、切れ目のない教育の充実に取り組みます。						
152	一人ひとりの児童のニーズに応じた支援	小学校入学前の発達などに気がかりな点のある児童に対し、幼稚園・保育園・小学校と連携を図り、健やかな子どもの成長を支援します。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		教育ポートセンター
153	幼・保・小の連携	幼保小子育て連絡協議会において、幼稚園・保育園・小学校が連携し課題を共有することで、児童期及び児童期の学びの質の向上に努めます。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		学校教育課 教育ポートセンター 保育課



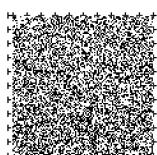
## 施策の方向(3) 保育の充実

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



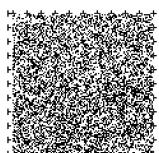
No.	取り組み名	内 容	ライフステージ別			担当課
			誕生・乳幼児期	学童・思春期	青年期	
① 妊娠期から就園前までの切れ目のない支援の充実を図ります。						
154	みつけようお気に入り保育園 ★	妊娠期から保育園を見学し、保育園とつながることで、出産後も親子が気軽に保育園へ行くことにより、孤立した育児を予防し継続した支援を実施します。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	保育課
155	「こども誰でも通園制度」の実施 ★	就労要件を問わず、生後6か月から3歳未満の子どもに家庭とは異なる保育園での経験や専門的な保育を提供することで、すべての子どもの育ちを応援します。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	保育課
② 多様な保育ニーズへの対応を行います。						
156	医療的ケア児保育事業	医療的ケア(たんの吸引など)を必要とする子どもの保育園利用について、受入体制を整備します。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	保育課
157	保育の相互交流・検討会 ★	市内保育施設などの保育士が、障がいのある子どもや発育・発達が気になる子どもの発達段階、特性の理解を深め、各園の取り組みや工夫、支援方法などお互いの園を見学したり、保育の質の向上のための情報交換会を実施します。  《数値目標》	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	保育課
			指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値	
			情報交換会に参加する保育施設の割合	52%	70%	
158	病児・病後児保育 ★	症状の急変が予測されない場合や回復期にあるが集団保育が困難な場合に、専用スペースなどで一時的に保育を実施します。	<input type="radio"/>			保育課

★:本計画から新たに位置づけた事業

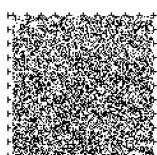
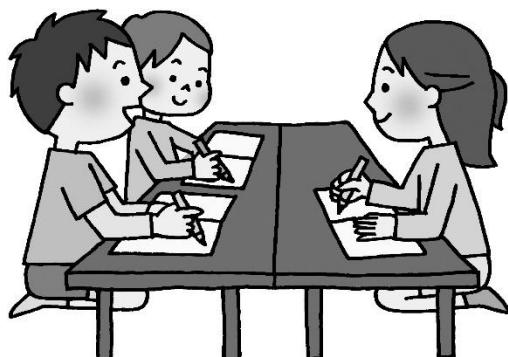


No.	取り組み名	内 容	ライフステージ別			担当課
			誕生 乳幼児期	学童・思春期	青年期	
159	一時保育 ★	保護者の仕事や就学、通院、出産などにより、子どもの保育が困難な場合に、一時的に保育を実施します。	○		○	保育課
160	延長保育 ★	保護者の就労時間などにより、保育を必要とする時間が基本的な保育時間を超える場合には、延長保育を実施します。	○		○	保育課
161	ファミリー・サポート・センターによる支援 ★	援助を受けたい人・育児援助ができる人・両方できる人で会員組織をつくり、市民相互の助け合いによる保育サポートを行います。	○		○	子ども支援課
162	病児緊急サポート★	病児・病後児の預かりなどの急な支援を受けたい保護者と、育児支援ができる人とのコーディネートを行います。	○		○	子ども支援課
163	園外活動の安全対策 ★	園庭を持たない保育所などが行う散歩などの園外活動の安全確保を行うため、交通安全対策などを推進します。	○			保育課 都市計画課 道路課
164	北美保育園の建替え ★	北美保育園については老朽化が著しいため、令和7年度末で一時休園し、多様な保育ニーズに対応できる一時保育や「子ども誰でも通園制度」の機能を兼ね備えた新たな園舎に建替えます。	○		○	保育課

★:本計画から新たに位置づけた事業



No.	取り組み名	内 容	ライフステージ別			担当課
			誕生 乳幼児期	学童・思春期	青年期	
(3) 放課後の活動を支援します。						
165	放課後志木っ子タイム	市内全8小学校にて学童保育クラブと放課後子ども教室が一体となった放課後志木っ子タイムを実施し、児童同士の交流や、安全な居場所の確保、保育の提供体制を整備します。	<input type="radio"/>			保育課 生涯学習課
166	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などをを利用して適切な遊び及び生活の場を提供します。  《数値目標》	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		保育課
		指標	現状値 (令和5年度末)		令和 11 年度 目標値	
		学童保育クラブの待機児童数	29 人		5 人	



## 施策の方向(4) 学校教育の充実

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

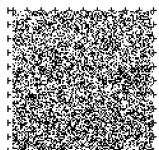


No.	取り組み名	内 容	ライフステージ別			担当課
			誕生 乳幼児期	学童 思春期	青年期	
(1) 小・中学校の義務教育9年間の学びをつなげ、より質の高い教育を推進します。						
167	小中一貫教育推進事業 ★	小・中学校を一体的にマネジメントする組織を生かし、より効果的な乗り入れ指導や教科担任制を実施するなど、義務教育9年間を見通した質の高い教育を推進します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	学校教育課
(2) 「授業改善・指導向上」を支援する学力向上訪問を実施し、児童生徒の確かな学力を育成します。						
168	学力の向上 ★	教員の授業力向上を図るため、教育委員会の職員などが授業を参観する学力向上訪問を実施し、授業の改善を行うことで、児童・生徒の学力向上を推進します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	学校教育課
		《数値目標》	指標	現状値 (令和5年度末)	令和 11 年度 目標値	
		埼玉県学力・学習状況調査において、前年度より学力が伸びた児童・生徒の割合が70%以上だった学年数(全11学年)*a		4学年	10 学年	
(3) 各学校の体力課題に応じた体力向上の取り組みを行い、体力づくりをします。						
169	体力の向上 ★	志木市立小・中学校の児童・生徒体力向上推進委員会を中心に児童・生徒の体力課題を分析し、体力向上の取り組みを検討・実践・分析することを通して、児童・生徒の体力向上を推進します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	学校教育課
		《数値目標》	指標	現状値 (令和5年度末)	令和 11 年度 目標値	
		新体力テスト総合評価* <sup>b</sup> (A+B+C)の割合		75%	85%	

\*a:埼玉県学力・学習状況調査で見取ることのできる国語、算数(数学)、英語の学力の伸びについて、全11学年のうち、前年度より学力が伸びた児童・生徒の割合が 70%以上だった学年数/[対象学年]国語:5学年、算数(数学):5学年、英語:1学年

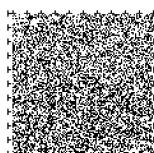
\*b:握力、上体起こしなど各項目の得点を合計し、A～E の5段階で総合評価を行う。

★:本計画から新たに位置づけた事業



No.	取り組み名	内 容	ライフステージ別			担当課
			誕生 乳幼児期	学童・思春期	青年期	
④ 一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場の確保に取り組みます。						
170	不登校対策 (COCOLOプラン) ★	誰一人取り残さない学びの保障に向けて、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場の確保を目指します。		○		学校教育課
		《数値目標》	指標	現状値 (令和5年度末)	令和 11 年度 目標値	
		不登校対策室校内支援ルームの設置		—		全小・中学校
⑤ 中学生の基礎学力定着やキャリア教育の推進につなげます。						
171	ベーシックサポート事業 ★	中学生の基礎学力定着を図るために長期休業日などをを利用して、希望する生徒に対して学習支援を行います。		○		学校教育課
⑥ 複数・少人数指導体制を推進します。						
172	複数・少人数指導体制推進事業	「主体的・対話的で深い学び」の実現、充実に向けた指導体制を構築し、落ち着いた学習環境をつくるとともに、児童の学力向上を目指します。		○		学校教育課
⑦ 家庭・地域が連携し、学校を核とした地域づくりを行います。						
173	コミュニティ・スクール推進事業	学校運営協議会を核として、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。		○		学校教育課

★:本計画から新たに位置づけた事業



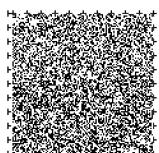
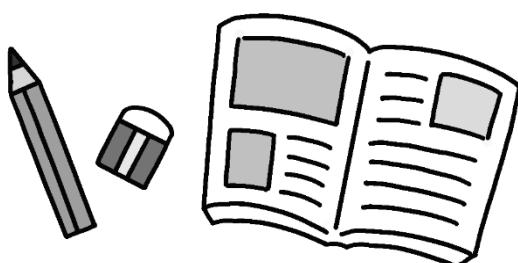
## 施策の方向(5) 子育てに係る経済的負担の軽減

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容	ライフステージ別			担当課
			誕生・乳幼児期	学童・思春期	青年期	
① 安心して子育てできるよう子育てに係る経済的支援を行います。						
174	幼児教育類似施設の保育料の軽減 ★	国の定める幼児教育・保育の無償化事業の対象外となる施設に通う子どもの家庭に対し、本市独自の負担軽減策を推進します。		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	保育課
175	幼稚園・保育園などの主食費の軽減 ★	年収360万円未満相当世帯または小学3年生までの児童から年齢順に数えて第3子以降は、市独自の制度として主食費を月額上限範囲内において補助します。		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	保育課
176	児童手当	0歳から高校生年代までの子どものいる家庭に、子どもの年齢などに応じ手当を支給します。		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	子ども支援課
177	子ども医療費助成事業	0歳から高校生年代までの子どもの入・通院における医療保険制度の一部負担金を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもたちの保健の向上を図ります。		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	子ども支援課

★:本計画から新たに位置づけた事業



## ライフステージ別の施策

### 目標6 未来を切り拓く子ども・若者への支援

#### 【成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健分野）を含む】

性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、ライフプランや健康管理を行うことができるよう、プレコンセプションケアの推進に取り組みます。

また、すべての子ども・若者が社会参加や就業を通じて、自立して生活できるよう、生活の基本となる家計の管理方法や就職に向けた継続的な支援を行います。

さらに、働く若者などが、就労、結婚、出産、子育ての希望を実現することができるよう、市民や市内企業に対してワークライフバランスや多様な働き方の実現に向けた意識啓発などに取り組みます。

#### 重点施策 共育てへの理解・促進

##### 背景

- 全国的に共働き世帯が増加している一方、育児の負担は女性に偏っている実情
- 本市において育児休業を取得した父親は2割、また、母親父親のいずれも5割が希望よりも短い期間での取得となっている
- 長時間労働を前提とした働き方が仕事と子育て・家庭生活の両立を困難にしていることから、多様な働き方の実現に向けた働き方改革が求められる

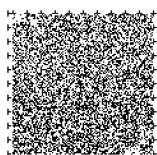
##### 方針

夫婦が相互に協力しながら子育てができるよう、多様な働き方の実現に向けた意識啓発に取り組むとともに、男性の子育てへの参画促進に向けた支援など、夫婦がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境づくりに努めます。

また、情報発信を通して共育ての理解を深め、職場や地域など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体で共に育てていくことを目指します。

##### 関連する取り組み

- 施策の方向(4)-①
- 施策の方向(5)-①



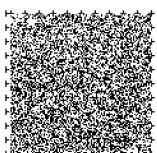
## 施策の方向(1) プレコンセプションケアの推進

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



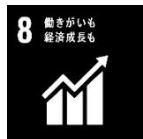
No.	取り組み名	内 容	ライフステージ別			担当課
			誕生・乳幼児期	学童・思春期	青年期	
① 途切れることのない健康づくりの推進と環境整備に取り組みます。						
178	妊娠や出産に係る正しい知識の普及・学習機会の提供 ★	学齢期から心身の健康の大切さを理解し、健康情報や安全に関する情報を正しく選択し適切に行動できるよう保健学習を実施します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	健康増進センター 学校教育課
179	子どもの頃からの心身の健康に関する正しい知識の普及 ★	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりとして、子どもの頃から心身の健康の大切さを理解し、健康情報や安全に関する情報を正しく選択し適切に行動できるよう、健康に関する普及啓発や保健学習を実施します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		健康増進センター 健康政策課 学校教育課

★:本計画から新たに位置づけた事業



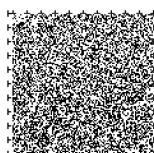
## 施策の方向(2) 若者の自立支援

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容	ライフステージ別			担当課
			誕生・乳幼児期	学童・思春期	青年期	
①ニートやひきこもりの状態にあるなど、悩みや不安を抱えている人が経済的に自立できるよう支援します。						
180	ジョブスポットしきの活用 ★	ハローワークと連携し、ジョブスポットしきを通じた就労支援を行い、雇用の創出を図ります。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	産業観光課
181	家計改善支援事業 ★	家計の視点から相談支援を実施し、家計の収支バランスの改善を図ります。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	共生社会推進課
182	就労準備支援事業 ★	社会に出ることや働くことに不安のある人、長期間働いていなかった人に向けて、支援プログラムを提供し、就職につなげていくための支援を行います。  《数値目標》		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	共生社会推進課
		指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値		
		就労準備支援事業参加延べ人数	42人	294人		
②悩みや不安を抱える人を周囲の人が相談や支援につなげができるよう周知啓発を行います。						
183	ひきこもりなどに対する支援の充実 ★	ひきこもり状態にある方やその家族が孤立せず、相談しやすい地域となるよう、相談支援体制を整備します。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	共生社会推進課 健常増進センター 子ども支援課 教育拠点センター
③本人や家族などからの相談に応じて支援します。						
184	キャリアカウンセラーによる無料個別相談 ★	15歳以上のこれから仕事を始めたい人や現在仕事をしている人、及びその家族の方からの就職活動の進め方や働き方、キャリアアップなどについて相談に応じます。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	産業観光課

★:本計画から新たに位置づけた事業



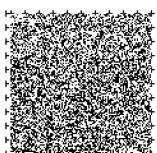
### 施策の方向(3) 結婚・出産を望む人への支援

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
**GOALS**



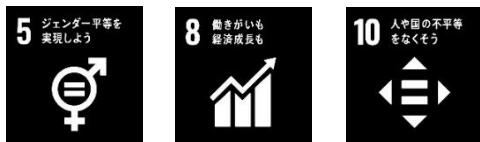
No.	取り組み名	内 容	ライフステージ別			担当課
			誕生・乳幼児期	学童・思春期	青年期	
①結婚支援に関する情報提供を行います。						
185	結婚支援に関する情報発信 ★	結婚を希望する20歳以上の独身男女に対し、埼玉県の実施する SAITAMA 出会いサポートセンターなどの情報発信を行います。			<input type="radio"/>	子ども支援課
②不妊治療への経済的支援を行います。						
186	早期不妊検査費の助成	子どもを望む夫婦に対し経済的負担の軽減につなげることができるよう、対象となる夫婦への不妊検査費の助成を実施します。			<input type="radio"/>	健康増進センター
187	不育症検査費・治療費の助成	子どもを望む夫婦に対し経済的負担の軽減につなげができるよう、対象となる夫婦への不育検査費及び治療費の助成を実施します。			<input type="radio"/>	健康増進センター

★:本計画から新たに位置づけた事業

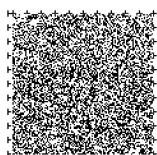
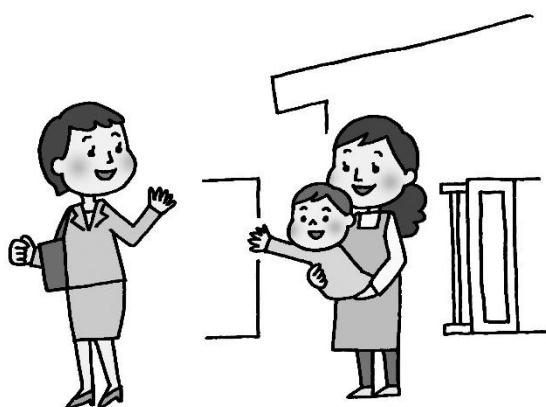


## 施策の方向(4) ワークライフバランス・働き方改革の推進

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
**GOALS**



No.	取り組み名	内 容	ライフステージ別			担当課
			誕生・乳幼児期	学童・思春期	青年期	
① 仕事と家庭を両立し、あらゆる場面で活躍することができるよう、企業に対し働き方改革を促進します。						
188	男女共同参画に関する啓発活動	家庭生活における男女共同参画を促進するため啓発を行います。また、職場において、ワークライフバランスが推進されるよう、企業を対象に研修会を実施します。  《数値目標》	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	人権推進室
		指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値		
189	仕事と生活の調和に関する意識啓発	職場の中で男女の地位が平等であると感じている人の割合	28.3%	40%		
		市民などに対し仕事と生活の調和に関する意識啓発の取り組みを推進します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	産業観光課 子ども支援課



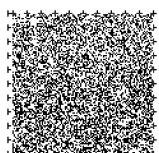
## 施策の方向(5) 共育てに関する啓発活動

関連するSDGs  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



No.	取り組み名	内 容	ライフステージ別			担当課
			誕生・乳幼児期	学童・思春期	青年期	
(①) 夫婦が相互に協力しながら子育てができるよう、男性の家庭・育児参画を促進します。						
190	男性の家庭参画の促進 ★	男性向けの啓発資料の作成・配布のほか、父親の育児をはじめとする家庭参画を促す機会や場づくり、実践的な学習の場となる講座の開催など、家庭に関する学習機会の充実を図ります。			○	人権推進室 子ども支援課 子育て支援センター 健康増進センター
191	男性の育児休業制度などの活用促進 ★	育児休業制度などの普及定着に向けた市の率先行動として、市の男性職員が育児や介護に関わる機会を増やすことができるよう、多様な休暇制度の周知と職場環境の改善に取り組み、啓発を行います。  《数値目標》			○	人事課
		指標	現状値 (令和5年度末)	令和11年度 目標値		
		市役所における希望する男性職員の育児休業取得率	100%	100%		
192	共育てに関する情報発信 ★	夫婦だけではなく職場や地域を含め、子どもを取り巻く社会全体で「共に育てていく」活動などについての情報発信を行います。	○	○		子ども支援課

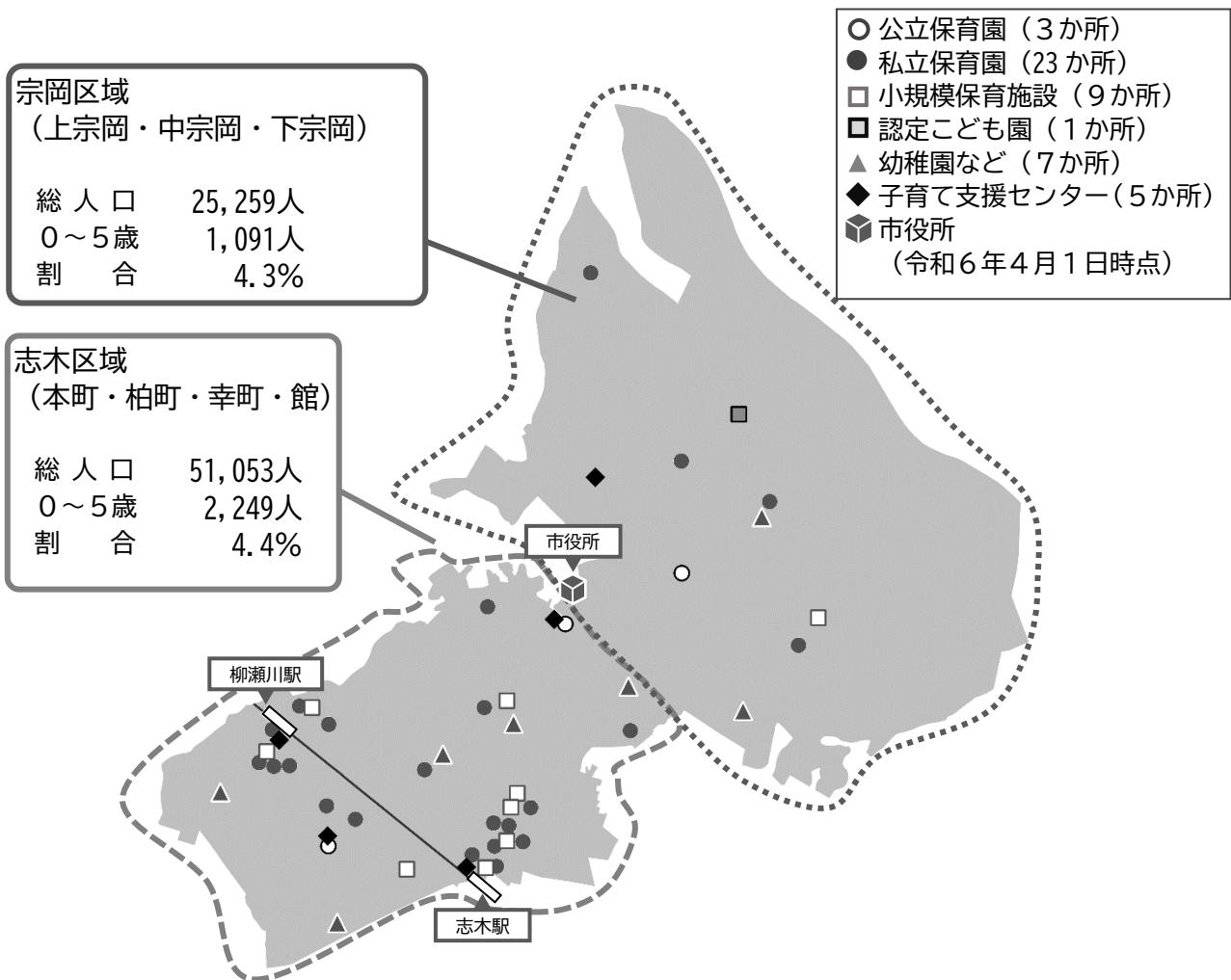
★:本計画から新たに位置づけた事業



# 第5章 第3期志木市子ども・子育て支援事業計画

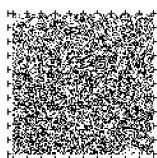
## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定することが義務づけられています。本市では、各地域の子どもの人口や保育環境の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域を下記の2区域に設定します。



参考：行政区ごとの状況 (埼玉県町（丁）字別人口調査 令和6年1月1日時点)

	本町	柏町	幸町	館	上宗岡	中宗岡	下宗岡
総人口（人）	17,341	14,676	11,784	7,252	8,401	11,095	5,763
0~5歳（人）	779	756	573	141	331	488	272
0~5歳の割合（%）	4.5	5.2	4.9	1.9	3.9	4.4	4.7



## 2 教育・保育事業の見込み・確保策

### 《事業の概要》

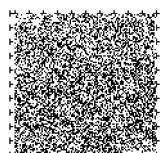
幼稚園や保育園などの学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分(1号、2号、3号)にそれぞれ認定し実施しています。

#### ■認定区分と提供施設

認定区分			利用先
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園などでの教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由※」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由※」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育

#### ※保育の必要な事由

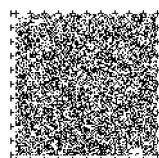
- ・就労
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障がい
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



## 《提供体制・確保策》

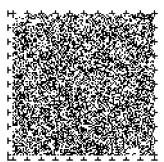
### ■志木区域

単位：人		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1号認定 (3~5歳)	量の見込み	596	551	521	507	492
	提供体制	980	980	980	980	980
	特定教育・保育施設	170	170	170	170	170
	新制度未移行の幼稚園	810	810	810	810	810
2号認定 (3~5歳)	量の見込み	499	493	497	514	529
	提供体制	629	584	584	584	584
	特定教育・保育施設	629	584	584	584	584
3号認定 (0歳)	量の見込み	119	123	125	128	130
	提供体制	153	144	144	144	144
	特定教育・保育施設	125	116	116	116	116
	特定地域型保育事業	28	28	28	28	28
3号認定 (1歳)	量の見込み	237	248	256	262	279
	提供体制	259	247	247	247	247
	特定教育・保育施設	202	190	190	190	190
	特定地域型保育事業	57	57	57	57	57
3号認定 (2歳)	量の見込み	243	256	267	275	281
	提供体制	296	281	281	281	281
	特定教育・保育施設	236	222	222	222	222
	特定地域型保育事業	60	59	59	59	59



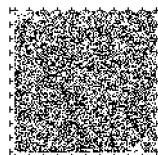
■宗岡区域

単位：人		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1号認定 (3～5歳)	量の見込み	294	269	244	228	210
	提供体制	444	444	444	444	444
	特定教育・保育施設	204	204	204	204	204
	新制度未移行の幼稚園	240	240	240	240	240
2号認定 (3～5歳)	量の見込み	266	270	271	279	284
	提供体制	285	224	224	280	280
	特定教育・保育施設	285	224	224	280	280
3号認定 (0歳)	量の見込み	37	39	41	43	45
	提供体制	45	36	36	42	42
	特定教育・保育施設	42	33	33	39	39
	特定地域型保育事業	3	3	3	3	3
3号認定 (1歳)	量の見込み	55	63	63	65	68
	提供体制	85	71	71	76	76
	特定教育・保育施設	77	63	63	68	68
	特定地域型保育事業	8	8	8	8	8
3号認定 (2歳)	量の見込み	73	59	64	62	61
	提供体制	90	74	74	84	84
	特定教育・保育施設	82	66	66	76	76
	特定地域型保育事業	8	8	8	8	8



■市全域

単位：人		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1号認定 (3～5歳)	量の見込み	890	820	765	735	702
	提供体制	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424
	特定教育・保育施設	374	374	374	374	374
	新制度未移行の幼稚園	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
2号認定 (3～5歳)	量の見込み	765	763	768	793	813
	提供体制	914	808	808	864	864
	特定教育・保育施設	914	808	808	864	864
3号認定 (0歳)	量の見込み	156	162	166	171	175
	提供体制	198	180	180	186	186
	特定教育・保育施設	167	149	149	155	155
	特定地域型保育事業	31	31	31	31	31
3号認定 (1歳)	量の見込み	292	311	319	327	347
	提供体制	344	318	318	323	323
	特定教育・保育施設	279	253	253	258	258
	特定地域型保育事業	65	65	65	65	65
3号認定 (2歳)	量の見込み	316	315	331	337	342
	提供体制	386	355	355	365	365
	特定教育・保育施設	318	288	288	298	298
	特定地域型保育事業	68	67	67	67	67



### 3 地域子ども・子育て支援事業の見込み・確保策

#### 1 時間外保育事業(延長保育事業)

##### 《事業の概要》

保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、保育園などにおいて保育を実施する事業です。

##### 《提供体制・確保策》

時間外保育事業は、市内すべての教育・保育施設で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。

##### ■志木区域

単位：人		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育事業 (延長保育事業)	量の見込み	657	663	649	645	645
	提供体制	1,034	978	942	902	902

##### ■宗岡区域

単位：人		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育事業 (延長保育事業)	量の見込み	382	419	450	524	524
	提供体制	601	618	654	733	733

##### ■市全域

単位：人		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育事業 (延長保育事業)	量の見込み	1,039	1,082	1,099	1,169	1,169
	提供体制	1,635	1,596	1,596	1,635	1,635

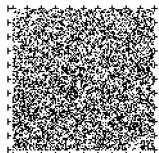
#### 2 放課後志木っ子タイム

##### ①放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ) ②放課後子ども教室

##### 《事業の概要》

放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などをを利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

また、放課後子ども教室は、放課後に対する子どもが安全・安心に過ごすことができ、かつ多様な体験・交流活動などを行うことができるよう環境を整備することで、次代を担う子どもを育成する事業です。



放課後木っ子タイムは、これら放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)と放課後子ども教室の校内交流型運用により、児童の放課後の居場所づくりのさらなる拡充を目指した事業です。

### 《提供体制・確保策》

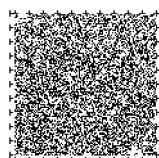
放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)、放課後子ども教室は市内全小学校で実施しており、引き続き児童の安全な居場所を確保するとともに、多様な体験・交流活動などの充実を図ります。

#### ■志木区域

単位：人		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ)	1年生	136	134	133	129	131
	2年生	75	70	62	55	47
	3年生	66	71	74	74	74
	4年生	19	18	17	16	14
	5年生	14	15	17	19	19
	6年生	2	2	2	1	1
	量の見込み（合計）	312	310	305	294	286
②放課後子ども教室	提供体制	315	316	321	322	323
	量の見込み	416	408	399	385	369
②放課後子ども教室	提供体制	416	408	399	385	369

#### ■宗岡区域

単位：人		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ)	1年生	77	76	66	65	64
	2年生	55	59	58	51	50
	3年生	38	32	35	34	30
	4年生	15	16	13	14	14
	5年生	6	6	6	5	6
	6年生	2	2	2	2	2
	量の見込み（合計）	193	191	180	171	166
②放課後子ども教室	提供体制	195	194	189	188	187
	量の見込み	222	214	200	192	176
②放課後子ども教室	提供体制	222	214	200	192	176



## ■市全域

単位：人		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ)	1年生	213	210	199	194	195
	2年生	130	129	120	106	97
	3年生	104	103	109	108	104
	4年生	34	34	30	30	28
	5年生	20	21	23	24	25
	6年生	4	4	4	3	3
	量の見込み（合計）	505	501	485	465	452
②放課後子ども教室	提供体制	510	510	510	510	510
	量の見込み	638	622	599	577	545
	提供体制	638	622	599	577	545

## 3 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

### 《事業の概要》

乳幼児とその保護者などの交流の場の提供と交流の促進を行うとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

### 《提供体制・確保策》

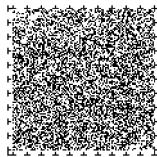
令和8年3月には、西原保育園の閉園に伴い、西原子育て支援センターが閉所となることから、出張子育てひろば事業などを実施することにより、子育て親子の交流の場や相談の場の確保に努めます。

## ■志木区域

単位：人日		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	30,020	28,787	29,774	31,041	32,176
	提供体制（か所）	4	3	3	3	3

## ■宗岡区域

単位：人日		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	16,678	17,174	18,086	18,939	19,728
	提供体制（か所）	1	1	1	1	1



## ■市全域

単位：人日		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域子育て支援拠点事業	量の見込み 提供体制（か所）	46,698 5	45,961 4	47,860 4	49,980 4	51,904 4

## 4 一時預かり事業(預かり保育事業・一時保育事業)

### 《事業の概要》

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園などの場所で、一時的に預かる事業です。

### 《提供体制・確保策》

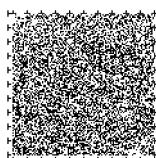
幼稚園における一時預かり保育事業は市内全園で実施しています。保育園における一時保育事業は実施園が限られるため、今後新たな開設を促すとともに、ファミリー・サポート・センター事業や緊急サポート事業などを活用していきます。

## ■志木区域

単位：人日		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①預かり保育（幼稚園型）	量の見込み	31,443	31,854	32,470	33,415	34,237
	提供体制	31,443	31,854	32,470	33,415	34,237
②一時保育（幼稚園型以外）	量の見込み	5,346	5,247	5,194	5,201	5,195
	提供体制	8,280	5,406	5,486	5,527	5,595
	①一時預かり事業	7,776	4,848	4,874	4,866	4,880
	②ファミサポ（病児対応除く）	468	516	563	604	650
	③子育て短期支援（緊サボ病児対応除く）	36	42	49	57	65

## ■宗岡区域

単位：人日		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①預かり保育（幼稚園型）	量の見込み	7,924	7,659	7,609	7,548	7,476
	提供体制	7,924	7,659	7,609	7,548	7,476
②一時保育（幼稚園型以外）	量の見込み	3,480	3,390	3,393	3,390	3,382
	提供体制	2,001	2,012	2,053	4,996	5,030
	①一時預かり事業	1,694	1,687	1,701	4,624	4,635
	②ファミサポ（病児対応除く）	289	304	327	344	363
	③子育て短期支援（緊サボ病児対応除く）	18	21	25	28	32



## ■市全域

単位：人日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①預かり保育（幼稚園型）	量の見込み	39,367	39,513	40,079	40,963	41,713
	提供体制	39,367	39,513	40,079	40,963	41,713
②一時保育 幼稚園型以外	量の見込み	8,826	8,637	8,587	8,591	8,577
	提供体制	10,281	7,418	7,539	10,523	10,625
	①一時預かり事業	9,470	6,535	6,575	9,490	9,515
	②ファミサポ (病児対応除く)	757	820	890	948	1,013
	③子育て短期支援 (緊サボ病児対応除く)	54	63	74	85	97

## 5 子育て短期支援事業(こどもショートステイ事業)

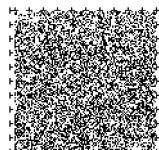
### 《事業の概要》

保護者の入院や通院、出張や冠婚葬祭などにより、一時的に家庭でお子さんを養育できなくなった場合など、短期間お子さんをお預かりする事業です。

### 《提供体制・確保策》

家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合など、一定期間養育などの支援を行います。

単位：人日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て短期支援 事業	量の見込み	87	103	119	135	151
	提供体制	87	103	119	135	151



## 6 病児・病後児保育事業

### 《事業の概要》

発熱など急な病気となった児童(病児)や病気回復期の児童(病後児)について、集団保育が困難であり、保護者の仕事などの事情で家庭における保育が困難な時に、保育園に付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

### 《提供体制・確保策》

病児保育事業及び病後児保育事業は、緊急サポートセンター事業及び民間保育施設で実施しており、今後も継続して実施します。

単位：人日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
病児・病後児保育事業	量の見込み	1,354	1,297	1,262	1,237	1,211
	①病児保育事業	1,235	1,230	1,220	1,235	1,225
	①-1 病児対応型	494	492	488	494	490
	①-2 病後児対応型	741	738	732	741	735

## 7 ファミリー・サポート・センター事業

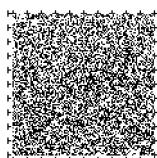
### 《事業の概要》

育児の援助を受けたい「お願い会員(生後6か月以上小学6年生までのお子さんの保護者)」と、育児の援助を行う「まかせて会員」の会員組織で、会員の相互援助活動に関する連絡・調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する事業です。

### 《提供体制・確保策》

ファミリー・サポート・センター事業は、新規会員の確保に努め、市民相互の助け合いによる保育サポートを実施します。

単位：人日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ファミリー・サポート・センター事業	量の見込み	1,018	1,117	1,195	1,239	1,278
	提供体制	1,018	1,117	1,195	1,239	1,278



## 8 利用者支援事業

### 《事業の概要》

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び各家庭のニーズに応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

### 《提供体制・確保策》

利用者支援事業は、基本型・特定型・こども家庭センター型ともに1か所で実施しており、今後も関係機関と連携を図りながら継続していきます。

単位：か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①基本型	量の見込み	1	1	1	1	1
	提供体制	1	1	1	1	1
②特定型	量の見込み	1	1	1	1	1
	提供体制	1	1	1	1	1
③こども家庭センター型	量の見込み	1	1	1	1	1
	提供体制	1	1	1	1	1

## 9 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

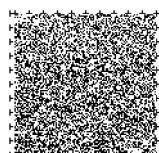
### 《事業の概要》

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師や保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

### 《提供体制・確保策》

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問します。

単位：人		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	483	473	464	455	446
	提供体制	483	473	464	455	446



## 10 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

### 《事業の概要》

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図る事業です。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童などに対する支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

### 《提供体制・確保策》

養育支援訪問事業については、引き続き、必要な家庭に実施していきます。

単位：人		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業	量の見込み	2	2	2	2	2
	提供体制	4	4	4	4	4

## 11 妊産婦健康診査の助成

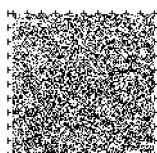
### 《事業の概要》

妊娠中の健康の保持増進と健やかな出産子育てに向け、妊産婦の継続した健康管理を行う妊産婦健康診査の受診費用の負担軽減を図ります。

### 《提供体制・確保策》

妊婦健康診査については、最大14回、産婦健康診査については産後2回までの公費助成を実施し、妊産婦の健康管理の向上に努めます。

単位：人		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊産婦健康診査の助成	量の見込み	486	476	467	458	449
	提供体制	486	476	467	458	449



## 12 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 《事業の概要》

特定教育・保育施設<sup>\*6</sup>などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する児童の保護者の経済的な軽減を図るための事業です。

### 《提供体制・確保策》

本市では、これまで民間事業者などを含む多様な主体による事業展開を図っており、今後も、待機児童数や多様化する保育ニーズなどを踏まえ、適切な確保・促進に努めます。

また、「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」の実施により、対象となる施設などに通う児童の利用料を助成します。

## 13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 《事業の概要》

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用及び食事の提供に要する費用などを助成する事業です。

### 《提供体制・確保策》

保護者の世帯所得の状況などを勘案しながら、教育・保育の充実に努めていきます。

## 14 子育て世帯訪問支援事業

### 《事業の概要》

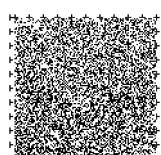
家事・子育てなどに不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭を訪問し、家事・子育てなどの支援を行うことにより、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ事業です。

### 《提供体制・確保策》

支援が必要な子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭に実施していきます。

単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	42	41	40	40
	提供体制	42	41	40	40

\*6 特定教育・保育施設：市が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設のこと。



## 15 児童育成支援拠点事業

### 《事業の概要》

養育環境上の課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童を対象に、拠点において生活習慣の形成や学習のサポートなどを行うとともに、安心できる居場所を提供し、基本的生活習慣や学習習慣の形成を支援し、さらに、児童や保護者への相談支援を行う事業です。

### 《提供体制・確保策》

現時点では民間団体などと協働し、地域ぐるみで子どもの居場所づくりを推進することとし、計画期間中に本事業の実施の方法について検討します。

## 16 親子関係形成支援事業

### 《事業の概要》

児童との関わり方や育てに悩みや不安を抱えている保護者などを対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的に、ペアレントトレーニングなどを通じて子どもの発達の状況などに応じた支援を行う事業です。

### 《提供体制・確保策》

計画的に講習会などを実施するとともに、親子間の関係改善が図れるよう、支援に努めます。

単位：人回		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
親子関係形成 支援事業	量の見込み 提供体制	204 204	204 204	204 204	204 204	204 204

## 17 妊婦等包括相談支援事業

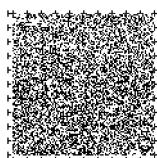
### 《事業の概要》

妊婦や配偶者などに対して面談などにより情報提供や相談など(伴走型相談支援)を行う事業です。

### 《提供体制・確保策》

妊娠届時から切れ目のない支援に努めていきます。

単位：人回			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦等包 括相談支 援事業	量の見 込み	妊娠届出数 1組当たり面談回数 面談実施合計回数	468 3 1,404	458 3 1,374	450 3 1,350	441 3 1,323	432 3 1,296
		提供体制	1,404	1,374	1,350	1,323	1,296



## 18 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

### 《事業の概要》

保育園などに通っていない0歳6か月～3歳未満の子どもを対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、通園による遊びや生活の場を提供し、保護者の育児の負担の軽減や孤立防止を図ります。

### 《提供体制・確保策》

令和8年度に本格実施となるため、国の動向を踏まえ、民間保育施設とともに、こども誰でも通園制度の機能を整備していきます。

単位：人日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み	21	21	20	20	19
	提供体制	24	20	20	22	24
1歳	量の見込み	11	9	8	8	7
	提供体制	29	15	15	20	21
2歳	量の見込み	10	8	9	8	8
	提供体制	14	8	8	12	14

※令和8年度より「月の一定時間」が未定のため、内閣府令で定める時間によっては修正が必要となる。

## 19 産後ケア事業

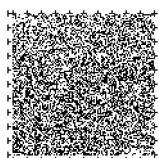
### 《事業の概要》

委託病院などによるデイサービス型、ショートステイ型及び助産師によるアウトリーチ型の産後ケア事業を行い、安心して子育てができるよう支援する事業です。

### 《提供体制・確保策》

産後ケア施設の確保及び助産師による訪問について、必要な家庭が利用できる体制を整備していきます。

単位：人日		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
産後ケア事業	量の見込み	244	239	234	230	225
	提供体制	244	239	234	230	225



# 第6章 計画の推進にあたって

## 1 計画の推進体制

---

### (1)計画全体の推進体制

#### ①庁内推進体制

本計画は、子ども・若者施策を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、計画を推進していきます。

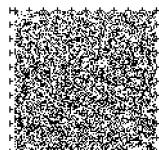
#### ②関係機関・団体との連携

計画の実現にあたっては、行政だけではなく、本市全体として、子ども・若者施策に取り組むことが求められています。そのため、市内の子育て支援に関わる保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携の強化を図ります。

### (2)情報提供・周知

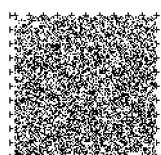
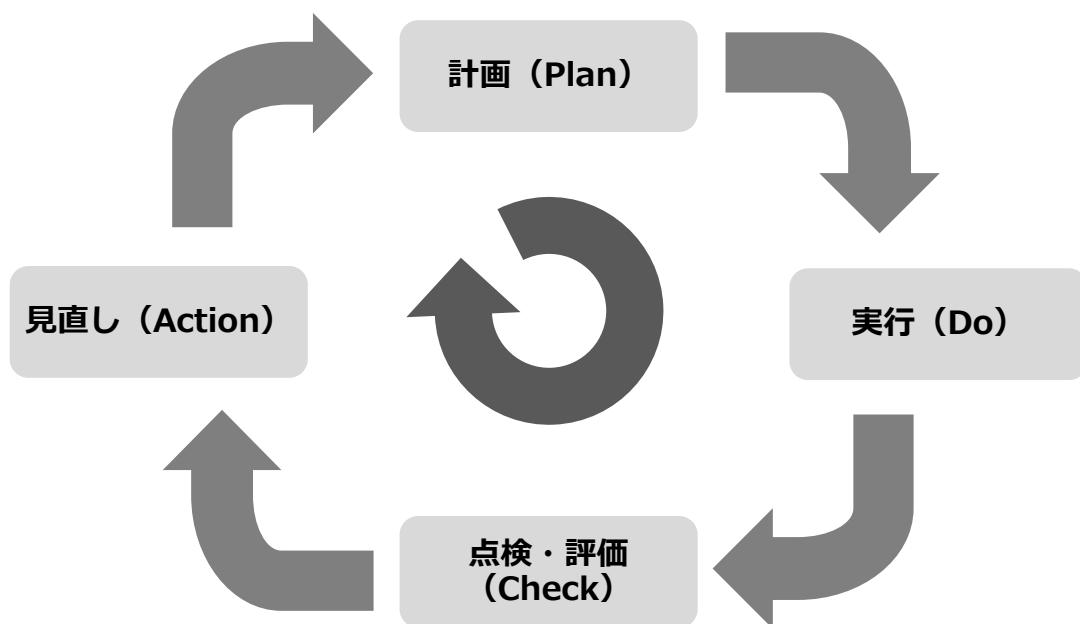
本計画について、市ホームページでの計画本編の公開や、概要版の発行などにより、子ども・若者も含めた市民への周知を図ります。

また、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービスなどの子ども・子育てに関する情報については、広報紙や市ホームページなどを通じて、市民への周知・啓発を図ります。



## 2 計画の評価・検証

本計画における各サービスなどについて見込みと確保の内容のバランスや目標ごとに定めた目標値の達成状況などについては、毎年度児童福祉審議会において点検・評価を行い、事業が計画に即して的確に実施されるよう管理します。点検・評価を行った結果については、市ホームページなどで公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。



## ■数値目標一覧

### 目標1

#### 子ども・若者の主体性を育むための支援【子ども・若者育成支援計画を含む】

No.	指標	現状値	目標値
2	教室の年間延べ参加者数	89人	100人
13	子どもの図書館延べ利用者数	32,981人	35,000人
24	子育て支援センターの利用者延べ人数	49,183人	55,000人
25	児童センターの利用者延べ人数	38,803人	56,000人
32	多世代交流カフェ事業延べ利用者数	12,714人	13,000人
34	保育スタッフ延べ活動回数	129回	183回

### 目標2

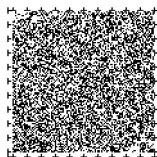
#### 親と子の健康・医療の充実【成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健分野）を含む】

No.	指標	現状値	目標値
40	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる保護者の割合	86.8%	92.0%
50	妊婦歯科検診受診率	31.7%	増やす
56	産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合	7.4%	減らす
	肥満傾向児の割合(小学5年生)	10.5%	10.0%
61	毎日朝食を食べている人の割合(小学6年生)	87.5%	88.0%
	毎日朝食を食べている人の割合(中学3年生)	75.8%	79.0%
67	離乳食教室への参加率	22.3%	25.0%
70	食育に関心がある人の割合	45.7%	90%

### 目標3

#### 児童虐待防止、配慮を要する子ども・家庭への支援【子どもの貧困対策計画を含む】

No.	指標	現状値	目標値
	学習支援事業の参加実人数	167人	247人
75	利用者のうち生活困窮世帯に属する中学3年生が高校などへ進学する割合	100%	100%
83	自立支援教育訓練給付金による就業実績件数	1件	2件
84	高等職業訓練促進給付金による就業実績件数	0件	3件
88	ヘルパーを派遣した世帯数	—	10世帯
95	医療的ケア児などに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	2人	4人



## 目標4

### 地域ぐるみで子ども・若者を守る体制の強化

No.	指標	現状値	目標値
123	自主防犯パトロールの延べ回数	1,364 回	1,900 回
	青色防犯パトロールカーの見回り実施回数	62 回	80 回
136	スクールカウンセラーが相談を受けた年間延べ件数	2,998 件	3,000 件
146	市民食育サポートー認定者実人数	24 人	30 人

## 目標5

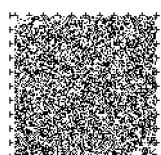
### 「子育て」と「子育ち」の支援

No.	指標	現状値	目標値
150	講座の親子参加組数	13 組	20 組
157	情報交換会に参加する保育施設の割合	52%	70%
166	学童保育クラブの待機児童数	29人	5 人
168	埼玉県学力・学習状況調査において、前年度より学力が伸びた児童・生徒の割合が 70%以上だった学年数(全11学年)	4学年	10 学年
169	新体力テスト総合評価(A+B+C)の割合	75%	85%
170	不登校対策室校内支援ルームの設置	－	全小・中学校

## 目標6

### 未来を切り拓く子ども・若者への支援【成育医療等基本方針に基づく計画を含む】

No.	指標	現状値	目標値
182	就労準備支援事業参加延べ人数	42 人	294 人
188	職場の中で男女の地位が平等であると感じている人の割合	28.3%	40%
191	市役所における希望する男性職員の育児休業取得率	100%	100%

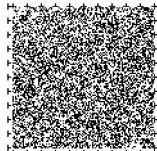


# 資料編

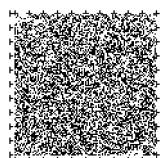
## 1 計画策定までの経過

### (1)志木市児童福祉審議会

年月日	実施内容
令和5年度	
令和5年 5月 16 日	第1回志木市児童福祉審議会 ◇委嘱状交付 （1）児童福祉審議会及び審議会スケジュールについて （2）令和5年度の新規事業等について （3）第3期志木市子ども・子育て支援事業計画について
7月 10 日	第2回志木市児童福祉審議会 ◇諮問「第3期志木市子ども・子育て支援事業計画の策定について」 ・第3期志木市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査について
9月 7 日	第3回志木市児童福祉審議会 ・第3期志木市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査について
令和6年 2月 9 日	第4回志木市児童福祉審議会 （1）地域型保育事業（居宅訪問型保育事業）について （2）第2期志木市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について （3）第3期志木市子ども・子育て支援事業計画等の策定に係るアンケート調査の報告について
令和6年度	
令和6年 4月 23 日	第1回志木市児童福祉審議会 ◇諮問「志木市こども計画の策定について」 （1）志木市こども計画の策定方針について （2）子ども・若者の意識に関する調査について （3）令和6年度新規事業について
6月 20 日	第2回志木市児童福祉審議会 （1）第2期志木市子ども・子育て支援事業計画進捗状況調査結果について （2）志木市こども計画策定のためのヒアリング調査結果について （3）志木市こども計画策定に向けた課題整理について （4）量の見込みの考え方について



年月日	実施内容
7月 30 日	第3回志木市児童福祉審議会 （1）志木市子ども・若者の意識に関する調査の結果について （2）志木市こども計画の骨子案について
8月 28 日	第4回志木市児童福祉審議会 ・志木市こども計画の素案について
10月 25 日	第5回志木市児童福祉審議会 ・志木市こども計画の素案について
12月 16 日	第6回志木市児童福祉審議会 ・志木市こども計画の素案について
令和7年 3月 3日	第7回志木市児童福祉審議会 ◇答申「志木市こども計画の策定について」



## (2)志木市青少年育成市民会議

年月日	実施内容
令和6年度	
令和6年 4月22日	第1回理事会 (1)こども計画策定方針について (2)「志木市子ども・若者の意識に関する調査（案）」について
6月17日	第2回理事会 (1)「志木市子ども・若者の意識に関する調査（案）」に対するご意見の反映結果について (2)「志木市子ども・若者の意識に関する調査」の実施について
9月9日	第3回理事会 ・志木市こども計画素案に対するご意見等について
令和7年 3月24日	第5回理事会 (1)志木市こども計画の素案に対する意見公募手続結果について (2)こども計画の策定について

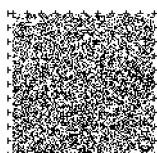
### 理事会構成団体

- ・朝霞地区保護司会志木支部
- ・県立志木高等学校
- ・個人会員
- ・志木市校長会
- ・志木市子ども会育成連絡協議会
- ・志木市社会福祉協議会
- ・志木市青少年育成推進員会
- ・志木市町内会連合会
- ・志木市文化スポーツ振興公社
- ・志木市民生委員・児童委員協議会
- ・志木市立学校P T A連合会
- ・志木市連合婦人会
- ・志木市老人クラブ連合会

### 加盟団体

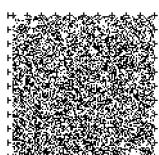
- ・朝霞警察署
- ・朝霞青年会議所志木支部
- ・朝霞地区更生保護女性会志木支部
- ・朝霞地区交通安全協会志木支部
- ・志木市交通安全母の会
- ・志木市交通指導員会
- ・志木市スポーツ少年団
- ・志木市体育協会
- ・志木ロータリークラブ
- ・日本ボーイスカウト志木第一団

[あいうえお順]



### (3)志木市子ども・健康施策庁内推進会議

年月日	実施内容
令和5年度	
令和5年 8月 10 日	「第3期志木市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けたニーズ調査等について
2月 15 日	第3期志木市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査結果の報告について
令和6年度	
令和6年 4月 10 日	(1) 志木市こども計画策定方針及びスケジュールについて (2) 第2期志木市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び子ども施策に関する事業の調査について (3) 子ども・若者の意識と生活に関する調査について
7月 23 日	(1) 志木市子ども・若者の意識に関する調査の結果について (2) 志木市こども計画の骨子案について
9月 25 日	(1) 志木市こども計画の素案について (2) 志木市こども計画の素案の意見公募手続について
12月 25 日	・志木市こども計画の素案について

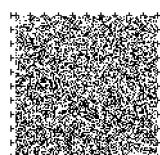


## (4)計画策定のためのアンケート調査

年月日	実施内容
令和4年度	
令和4年4月～ 令和5年3月	【乳幼児健康診査時アンケート】 調査対象：乳幼児保護者（乳幼児健診通知に調査票を同封し、健診時に回収）
令和5年度	
令和5年 8月下旬～ 11月下旬	【ヤングケアラー実態調査】 調査対象：小学4～6年生及び中学1～3年生 (ヤングケアラーに関する講座の実施後、タブレットによる記名式での回答)
10月23日～ 11月13日	【子育て支援アンケート】 調査対象：就学前児童がいる世帯・保護者1,500人、小学生児童がいる世帯・保護者1,500人を無作為抽出
10月23日～ 11月13日	【子どもの生活実態アンケート】 調査対象：小学5年生がいる世帯・保護者(668世帯)、中学2年生がいる世帯・保護者(601世帯)、児童扶養手当等受給世帯(341世帯)
令和6年度	
令和6年 4月30日～ 5月17日	【関係団体アンケート】 調査対象：市内で子ども・若者の居場所を運営している団体や教育・保育機関など19団体
6月3日～ 6月17日	【子ども・若者の意識に関する調査】 調査対象：高校生世代から39歳までの方2,000人を無作為抽出
8月～9月	【子ども・若者の意見聴取】 調査対象：8学童保育クラブ、児童センター、こども食堂などに在籍または来所した子ども・若者182人

## (5)市民意見公募手続(パブリックコメント)の実施結果

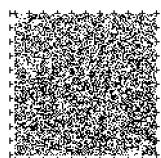
意見公募期間	令和7年1月23日～2月21日
素案の公表場所	市ホームページ、子ども支援課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、健康増進センター、いろは保育園、北美保育園、西原保育園、児童センター、いろは子育て支援センター、西原子育て支援センター、宗岡子育て支援センター
意見募集状況	意見人数 個人:8人、団体:1団体 意見件数 22件



## 2 志木市児童福祉審議会名簿

任期 令和5年5月1日～令和7年4月30日  
(選出区分別・あいうえお順・敬称略)

	選出区分	氏 名	備 考
1	識見を有する者	磯 真砂子	
2	識見を有する者	志村 亜希子	
3	識見を有する者	白川 美津江	
4	識見を有する者	中村 和子	
5	事業従事者	大熊 啓太	副会長
6	事業従事者	佐藤 聰子	会長
7	事業従事者	高橋 篤子	
8	事業従事者	中村 勝義	
9	保護者	浅見 智子	
10	保護者	阿部 望	令和6年 9月30日まで
11	保護者	藤井 加奈恵	
12	保護者	細田 大二郎	
13	保護者	増本 智絵	令和6年 10月25日から



志木市こども計画  
令和7年3月発行

発行 志木市  
編集 子ども・健康部子ども支援課  
〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号  
TEL 048-473-1111(代表)

